第３章　災害応急対策計画

第１節　組織計画

１　防災組織の概要

(1)　市防災会議

基本法第 16 条に基づき設置し、市地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを任務とする。編成及び運営については、雲仙市防災会議条例（平成17 年雲仙市条例第 14 号）に定めるところによる。

資料編―1　「雲仙市防災会議条例」
資料編―2　「雲仙市防災会議委員名簿」

(2)　警戒体制(事前情報収集)

災害警戒本部の設置前の段階として情報収集等が必要であると認める場合は、配備基準に基づき危機管理課職員をもって情報収集を行う。

(3)　災害警戒本部(第１・２配備)

各種気象警報が発表され、災害の発生が予想される場合において、情報収集及び応急対策が必要と認められる場合は、配備基準に基づき災害警戒本部を設置し、第１配備または第２配備要員をもって、各関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集及び応急対策を行う。

資料編―４「雲仙市災害警戒本部標準配備表」

(4)　災害対策本部（第３・４・５配備）

災害対策基本法第 23 条の２に基づき、市の地域について災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認める場合は、配備基準に基づき災害対策本部を設置し、第 3 配備・第４配備・第５配備要員のいずれかをもって水防、消防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動を行う。

資料編―3　「雲仙市災害対策本部条例」
資料編―5　「雲仙市災害対策本部標準配備表」

(5)　水防本部

水防法及び基本法の趣旨に基づき設置し、水防上必要な監視、予報、警戒、通信、輸送、その他の水防活動の実施を任務とし、水防本部長には、建設部長が当たる。

なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、災害対策本部の組織に統合される。

２　警戒体制

危機管理課長は、配備基準に示す事象が発生し、情報収集等が必要であると認める場合は、防災対策室に危機管理課職員により警戒体制を設置し、対処する。

３　災害警戒本部体制

(1)　第１配備

①　設置及び解散

ア　設　置

総務部長は、配備基準に示す事象が発生し、災害の発生が予想される場合において情報収集等が必要であると認める場合は、防災対策室に災害警戒本部（第１配備）を設置し、第１配備要員をもって対処する。

イ　設置基準

各種気象警報が発表されたとき及び被害が発生するおそれがある場合で災害警戒本部長(総務部長)が必要と認めるとき。

ウ　体制の変更及び解散基準

総務部長は、災害が発生または発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があると認められる場合は、市長の判断により災害警戒本部(第２配備)または災害対策本部へ移行する。また、各種気象警報等が解除され、予想された災害の危険が解消したと認められる時は、災害警戒本部(第１配備)体制を解散する。

エ　組織図

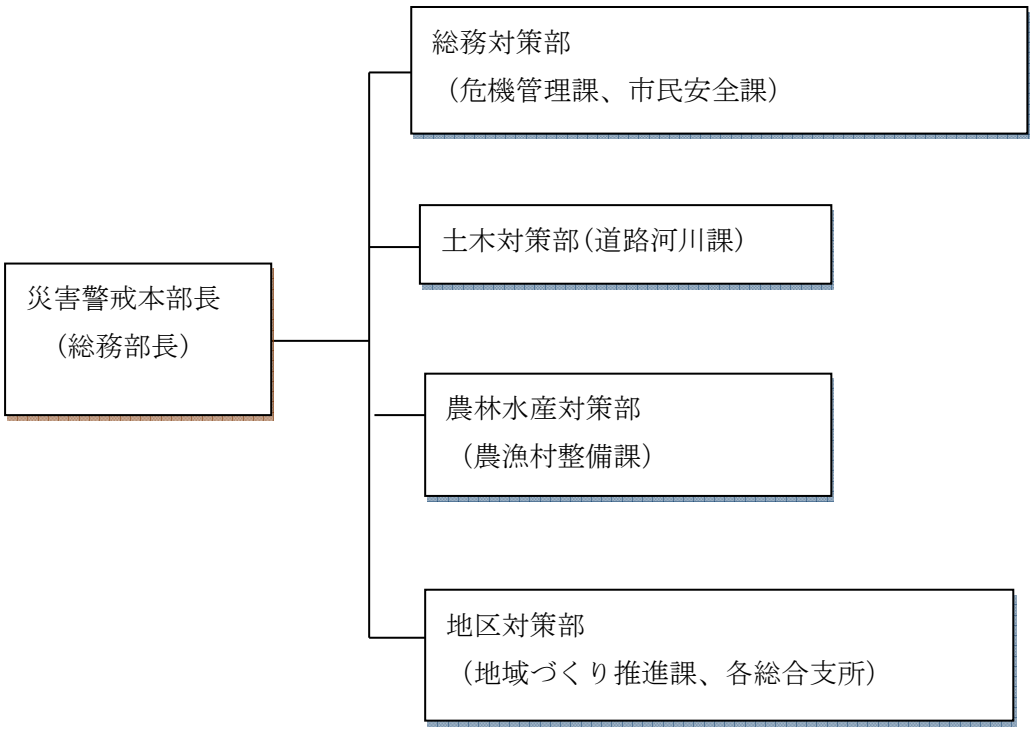

②　業　務

ア　気象情報等の収集・伝達、警戒

イ　連絡調整

ウ　水害等に関する情報収集、警戒巡視

エ　住民への気象情報等の伝達

③　指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部（第1配備）体制の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、危機管理課長がこれを代行する。

(2)　第２配備

①　設置及び解散

ア　設　置

副市長は、配備基準に示す事象等が発生し、災害が発生または発生するおそれがあり、応急対策を実施する必要があると認められる場合は、防災対策室に災害警戒本部（第２配備）を設置し、第２配備要員をもって対処する。

イ　設置基準

警報級以上の気象情報が発表される等、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部長（副市長）が必要と認めるとき。

ウ　体制の変更及び解散基準

副市長は、各種気象警報等が解除され、市内の災害の危険が解消したと認められる時また、災害が拡大し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要がある場合は、市長の判断により災害対策本部に移行するとき。

エ　組織図(第２配備)

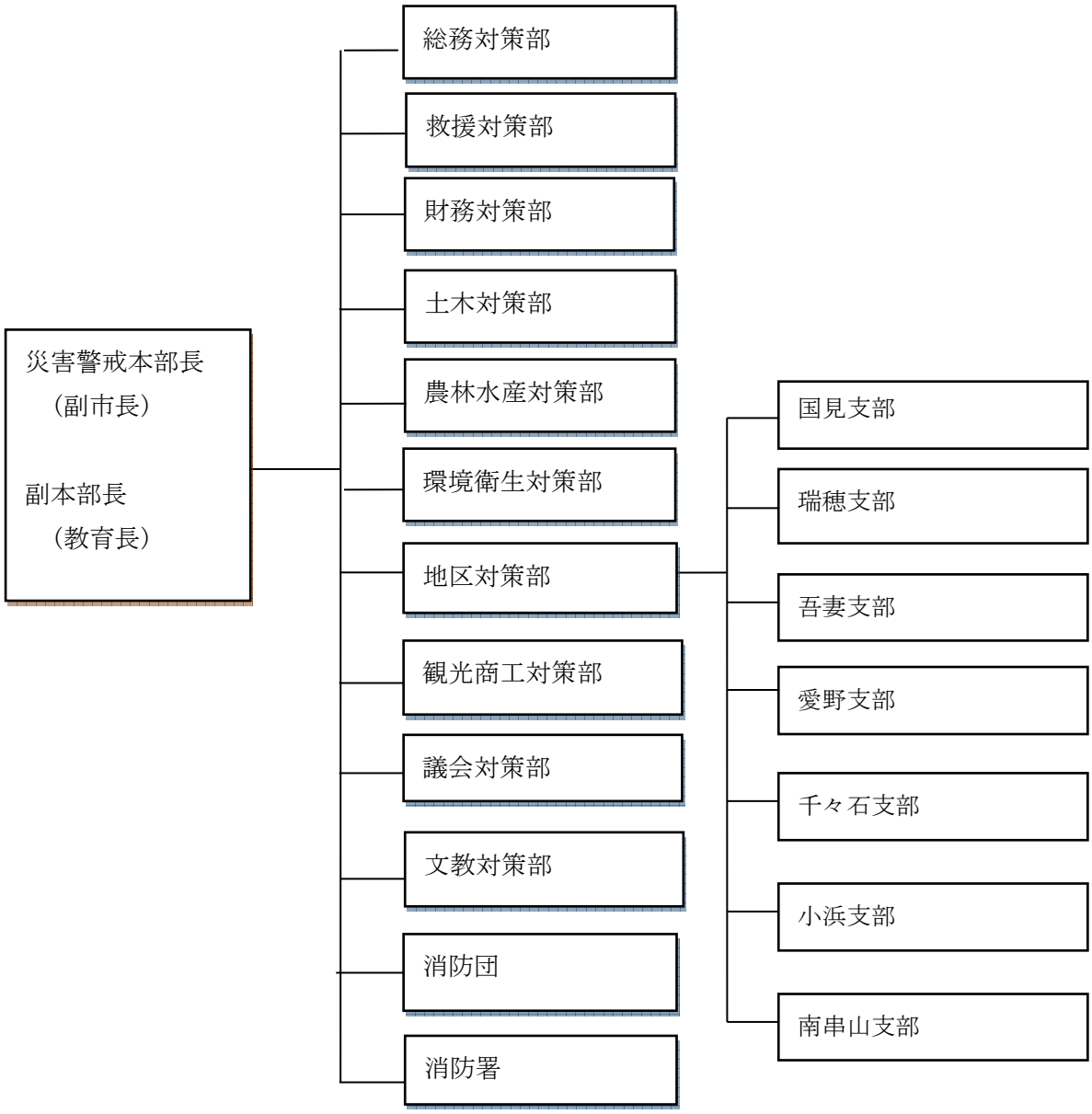

②　業　務

ア　住民、関係機関等からの災害関連情報の収集・伝達及び処理

イ　災害の発生が予想される地域、危険箇所等の巡回及び警戒

ウ　予想される応急対策に必要な事項の準備

エ　防災関係機関等に対する警戒本部設置の報告・通知

③　指揮の権限

副市長は、災害警戒本部(第２配備)の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

代行順位：　第１順位　教育長

第２順位　総務部長

４　災害対策本部

(1)　設置及び解散

①　設　置

市長は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において防災の推進を図る必要があると認める場合は、防災対策室に災害対策本部を設置し、第３・４・５配備のいずれかの要員をもって対処する。

②　設置基準

ア　第 3 配備

比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長(市長)が必要と認めるとき。

イ　第 4 配備

相当の被害が発生し、または発生するおそれがある場合で本部長(市長)が必要と認めるとき。

ウ　第 5 配備

特に甚大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、全職員の配備を本部長(市長)が必要と認めるとき。

③　解散基準

ア　市内の災害の危険が解消したとき。

イ　災害対策が概ね完了したとき。

(2)　設置又は解散の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、全職員に通知するとともに、防災関係機関、住民等に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知する。

【図表：災害対策本部の設置時等の連絡機関】

連絡先		住所	電話番号
雲仙市役所	市役所本庁	雲仙市吾妻町牛口名 714 番地	0957-38-3111
	国見総合支所	雲仙市国見町土黒甲 1100 番地	0957-78-2111
	瑞穂総合支所	雲仙市瑞穂町西郷辛 1285 番地	0957-77-2111
	愛野総合支所	雲仙市愛野町乙 526 番地 1	0957-36-2111
	千々石総合支所	雲仙市千々石町戊 582 番地	0957-37-2001
	小浜総合支所	雲仙市小浜町北本町 14 番地	0957-74-2111
	南串山総合支所	雲仙市南串山町丙 10538 番地 4	0957-88-3111
	雲仙出張所	雲仙市小浜町雲仙 292 番地 1	0957-73-3445
島原振興局		島原市城内 1 丁目 1205 番地	0957-63-0111
県央地域広域市町村圏組合消防本部		諫早市鷲崎町 221 番地 1	0957-23-0119
	通信指令課	諫早市鷲崎町 221 番地 1	0957-24-6500
	小浜消防署	雲仙市小浜町北本町 114 番地 25	0957-74-3231
	小浜消防署愛野分署	雲仙市愛野町甲 4440 番地 1	0957-36-0180

連　絡　先	住　所	電話番号
小浜消防署雲仙分駐所	雲仙市小浜町雲仙 320 番地	0957-73-2283
島原地域広域市町村圏組合消防本部	島原市新馬場町 872 番地 2	0957-62-7711
指令センター	島原市新馬場町 872 番地 2	0957-65-5151
島原消防署	島原市新馬場町 872 番地 2	0957-62-0119
島原消防署北分署	雲仙市国見町神代己 111 番地 3	0957-78-2870
雲仙警察署	雲仙市小浜町南本町 7 番地 25	0957-75-0110
雲仙市消防団長	雲仙市吾妻町牛口名 714 番地	0957-38-3111
国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所小浜維持出張所	雲仙市小浜町北野 441 番地 1	0957-74-3105
国土交通省九州地方整備局 雲仙砂防管理センター	島原市南下川尻町 7 番地 4	0957-64-4171
陸上自衛隊 大村駐屯地	大村市西乾馬場町 416 番地	0957-52-2131 （内線 238）
NHK　長崎放送局　　ニュース	長崎市西坂町 1 番地 1	095-821-1115
NBC　長崎放送　　報道部	長崎市尾上町 5 番地 6	095-824-3111
KTN　テレビ長崎　　報道部	長崎市金屋町 1 番地 7	095-827-2111
NCC　長崎文化放送　報道制作局	長崎市茂里町 3 番地 2	095-843-7000
NIB　長崎国際テレビ報道制作部	長崎市出島町 11 番地 1	095-820-3000
エフエム長崎　　報道部	長崎市栄町 5 番地 5	095-828-2020
エフエム諫早	諫早市宇都町 29 番地 1	0957-27-0771
西九州電設株式会社　ひまわりテレビ	雲仙市千々石町戊 714 番地 3	0957-37-6177
長崎新聞　雲仙支局	雲仙市小浜町北野 1081 番地 6	0957-56-8676
島原市政記者クラブ（長崎新聞を含む。）	島原市役所内	0957-62-8036
朝日新聞	島原市加美町 1028 番地	0957-62-2518
西日本新聞	島原市上の町 1163 番地 16	0957-62-2045
毎日新聞	島原市新馬場町 160 番地 1 ロマネスク天神Ｈ棟	0957-62-2532
読売新聞	島原市新町一丁目 216 番地	0957-63-1473
島原新聞	島原市中町 865 番地	0957-62-5141
農林水産省・長崎農政事務所・地域第２課	諫早市栄田町 34 番地 66	0957-26-1122
自衛隊長崎地方協力本部　島原地域事務所	島原市今川町 1855 番地 5	0957-62-3759
雲仙市社会福祉協議会	雲仙市千々石町戊 762 番地	0957-37-2855

(3)　運営

災害対策本部の運営については、雲仙市災害対策本部条例（平成 17 年雲仙市条例第 15 号）の定めるところによる。

なお、本部長が必要と認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報

の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(4)　指揮の権限

市長は、本部長として、災害対策本部の設置及び指揮を行う。市長の判断を仰ぐことができない場合の職務代理者は、次のとおりとする。

第１位：副市長　　第２位：教育長　　第３位：総務部長

(5)　組織及び事務分掌

①　組織

災害対策本部の組織は、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員をもって、各対策部及び各対策班を構成する。詳細は、「図表：雲仙市災害対策本部組織図」のとおりとする。

②　事務分掌

災害対策本部における各対策班の分掌する事務は、「図表：災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

(6)　災害対策本部会議

本部長は、各対策部の統一的指示及び災害対策について協議するため、必要に応じて、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。本部会議の構成員は、「図表：雲仙市災害対策本部組織図」のとおりとする。

(7)　現地災害対策本部

①　本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、副本部長及び本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

②　現地災害対策本部の業務

ア　被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関の対応状況等を災害対策本部へ連絡

イ　要望の把握、災害対策本部への伝達及び関係機関との現地調整

ウ　必要により現地調整会議の実施

【図表：雲仙市災害対策本部組織図】

【図表：災害対策本部事務分掌】

対策部	対策班	事務分掌
総務対策部 (総務部、監査事務局) 部長： 総務部長 副部長： 監査事務局長	災害本部班 班長： 危機管理課長 副班長： 危機管理班長	(1)　災害対策本部の設置及び庶務に関すること。 (2)　本部会議に関すること。 (3)　本部長命令等(避難指示を含む。)の伝達に関すること。 (4)　関係機関との連絡の取りまとめに関すること。 (5)　自衛隊等他機関の受け入れに関すること。 (6)　自衛隊の派遣要請の要求に関すること。 (7)　防災行政無線の運営に関すること。 (8)　気象情報、気象通報及び災害情報の総括に関すること。 (9)　行方不明者及び被災者の把握に関すること。 (10) 住民及び関係機関に対する避難の誘導、勧告及び指示伝達に関すること。 (11) 災害対策に係る予算措置に関すること。 (12) 国、県等への災害状況報告、要望等の取りまとめに関すること。 (13) 人命救助、捜索作業に関すること。 (14) 総務部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。(他の部の所管に属するものを除く。)
	市民安全班 班長： 市民安全課長 副班長： 市民安全班長	(1)　消防団員の非常招集及び非常配備に関すること。 (2)　災害の警戒及び予防に関すること。 (3)　避難の誘導及び被災者の救助、救護に関すること。 (4)　行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 (5)　人命救助・捜索作業における障害物の除去に関すること。 (6)　被害の緊急復旧に関すること。 (7)　県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携に関すること。
	支援対策班 班長： 政策企画課長 副班長： 未来創生課長	(1)　住民への警戒呼びかけ等広報に関すること。 (2)　災害写真の撮影及び収集に関すること。 (3)　各対策部における災害状況の調査、報告及びその対策の取りまとめに関すること。(避難所を除く) (4)　報道機関等への連絡調整に関すること (5)　災害見舞及び視察等への対応に関すること。 (6)　市長等の庶務に関すること。
	調整班 班長：人事課長 副班長： 行革推進課長	(1)　国、県及び他市町との相互支援(受け入れを含む。)の調整及びその取りまとめに関すること。 (2)　災害時の班職員の把握及び他の班への職員の応援配備に関すること。

		(3)　職員の非常招集に関すること (4)　アマチュア無線に関すること。 (5)　その他の無線通信に関すること。
地区対策部 （地域振興部（総合窓口課を除く。）） 部長： 　地域振興部長 副部長： 　地域づくり推進課長	国見支部 瑞穂支部 吾妻支部 愛野支部 千々石支部 小浜支部 南串山支部 支部長： 　地域づくり推進班長 　各総合支所長	(1)　所管地域の災害応急対策に関すること。 (2)　災害対策本部（本庁）との情報連絡に関すること。 (3)　所管地域の被害状況の把握及び災害対策本部への報告に関すること。 (4)　本部長命令等（避難勧告を含む。）の総合支所内伝達に関すること。 (5)　所管地域の防災関係機関等との連絡調整に関すること。 (6)　支部職員の非常招集に関すること。 (7)　支部職員の配置及び調整に関すること。 (8)　所管地域の住民への警戒呼びかけ等広報に関すること。 (9)　所管地域の避難所の開設、避難者等の収容、食料の供給及び物資の配給に関すること。 (10)　所管する地域及び施設の防災対策に関すること。
救援対策部 （健康福祉部、総合窓口課） 部長： 　健康福祉部長 副部長： 　福祉総務課長	市民生活班 班長： 　子ども支援課長 副班長： 　福祉支援課長	(1)　要配慮者の生活状況の把握及び支援に関すること。 (2)　被災により保護が必要な児童の援護に関すること。 (3)　生業資金の貸付に関すること。 (4)　災害応急復旧資金等の相談に関すること。 (5)　ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 (6)　死体の収容及び埋火葬処理に関すること。 (7)　健康福祉部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。） (8)　災害弔慰金及び災害障害見舞金の交付に関すること。 (9)　長崎県共同募金会からの災害見舞金及び日本赤十字社からの救援物資に関すること。
	避難所対策班 班長： 　保護課長 副班長： 　総合窓口課長	(1)　避難所の開設及び管理並びに避難者の調査及び対応に関すること。 (2)　炊き出しを必要とする被災者の調査並びに炊き出しの実施及びその配給の計画に関すること。 (3)　生活困窮者等の住居に運び込まれた障害物の除去に関すること。
	救護班 班長： 　健康づくり課長	(1)　南高医師会との連絡調整に関すること。 (2)　救護所の設置に関すること。 (3)　医療救護班の編成及び派遣に関すること。

	副班長： 健康推進班長	(4)　災害時における食品衛生に関すること。 (5)　被災地の防疫に関すること。 (6)　薬品等の調達に関すること。 (7)　医療機関の被害状況の調査及び報告に関すること。 (8)　避難者等の健康管理に関すること。
財務対策部 (財務部、会計課) 部長： 財務部長 副部長： 会計管理者	物資班 班長： 財政課長 副班長： 会計課長	(1)　各部又は各班で必要な用品の調達に関すること。 (2)　救援物資及び義援金、寄付金、見舞金等の受付に関すること。 (3)　災害時の出納に関すること。 (4)　救援物資の保管及び配給に関すること。 (5)　主用食糧の緊急配給に関すること。 (6)　支援受け入れに必要な物品等の調査・調整に関すること。
	ライフライン班 班長： 財産管理課長 副班長： 契約検査課長	(1)　ガス、電気、電話通信網等の被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。 (2)　民間車両の利用に関すること。 (3)　公園の被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。 (4)　災害用自動車の配車に関すること。
	証明班 班長： 税務課長 副班長： 収納推進課長	(1)　災害による罹災証明書等の発行に関すること。 (2)　家屋の被害状況の調査及び報告に関すること。 (3)　災害による市税の減免及び徴収猶予に関すること。
土木対策部 (建設部) 部長： 建設部長 副部長： 監理課長	治山治水・道路班 班長： 道路河川課長 副班長： 用地課長 建設総務班長	(1)　水防本部に関すること。 (2)　地すべり、がけ崩れ及び土石流等の災害対策に関すること。(他の部の所管に関するものを除く。) (3)　内水排除等の治水対策に関すること。(他の部の所管に属するものを除く。) (4)　災害時における道路・河川の障害物等の除去に関すること。(他の部の所管に属するものを除く。) (5)　高潮対策に関すること。(他の部の所管に関するものを除く。) (6)　河川、水路及び樋管の災害復旧に関すること。 (7)　港湾の被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。 (8)　災害時における道路及び橋梁の交通規制に関すること。

		(9)　道路及び橋梁の災害復旧に関すること。 (10)　建設部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。） (11)　国道、鉄道等広域的被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。
	住宅対策班 班長： 建築課長 副班長： 建築指導班長	(1)　災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること。 (2)　災害住宅の建設に関すること。 (3)　公共施設及び市営住宅の被害調査及び復旧対策に関すること。 (4)　住宅の被害状況の調査及び報告に関すること。
環境衛生対策部 （環境水道部） 部長： 環境水道部長 副部長： 水道課長	環境衛生班 班長： 環境政策課長 副班長： 環境政策班長	(1)　環境衛生（防疫）に関すること。 (2)　被災地の清掃に関すること。 (3)　災害廃棄物に関すること。 (4)　漂流物に関すること。 (5)　環境水道部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。）
	給水班 班長： 給水班長 副班長： 水道管理班長	(1)　飲料水及び生活用水の供給に関すること。 (2)　水道施設の被害状況の調査、報告及び応急修理に関すること。 (3)　水道施設の復旧対策に関すること。
	下水道班 班長： 下水道課長 副班長： 下水道班長	(1)　下水道の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。
農林水産対策部 （農林水産部、農業委員会） 部長： 農林水産部長 副部長： 農業委員会事務局長	農政班 班長： 農林課長 副班長： 農業委員会事務局次長	(1)　営農施設、畜産施設及び林野関係施設の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。 (2)　農林水産物の被害状況の調査及び報告に関すること。 (3)　農業共済に関すること。 (4)　罹災した農林水産業者への災害資金の貸付に関すること。 (5)　農林水産対策部の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。（他の部の所管に属するものを除く。）

	農水施設班 班長： 農漁村整備課長 副班長： 耕地班長	(1)　ため池及び樋門の巡視及び警戒に関すること。 (2)　農業用施設及び水産関係施設の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。 (3)　内水排除等の治水対策に関すること（他の班の所管に属するものを除く。）。 (4)　漁港等の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。 (5)　林業用施設の災害状況の調査、報告及びその復旧対策に関すること。
観光商工対策部 (観光商工部) 部長： 観光商工部長 副部長： 観光物産課長	観光商工班 班長： 商工労政課長 副班長： 企業誘致推進班長	(1)　商工業に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。 (2)　罹災商工業者の災害応急復旧資金等の災害金融のあっせんに関すること。
文教対策部 (教育委員会) 部長： 教育次長 副部長： 総務課長	学校対策班 班長： 学校教育課長 副班長： 総務班長	(1)　児童生徒の避難対策に関すること。 (2)　学校施設の避難所の開設協力及び必要な教職員の動員に関すること。 (3)　応急教育施設対策に関すること。 (4)　児童生徒の授業の措置に関すること。 (5)　教科書のあっせん及び調達に関すること。 (6)　学用品の支給に関すること。 (7)　学校給食及び児童生徒の保健に関すること。 (8)　教育委員会の所管事項に係る災害状況の調査、報告及びその対策に関すること。(他の部の所管に属するものを除く。)
	教育施設対策班 班長： 生涯学習課長 副班長： スポーツ振興課長	(1)　文化財の応急対策及び復旧対策に関すること。 (2)　市立公民館、文化会館、体育館等の利用者の避難に関すること。 (3)　市立公民館、文化会館、体育館等の避難所の開設協力及び関係職員の動員に関すること
議会対策部 (議会事務局) 部長： 議会事務局長 副部長： 議会事務局次長	議会対策班 班長： 総務議事班長	(1)　議員への連絡に関すること。 (2)　議会の運営に関すること。。

雲仙市消防団 消防団長	各支団 各副支団長	(1)　消防団員の非常招集及び非常配備に関すること。 (2)　災害の警戒及び予防に関すること。 (3)　避難の誘導及び被災者の救助、救護に関すること。 (4)　行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 (5)　人命救助・捜索作業における障害物の除去に関すること。 (6)　被害の緊急復旧に関すること。 (7)　県央地域広域市町村圏組合及び島原地域広域市町村圏組合との連携に関すること。
県央地域広域市町村圏組合 　小浜消防署長 　愛野分署長 島原地域広域市町村圏組合 　島原消防署長 　北分署長		(1)　消防署員の非常招集及び非常配備に関すること。 (2)　災害の警戒及び予防に関すること。 (3)　避難の誘導及び被災者の救助、救護に関すること。 (4)　行方不明者の捜索に関すること。 (5)　被災地の障害物の除去に関すること。 (6)　被害の緊急復旧に関すること。 (7)　雲仙市消防団との連携に関すること。

第２節　動員配備計画

１　配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、「図表：配備基準」により行う。

気象情報等により、災害の発生が予測される場合は、関係情報の収集等を行うため、警戒態勢を敷き、危機管理課が事前情報収集を行う。各種気象警報が発表されるなど、被害の発生するおそれがある場合は、災害対策本部設置前の段階として災害警戒本部を設置し、災害に対する警戒態勢を強化する。市の地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災活動を強力に推進する必要があると本部長が認めたときは、災害対策本部を設置する。

各配備体制における標準的な配備人員は、「図表：配備人員」及び資料編の標準配備表に記載する。各部長は、所管する部について、各配備体制において動員する職員をあらかじめ指名しておくとともに、各職員の応急措置に関する担任事務を定め、各職員に周知徹底し、本部長又は所属の上司の指示のもと、速やかに活動できる体制を整えておく。

なお、標準配備表に記載された職員の人数は、標準のものであるため、本部長は、状況に応じて、各配備体制における職員の人数を変更できる。

【図表：配備基準】

<table>
<tr><th rowspan="2">配備体制</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">配備基準</th><th rowspan="2">配備内容</th><th rowspan="2">配備人員</th></tr>
<tr><th>風水害等</th><th>地震・津波</th><th>噴火</th></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>事前情報収集</td><td>台風接近等により、災害発生のおそれがあり、情報収集が必要と判断されるとき。</td><td>雲仙市内において震度３の地震が発生したとき。</td><td>噴火警戒レベル２（火口周辺規制）が発表されたとき。</td><td>災害に対する情報収集態勢</td><td>危機管理課で対応する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害警戒本部</td><td>第１配備</td><td>各種気象警報が発表されたとき、又は被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長(総務部長)が必要と認めるとき。</td><td rowspan="3">雲仙市内において震度４の地震が発生したとき又は津波注意報が発表されたとき。</td><td rowspan="2">噴火警戒レベル２（火口周辺規制）が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想されるとき。</td><td rowspan="3">災害に対する警戒態勢</td><td>危機管理課、市民安全課、地域づくり推進課、各総合支所、道路河川課及び農漁村整備課で対応する。</td></tr>
<tr><td>第1.5配備</td><td>各種気象警報が発表されたとき、又は被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自主避難所の開設を本部長(総務部長)が必要と認めるとき。</td><td>危機管理課、市民安全課、地域づくり推進課、各総合支所、道路河川課、農漁村整備課及び自主避難所開設に要する人員で対応する。</td></tr>
<tr><td>第２配備</td><td>被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長(副市長)が必要と認めるとき。</td><td>噴火警戒レベル３（入山規制）が発表され、居住地域の近傍まで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想されるとき。</td><td>本部長（副市長)が必要と認める人員
（約 10%）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>第３配備</td><td>比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長(市長)が必要と認めるとき。</td><td>雲仙市内において震度５弱の地震が発生したとき又は大津波警報、津波警報が発表されたとき。</td><td>噴火警戒レベル４（高齢者等避難）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想されるとき。</td><td>災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢</td><td>本部長(市長)が必要と認める人員
（約 30%）</td></tr>
<tr><td>第４配備</td><td>相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長(市長)が必要と認めるとき。</td><td>雲仙市内において震度５強の地震を観測したとき。</td><td>噴火警戒レベル５（避難）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想され</td><td>災害に対する応急対策を実施する態勢</td><td>本部長(市長)が必要と認める人員
（約 50%）</td></tr>
</table>

	第５配備	特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長(市長)が必要と認めるとき。	雲仙市内において震度６弱の地震を観測したとき。	るとき。	市の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	全職員

【図表：配備人員】

区　分	所　属　等		総人員	第１配備	第1.5配備	第２配備	第３配備	第４配備	第５配備
本部長	市　長		1				1	1	1
副本部長	副　市　長		1			1	1	1	1
	教　育　長		1			1	1	1	1
総務対策部	総　務　部　長		1	1	1	1	1	1	1
	監　査　事　務　局　長		1				1	1	1
	対策本部班	危機管理課	4	2	2	3	4	4	4
		監査事務局	1					1	1
	市民安全班	市民安全課	5	1	1	3	4	5	5
	支援対策班	政策企画課	11				3	5	11
		未来創生課	6				2	3	6
	調整班	人事課	7				2	4	7
		行革推進課	6				2	3	6
救援対策部	健　康　福　祉　部　長		1			1	1	1	1
	市民生活班	福祉総務課	14				4	7	14
		福祉支援課	6				2	3	6
		子ども支援課	15				4	7	15
	救護班	健康づくり課	12				3	6	12
	避難所対策班	保護課	10				3	5	10
		総合窓口課	17				5	8	17
財務対策部	財　務　部　長		1			1	1	1	1
	会　計　管　理　者		1			1	1	1	1
	物資班	財政課	7				2	4	7
		会計課	4				1	2	4
	ﾗｲﾌﾗｲﾝ班	財産管理課	8				2	4	8
		契約検査課	5				1	2	5
	証明班	税務課	15				5	8	15
		収納推進課	6				2	4	6
土木対策部	建　設　部　長		1	1	1	1	1	1	1
	建　設　部　理　事		1					1	1
	住宅対策班	建築課	9				3	5	9
	治山治水・道路班	監理課	10				3	5	10
		用地課	4				2	3	4
		道路河川課	12	1	1	1	4	6	12

環境衛生対策部	環境水道部長		1			1	1	1	1
	環境衛生班	環境政策課	9				3	5	9
	給水班	水道課	17				5	9	17
	下水道班	下水道課	7				2	3	7
農林水産対策部	農林水産部長		1	1	1	1	1	1	1
	農業委員会事務局長		1			1	1	1	1
	農政班	農林課	15				4	7	15
		農業委員会	4				1	2	4
	農水施設班	農漁村整備課	12	1	1	1	3	6	12
観光商工対策部	観光商工部長		1			1	1	1	1
	観光商工班	観光物産課	11				3	6	11
		商工労政課	5				1	2	5
		企業誘致推進室	4				1	2	4
議会対策部	議会事務局長		1			1	1	1	1
	総務議事班		4				1	2	4
文教対策部	教育次長		1			1	1	1	1
	学校対策班	総務課	6				2	3	6
		学校教育課	9				2	4	9
	教育施設班	生涯学習課	11				3	5	11
		スポーツ振興課	5				1	3	5
地区対策部	地域振興部長		1	1	1	1	1	1	1
	国見支部	支所長	1	1	1	1	1	1	1
		職員	11	1	1	2	3	6	11
	瑞穂支部	支所長	1	1	1	1	1	1	1
		職員	7	1	1	2	2	4	7
	吾妻支部	地域づくり推進課長	1	1	1	1	1	1	1
		職員	8	1	1	2	3	4	8
	愛野支部	支所長	1	1	1	1	1	1	1
		職員	8	1	1	2	2	4	8
	千々石支部	支所長	1	1	1	1	1	1	1
		職員	6	1	1	2	2	3	6
	小浜支部	支所長	1	1	1	1	1	1	1
		職員	11	1	1	2	3	6	11
	南串山支部	支所長	1	1	1	1	1	1	1
		職員	7	1	1	2	2	4	7
合計			395	23	23	23	135	218	395

２　動員の伝達

(1)　伝達系統

職員の動員は、「図表：動員の伝達系統図」により伝達する。

(2)　伝達方法

【図表：動員の伝達系統図】

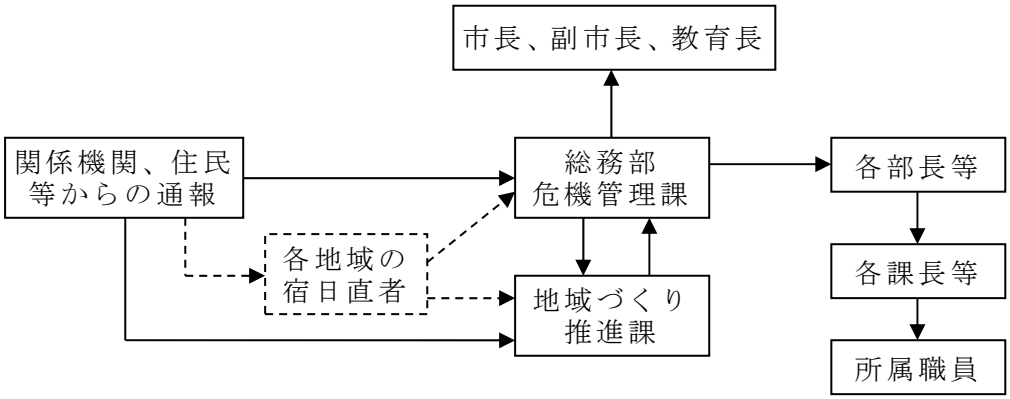

------- は、勤務時間外のみ

①　勤務時間内の伝達方法は、庁内放送、口頭、電話、メール等により行う。

②　勤務時間外の伝達方法は、電話、メール等により行う。

３　職員の参集等

(1)　部長の職務

①　各部長は、あらかじめ所属職員の住所等を考慮して、非常参集の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底を図る。

②　各部長は、配備区分に基づく動員の伝達を受けた場合又は自ら災害情報を入手し、応急対策の必要があると認めた場合は、所属職員を動員し、対策業務を遂行する。

③　各部長は、あらかじめ所属職員の配備区分及び担任事務を定めるとともに、定期的に研修を実施し、災害発生時に支障をきたさないように努める。

(2)　任務の熟知

職員は、災害発生時における自己の任務の熟知に努めなければならない。

(3)　非常参集

①　職員は、動員の伝達を受けたときは、直ちに指定された場所に参集しなければならない。

②　職員は、災害が発生し、若しくは災害の発生のおそれがあることを認知したとき又は災害対策本部の設置を知ったときは、動員の伝達がない場合であっても、自発的に所属長と連絡をとるとともに、また、動員の指定がない職員は、直ちに参集できるよう準備を整え、今後の情報に注意する。

③　職員は、道路の決壊、交通機関の不通等により、指定された場所に参集できない場合は、最寄りの総合支所等に参集し、各総合支所長等の指示を受ける。

(4)　参集途上の行動

①　職員は、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、近隣の住民と協力し、適切な措置を講じなければならない。

この場合の措置については、必要最小限とし、速やかに登庁する。

②　職員は、参集途上に知り得た被害状況及び災害情報を参集場所の部長等へ報告しなければならない。

③　部長等は、取得した情報を部ごとに集計し、速やかに災害対策本部に報告する。

４　職員の協力、応援

災害の状況の推移等により、各対策部又は各対策班における配備人員に不足が生じた場合、他の対策部又は対策班の協力又は応援を求めることができる。

第３節　自衛隊派遣要請計画

１　自衛隊の派遣要請

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第 68 条の２の規定に基づき、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を求めることができる。

自衛隊の災害派遣は､主として人命救助及び財産の保護のため､消防、水利の確保、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

資料編―25　「県内自衛隊の配置及び管轄区域」

(1)　市長の災害派遣要請の要求手続

①　自衛隊の災害派遣要請は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づき、県知事が実施する。そのため、市が自衛隊の災害派遣を必要とするときは、県知事に対して、災害派遣要請を要求する。

②　市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、県知事宛てに提出する。ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭で行い、事後文書により要請を要求することができる。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣区域、活動内容、その他必要事項

③　市長は、通信の途絶等により、県知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び被害の状況を陸上自衛隊第 16 普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、県知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

④　市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

⑤　緊急時の自衛隊連絡先

連絡窓口	陸上自衛隊第 16 普通科連隊
連絡先	大村駐屯地 住所：大村市西乾馬場町 416 電話：0957-52-2131

⑥　派遣要請の系統

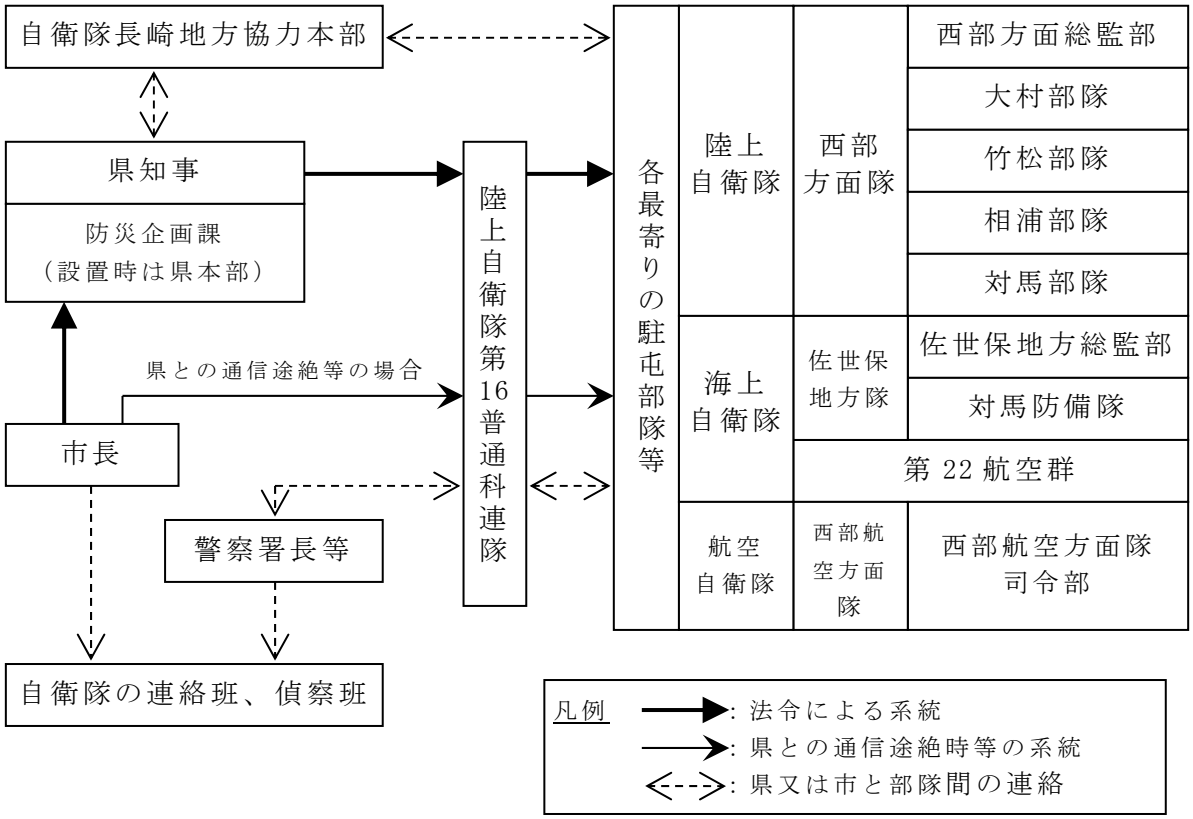

(2)　災害派遣部隊による救援活動

①　車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
②　避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
③　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
④　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
⑤　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
⑥　道路又は水路の啓開措置
⑦　応急医療、救護及び防疫
⑧　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
⑨　被災者に対する炊飯及び給水
⑩　救援物資の無償貸与又は譲与
⑪　危険物の保安及び除去
⑫　その他

(3)　要請上の留意事項

①　自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

②　自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等は行わない。

③　自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

④　被災地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、市責任者、県代表及び自衛隊指揮官の三者間で協議する。

(4)　自衛隊の自主派遣

①　要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、次に掲げる項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

ア　大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

イ　大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

ウ　大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

エ　海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

オ　その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

②　この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

③　自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

２　自衛隊との連絡調整

(1)　平常時

市は、平常時において、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて、自衛隊と相互に連絡調整を行う。

(2)　災害発生後

市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

３　災害派遣部隊の受入れ

(1) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。

(2) 市長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資器材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

(3)　市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。

(4)　市は、派遣された自衛隊の宿泊施設又は野営施設としてグラウンド及び駐車場を指定し、必要な設備を準備する。

(5)　災害派遣のため、緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は、市において担任する。

４　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長その他の市長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

なお、自衛官の行う②により生じた損失の補償及び④の業務に従事した者に対する損害の補償については、市が行う。

①　警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
②　他人の土地等の一時使用等
③　現場の被災工作物等の除去等
④　住民等を応急措置の業務に従事させること。

５　災害派遣の撤収要請

(1)　市は、派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請する。

(2)　撤収要請事項

①　撤収日時

②　撤収要請の事由

③　その他

６　地上と航空機との交信方法

(1)　目的

災害派遣時、交通及び通信が途絶した状況下において、孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2)　地上から航空機に対する信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(緊急に手当を要する負傷者が発生している。)	緊急着陸又は隊員の降下を請う。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を請う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※　旗は１辺１ｍの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3)　地上からの信号に対する航空機の回答

事項	信号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

(4)　航空機から地上に対する信号

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5)　地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点に直径10mのⒽを図示し、風向の吹流し又はＴ字型（風向→ ⊦）で明確に示すものとする。

７　ヘリコプター離着陸地

資料編に掲げる離着陸適地の使用については、市長等と自衛隊とで協議のうえ、使用するものとする。

資料編２４「長崎県防災ヘリコプター緊急運行要領（末尾：離着陸適地一覧表【雲仙市】)」

８　経費負担区分

概ね次の事項については、通常派遣を受けた市側の負担とする。

なお、細部については、その都度災害派遣命令者と県知事との間で協議して定める。

①　派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費

②　災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上料

③　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等

④　無作為による損害補償

第４節　労務供給計画

この計画は、災害応急対策の実施等のために必要がある場合において技術者、技能者、及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するためのものである。

１　技術者等の確保対策

市は、応急対策の実施について、職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者については、県又は公共職業安定所に対し、確保のあっせんを依頼する。

２　労務者の確保対策

(1)　確保方針

市は、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が市内のみでは確保できない場合は、県又は公共職業安定所に対して労務者の確保を要請する。

(2)　輸送及び賃金

労務者の輸送は、汽車、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

３　災害救助法による賃金職員等の雇い上げ

災害救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために職員等のみでは対処できない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇い上げ、応急救助の迅速化を期する。

(1)　賃金職員等の雇用ができる範囲

①　被災者の避難
②　医療及び助産のための移送
③　被災者の救出
④　飲料水の供給
⑤　救助物資の整理、輸送及び配分
⑥　死体の捜索

⑦　死体の処理（埋葬を除く。）

ただし、特殊な場合は、県を通じて内閣総理大臣に協議し、その同意を得て賃金職員等を雇い上げることができる範囲は、次のとおりとする。

①　死体の埋葬

②　炊き出し

③　避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

(2)　賃金

市内における通常の賃金の範囲内とする。

(3)　期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。ただし、必要がある場合は、県を通じて内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第５節　広域応援活動

１　職員等の応援

(1)　他市町村への要求等

市は、市の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、基本法第 67 条の規定に基づき応援を求め、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 74 号）第 252 条の 17 に基づき職員の派遣を求める。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請することができる。

他の市町村から災害応急対策に関する応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。当該応援に従事する者は、災害応急対策の実施について、被災市町村の指揮のもとに行動する。

(2)　県への要求等

市は、市の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、基本法第 68 条の規定に基づき応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は地方自治法第 252 条の 17 に基づき職員の派遣を求める。

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第 30 条及び第 31 条の規定に基づき、県知事に対して、指定地方行政機関若しくは特定の指定公共機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める。

(3)　国の機関等への要請

市は、市の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、基本法第 29 条第２項の規定に基づき、指定地方行政機関の長又は特定の指定公共機関に対して、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣を要請する。

(4)　応援要員の受入体制

市は、災害応急対策を実施するに際して、他県市町村からの応援要員を受け入れる場合、連絡窓口の設置、支援受入れのための活動拠点の整備等に努める。

また、防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を受け入れた場合、市は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

２　広域消防応援

(1)　県内における消防の支援

市は、消防本部と連携し、他の市町に対し、長崎県広域消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請するとともに、他の市町から要請を受けた場合は、迅速かつ円滑な措置をとる。

①　出動区分

区分	内容	摘要
第一次出動	ア　火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 イ　火災が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ア　受援市町からの要請 イ　支援市町からの命令等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ア　受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

②　応援要請の手続要領

ア　応援要請の手順は、次の系統図により行う。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

【応援要請系統図】

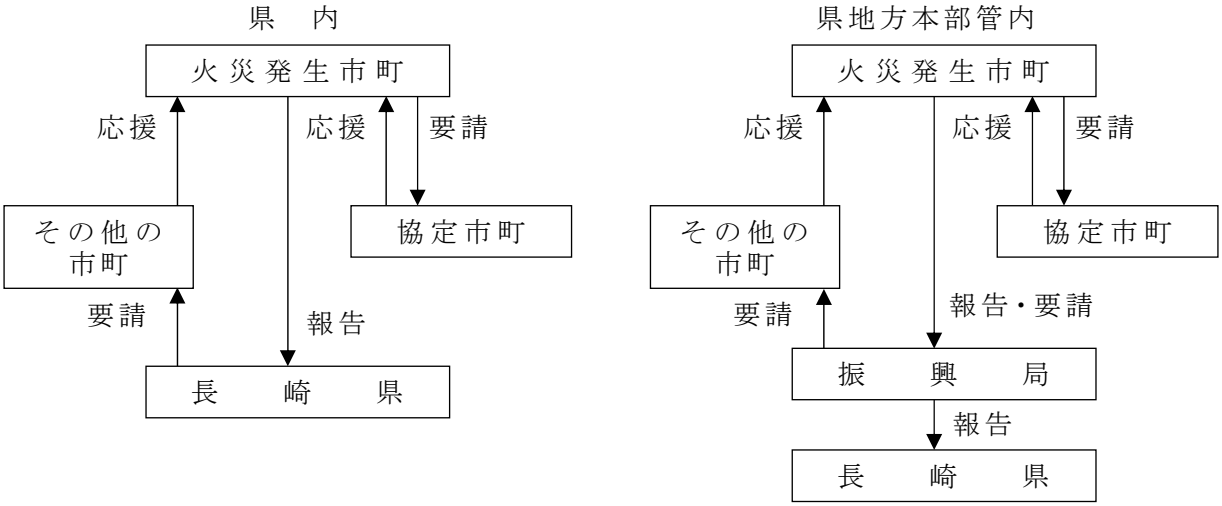

イ　市が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、県に対し、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を報告しなければならない。なお、報告要領については電話、ＦＡＸ等適宜な方法により実施する。

(ｱ)　火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
(ｲ)　火災の状況
(ｳ)　気象関係
(ｴ)　今後の判断
(ｵ)　応援消防力及び必要機材
(ｶ)　その他の必要事項

③　応援消防力

他の市町に対する応援可能な消防力の規模については、応援する市町の現有消防力の概ね３分の１以内とする。

(2)　県外への消防応援要請

市は、県内の消防力では対応できないと判断した時は、県知事を通じて、又は県知事に連絡できない場合は直接、消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動要請を連絡することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援を要請することができる。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「長崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

①　緊急消防援助隊の応援要請手続

ア　要請先

(ｱ)　県知事（県危機管理課）

(ｲ)　県知事に連絡できない場合は消防庁長官

イ　連絡方法

電話により直ちに連絡し、詳細に関する書面による連絡は、把握した段階でＦＡＸにより速やかに行う。

ウ　伝達事項

(ｱ)　災害の状況

(ｲ)　出動が必要な区域や活動内容

(ｳ)　その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

②　確保すべき支援体制

ア　情報提供

イ　通信運用

ウ　集結及びヘリコプター離着陸場予定場所

エ　補給体制

(3)　広域消防応援の受入れ・活動支援

①　受入体制の準備

市は、消防本部と連携し、広域消防応援が確定した時は、次に掲げる応援隊等の受入準備を行う。

ア　応援を求める任務の策定

イ　ヘリポートの確保

ウ　食料、装備資機材等の配付準備等

エ　その他

②　現場への案内

市は、関係各部からの応援要請に基づき、応援者を配分する。各活動現場においては、関係各部が応援者の業務についての対応を行う。

(4)　消防機関への応援要請の流れ

消防機関への応援要請の流れは、次のとおりである。

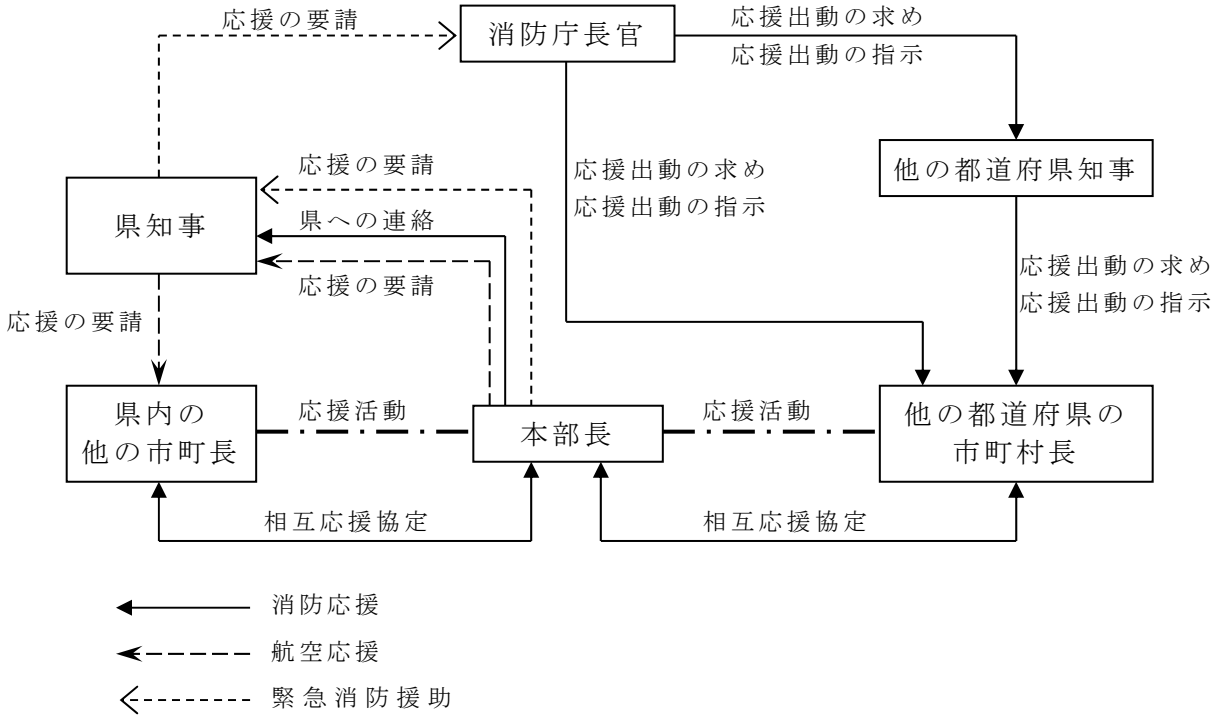

３　撤収要請

市は、応援の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、応援要請先と協議のうえ、撤収を要請する。

第６節　隣保互助民間団体協力計画

この計画は、災害時における隣保互助民間団体（青年団体、婦人団体、赤十字奉仕団）との協力を図るものである。

１　実施機関

隣保互助民間団体への協力要請は、市又は市教育委員会が実施するものとし、市で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町の応援協力を求めて、応急措置に当たるものとする。

２　活動範囲及び内容

(1)　隣保互助民間団体は、概ね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定に当たっては、各団体の意見を尊重して決定するものとする。

①　炊き出しその他災害救助の実施
②　清掃及び防疫の実施
③　災害対策用物資、資材の輸送及び配分
④　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
⑤　上記作業に類した作業の実施
⑥　軽易な事務の補助

(2) 大規模な災害または広範囲にわたる災害において処理できない場合は、県に対し要請する。

第７節　気象情報の伝達計画

１　予警報等

(1)　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る。」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分に留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2)　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量・風速・潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水，氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

【図表：特別警報・警報・注意報の概要】

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、そ

	の旨を警告して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

【図表：特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
		であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当
警　報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される 大雨警報には「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難等が必要とされる警戒レベル３に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は避難等が必要とされる警戒レベル３に相当
	大雪警報	大雪より重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップに

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
注意報		よる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼び掛けられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害の発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や雹による災害への注意喚起が付加されることもあ

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
注意報		る。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※　土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報は、その警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行われる。土砂崩れの特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

【図表：特別警報・警報・注意報の発表区域（雲仙市）】

発表官署	府県予報区名	１次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	警報等の発表単位となる市町・地域等名
長崎地方気象台	長崎県	南部	島原半島	雲仙市

【図表：雲仙市の警報・注意報の発表基準】令和 6 年 5 月 23 日現在

警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	20	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	189	
	洪水		流域雨量指数基準	湯田川流域=7.0、山田川流域　=8.5、　西郷川流域=9.3、神代川流域 =10.4 土黒川流域 11.9、千々石川流域=18.0、境川流域　=9.4、多比良川流域=3.1	
			複合基準*1	多比良川流域＝（10，3.1）	
			指定河川洪水予報による基準	―	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s*2
				外海	20m/s
				有明海	20m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s*2　雪を伴う
				外海	20m/s　雪を伴う
				有明海	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
				山地	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	外海	6.0m
				有明海	2.5m
	高潮		潮位	有明海側	3.5m
				橘湾側	2.4m
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13	
			土壌雨量指数基準	109	
	洪水		流域雨量指数基準	湯田川流域=5.6、山田川流域　= 6.8　西郷川流域=7.4、神代川流域 =8.3、 土黒川流域=9.5、千々石川流域=14.4、境川流域　=7.5、多比良川流域=2.5	
			複合基準*1	湯田川流域=（6，5.6）、多比良川流域＝（10，2.4）	
			指定河川洪水予報による基準	―	
	強風		平均風速	陸上	10m/s*3
				外海	10m/s
				有明海	10m/s
	風雪		平均風速	陸上	10m/s*3　雪を伴う
				外海	10m/s　雪を伴う
				有明海	10m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm
				山地	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	外海	2.5m
				有明海	1.5m
	高潮		潮位	有明海側	3.0m
				橘湾側	1.9m
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	陸上	100m
				外海	500m
				有明海	500m
	乾燥		①最小湿度 45％で、実効湿度 65％　②実効湿度 60％		
	なだれ		積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天　2 低気圧等による降雨　3 降雪の深さ 30cm 以上		
	低温		夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下		
	霜		11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜　最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪		大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃　湿度 90％以上		
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	110mm	

（発表官署：長崎地方気象台　　令和 2 年 8 月 6 日現在）

＊1　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。
＊2　雲仙岳特別地域気象観測所の観測値は、25m/s を目安とする。
＊3　雲仙岳特別地域気象観測所の測定値は、17m/s を目安とする。

【警報・注意報基準一覧表の解説】

(1)　本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2)　警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3)　大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4)　表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5)　表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6)　大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(7)　大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
　ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表１及び３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(8)　大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(9)　洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。

(10)　洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(11)　洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(12)　洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
(13)　高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
(14)　地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3)　キキクル（大雨警報(土砂災害・浸水害)・洪水警報の危険度分布）等

■ キキクル等の種類と概要

種　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命が危険な状態であり、直ちに身の安全確保が必要とされる警戒レベル５相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害)の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保す

	る必要があるとされる警戒レベル５に相当
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他の河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに５段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・　災害切迫」(黒)：命が危険な状態であり、直ちに身の安全確保が必要とされる警戒レベル５相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等への基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分毎に更新している。

(4)　長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨

に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの府県気象情報が発表される場合がある。

(5)　早期注意情報(警報級の可能性)

５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕〔中〕の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県南部など)で、２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県など)で発表される。

大雨、高潮に関して〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(6)　長崎県潮位情報

大潮（※１）、副振動（※２）や異常潮位（※３）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や解説が必要な場合に発表される。

※１　大潮：朔（新月）及び望（満月）の頃、満潮位の潮位が高くなる状態。特に夏から秋にかけての新月と満月の前後数日は年間で最も潮位が高くなる現象

※２　副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※３　異常潮位：潮位が比較的長期間（概ね１週間から３か月程度）継続して平常より高く（若しくは低く）なる現象

(7)　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨

警報(土砂災害)の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当

(8)　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布)「危険」(紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

長崎県の雨量による発表基準は、１時間 110 ㎜以上の降水量が観測又は解析されたときである。

(9)　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長崎県南部など）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

２　気象警報等の伝達

(1)　異常現象の発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市に通報する。

通報を受けた市は、その旨を県、長崎地方気象台その他関係機関に通報する。

【図表：異常現象の通報系統】

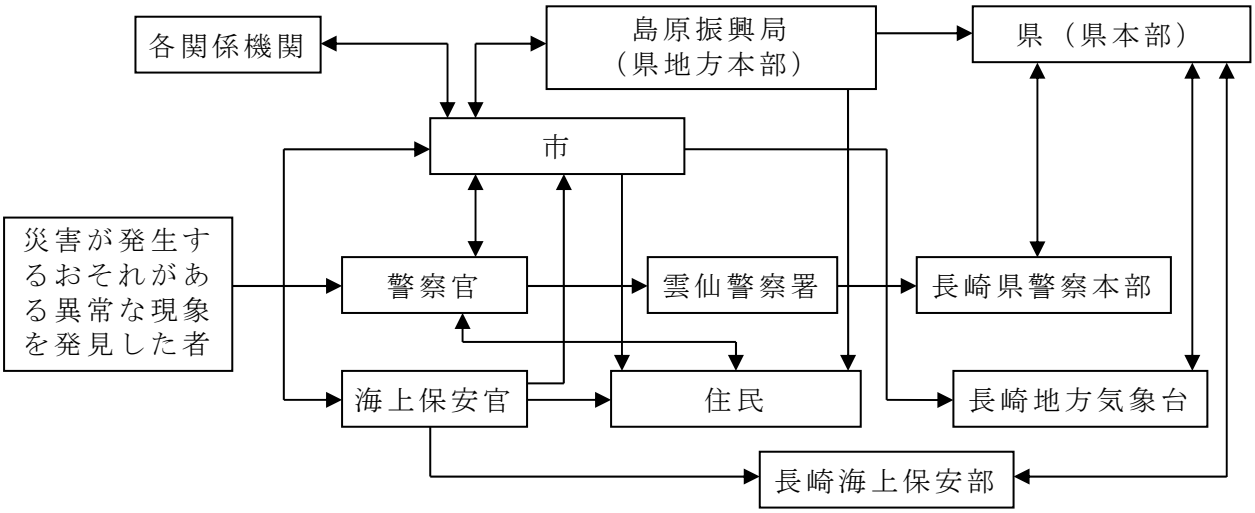

(2)　長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統図

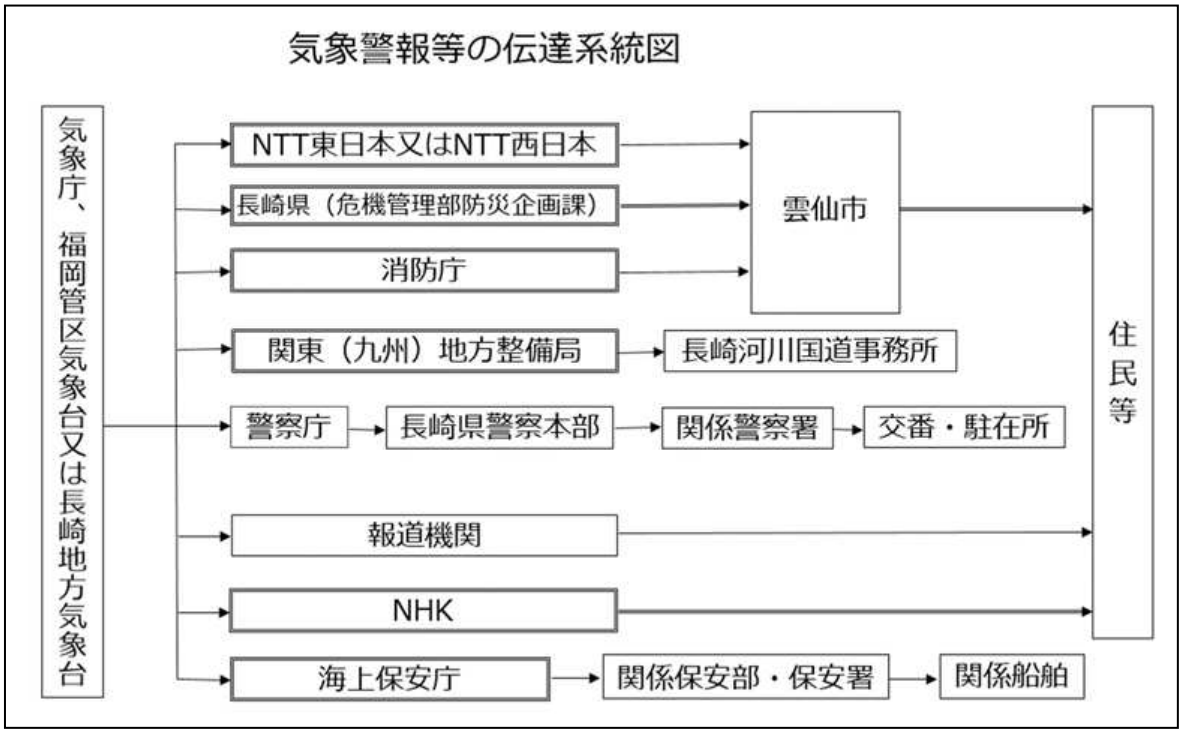

(3)　特別警報・警報・注意報等の受領及び伝達方法

①　受領方法

関係機関から通報される特別警報・警報・注意報等は、総務部危

機管理課で受領する。総務部危機管理課は、特別警報・警報・注意報等を受領した場合、直ちに職員に周知させるとともに、関係機関、住民等に対して伝達するものとする。

勤務時間外において特別警報・警報・注意報等を受領した場合、宿日直者は、直ちにあらかじめ定められた連絡先に連絡する。

②　市内における伝達系統

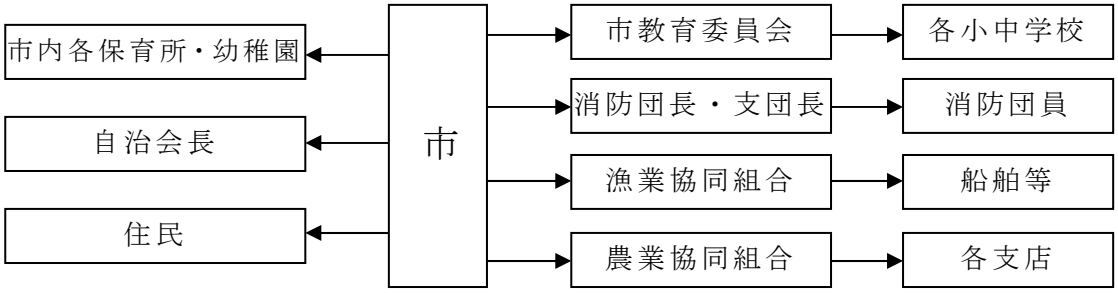

第８節　通信施設利用計画

この計画は、災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報等の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用について定めるものとする。

１　電信電話通信線の利用

市は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

(1)　災害時優先電話

市は、災害時における非常通信・重要通信の迅速かつ円滑な実施を図り、かつ輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社に申請し、承認を受ける。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

(2)　非常電報

市は、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする非常電報を利用することができる。

非常電報を利用するためには、「非常扱いの電報の申込みである旨を伝える。

２　無線通信の利用

(1)　防災行政無線

市は、県との通信連絡手段として、防災行政無線を利用する。

また、住民へ一斉情報を伝達する手段として、積極的に活用する。

(2)　非常無線通信の運用

無線局は、平常時、免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されない。ただし、地震、台

風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することが出来ないか又は利用することが著しく困難であるとき、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づき、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために、非常通信を行うことができる。

長崎地区非常通信連絡会（会長：危機管理課長）は、この場合、構成機関の無線施設による非常通信活動を中核に、利用し得るすべての通信施設の一体的運用に努め、災害時における重要通信を確保する。

①　非常通信の内容等

ア　人命の救助に関するもの。

イ　天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他災害の状況に関するもの。

ウ　電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令

エ　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

オ　非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

カ　暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの。

キ　遭難者の救護に関するもの。

ク　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

ケ　鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は、障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

コ　災害対策を実施する機関が相互に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの。

サ　災害救助法第７条の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

ただし、非常通信に伴う料金は、原則として無料扱いとする。

②　非常通報の頼信手続

ア　受取人の宛名、電話番号

イ　本文（わかりやすく片仮名で記載する。１通の電文は概ね 200 字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。）

ウ　発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）

エ　非常の表示（「非常」と漢字で書く。）

オ　発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く。）

③　非常通報の頼信

ア　最も近い無線局又は付近の移動局（無線カー、パトカー、タクシー、漁船等）を利用する。

イ　頼信の方法は、無線局への直接依頼か電話による依頼かいずれでも差しつかえない。

なお、平常時からアマチュア無線局を含む無線局の所在地等を十分把握するとともに、あらかじめ協力要請を行うなど災害時に的確に活動できるよう事前対策を講じておく必要がある。

資料編―19「アマチュア無線局一覧」

(3)　超小型衛星通信装置（Ku-1ch）の利用

市は、災害時の緊急な通信を確保するため、特に必要がある場合は、西日本電信電話株式会社に、超小型衛星通信装置の利用を要請する。

第９節　災害情報収集及び被害報告取扱計画

１　情報収集

(1)　収集する情報

市は、収集すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集を行う。その際は、主に次に掲げる情報を収集する。

○緊急要請事項 ○火災の発生状況と延焼拡大状況 ○観光客等の状況 ○避難状況 ○避難所の設置状況 ○災害応急対策実施状況 ○生活必需物資の在庫及び供給状況 ○医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ○ガス、水道、電気等生活関連施設の状況	○被害状況 ○交通規制等道路交通状況 ○自衛隊活動状況 ○避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況 ○避難生活の状況 ○緊急輸送実施状況 ○物資の価格、役務の対価動向 ○復旧見込み等

(2)　情報収集手段

災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を活用するなど、地域の情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

また、民間企業（事業者）からの情報収集やボランティアと連携したＳＮＳ等のコミュニケーション手段による情報収集について、その正確性の検証方法等を含めて検討する。店舗の開設等の生活情報の収集・伝達については、報道機関等の協力を得て行うこととし、報道機関等による情報収集内容や情報伝達方法をあらかじめ定めておく。

【図表：総括的な災害情報収集系統図】

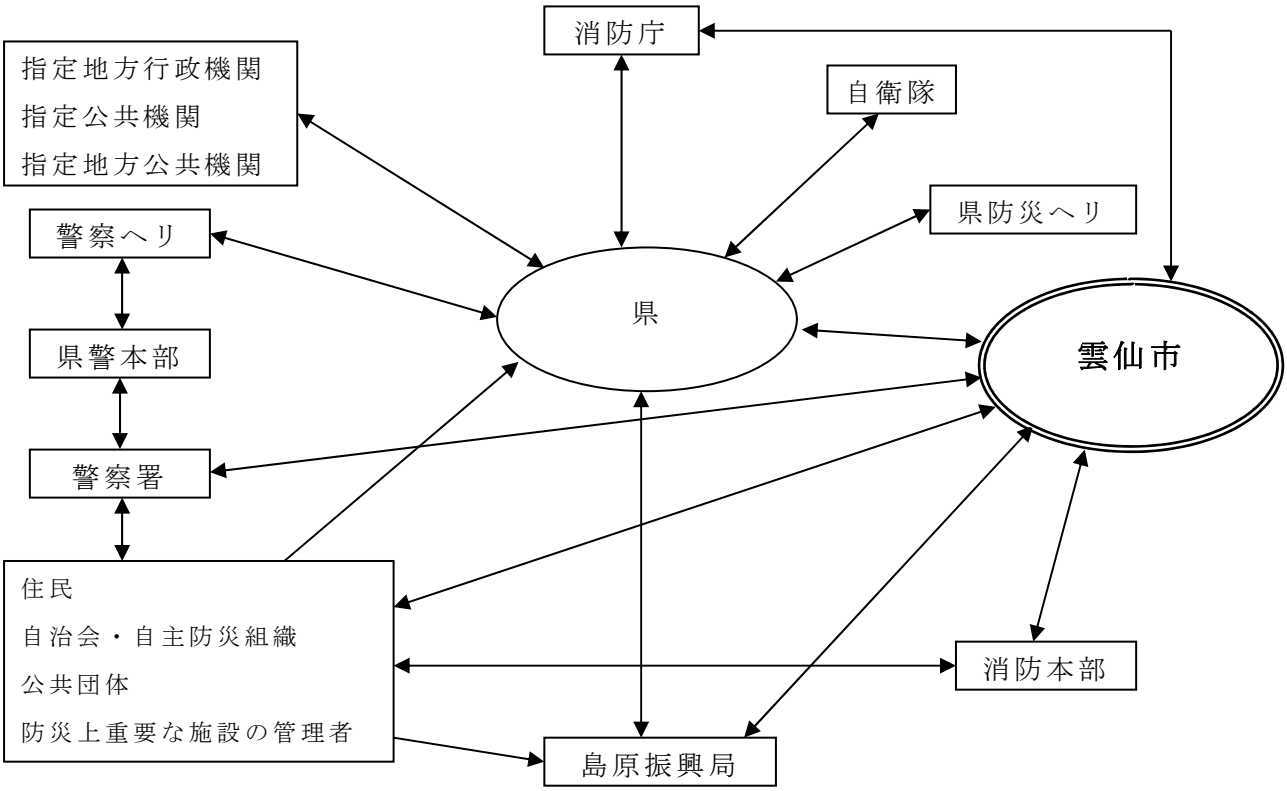

2　被害報告

市は、基本法第 53 条に基づき、災害の状況及び講じた措置の概要を県（県に報告できない場合は国）に報告する。

(1)　被害等の調査

①　市は、調査班等を編成して、迅速に調査を行う。単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

②　調査に当たっては、調査脱漏、重複等のないように留意し、罹災世帯等についての調査は、住民登録等と照合するなど、正確を期するものとする。

(2)　被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害	住家	「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50％以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20％以上 70％未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上 50％未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎､公民館､公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、

		橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
その他	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50m^{3}を超えると思われるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産

		物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

(3)　被害報告の基準、種別、報告要領

①　被害報告の基準

県への被害報告を行うべき災害の基準は、概ね次のとおりとする。

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ　都道府県又は市が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２県以上にまたがるもので、県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

オ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ　地震が発生し、県域で震度４以上を記録したもの。

キ　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

②　被害報告の種別

報告の種別は、次の表のとおりとする。

種　別	様　式	適　　用
災害概況即報	資料編１２ 別紙様式１	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いる。
被害状況報告	資料編１２ 別紙様式２	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

事業別被害報告	各事業別に定められた様式 資料編１３ 別表Ⅰ	他の法令又は通達等に基づき、市長が県知事に対して行う。

③　被害報告の要領

ア　被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があるため、市は、災害が発生した場合、直ちに災害の態様を通報するとともに、併せて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ　被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き、原則として電話をもって行う。ただし、緊急を要する場合又は特に指示のあった場合を除き、１日１回以上行うものとする。

ウ　被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害の報告を優先させる。

エ　基本法第 53 条第１項に基づき、市は、県に被害報告を行うが、連絡途絶等により県に報告できない場合は、国に報告する。この場合、国への報告は、災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号消防庁長官通知）又は火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき行う消防庁への報告と一体的に行うものであるため、報告先は、消防庁となる。

なお、市は、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合、県に加え、消防庁に対しても第一報の報告をする。第一報の報告は、迅速性を最優先とし、原則として火災・災害等の覚知後 30 分以内に、わかる範囲で行うものとする。

３　安否不明者の氏名等公表について

災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が捜索活動・人命救助に資することから、原則として氏名等を公表する。ただし、住民基本台帳の閲覧制限等がある場合には、非公表とする。

４　情報の共有化

市は、災害に関する情報の共有化を図るため、関係機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステムに集約できるよう努める。

【図表：被害報告等連絡先（長崎県防災企画課）】

本課	ＴＥＬ	095-824-3597
	ＦＡＸ	095-821-9202
	ＴＥＬ（無線）	1118-2143
	ＦＡＸ（無線）	111-7228
防災対策室	ＴＥＬ	095-825-7855
	ＦＡＸ	095-823-1629
	ＴＥＬ（無線）	1118-3731
	ＦＡＸ（無線）	111-7339

【図表：被害報告等連絡先（消防庁）】

（平日　9:30 ～ 18:15） 応急対策室	ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	03-5253-7527
		ＦＡＸ	03-5253-7537
	消防防災無線	ＴＥＬ	ＴＮ-90-49102
		ＦＡＸ	ＴＮ-90-49033
	地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	ＴＮ -048-500-90-49013
		ＦＡＸ	ＴＮ -048-500-90-49033
（上記以外の時間） 宿直室	ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	03-5253-7777
		ＦＡＸ	03-5253-7553
	消防防災無線	ＴＥＬ	ＴＮ-90-49013
		ＦＡＸ	ＴＮ-90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	ＴＥＬ	ＴＮ -048-500-90-49102
		ＦＡＸ	ＴＮ -048-500-90-49036

資料編―12　「災害情報収集及び被害報告取扱計画」

第１０節　災害広報・広聴計画

本計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

１　災害広報

(1)　広報媒体

市は、放送、新聞、インターネット、広報車等の広報媒体を通じて住民に広報する。避難所等における広報については、流言、飛語等による混乱を防止するため、伝言板等への貼り紙等により行うなど、広報する内容に応じて、適切な方法を用いるものとし、方法は次のとおりとする。

①　防災行政無線
②　新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
③　広報「うんぜん」、ポスター、チラシ等の印刷物
④　広報車
⑤　掲示板等への掲示
⑥　市ホームページ
⑦　緊急速報メール
⑧　X、フェイスブック等のＳＮＳ

(2)　広報事項

市は、広報活動に当たって、要配慮者への伝達に配慮するとともに、防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。

①　防災関係機関の体制及び活動状況
②　気象情報
③　被害状況の概要
④　住民に対する協力要請及び注意事項
⑤　災害応急対策の実施状況
⑥　道路情報
⑦　その他必要な事項

２　被災地区への広報

市は、被災地区住民に対して、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供する。被災地区へは、次の事項について広報を行う。

①　被災の状況及び地区住民のとるべき措置
②　高齢者等避難、避難指示等
③　救護活動及び災害応急対策の状況
④　その他必要な事項

３　報道機関に対する情報発表

災害情報等の報道機関への発表は、副本部長が情報発表責任者となって行う。ただし、被害が県内広域にわたる場合、島原振興局長に発表を依頼する。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し資料の提供等について協力する。

４　広報資料の収集

広報資料の収集については、本章第９節「災害情報収集及び被害報告取扱計画」に定めるところによるほか、次の収集方法によるものとする。

①　情報班の職員の派遣による取材及び記録写真の収集
②　報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集
③　その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

５　住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。

６　安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があった場合、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。安否情報の適切な提供のために必要な場合、県、他市町、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第１１節　災害警備

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県防災計画の公安警備計画に基づき、情報の収集・伝達、救出救助、避難誘導、死因・身元調査、二次災害の防止、パトロール活動、緊急交通路の確保等の災害警備を実施する。

市は、雲仙警察署と連携し、警察の行う警備活動に協力する。

【図表：雲仙警察署連絡先一覧】

名称		電話	所在地
警察署	雲仙警察署	0957-75-0110	小浜町南本町 7-25
交番及び駐在所	雲仙北交番	0957-78-0110	国見町神代乙 275-1
	多比良交番	0957-78-2004	国見町土黒甲 44-10
	吾妻警察官駐在所	0957-38-2110	吾妻町牛口名 628-3
	愛野交番	0957-36-0252	愛野町乙 2149-4
	千々石警察官駐在所	0957-37-2110	千々石町甲 545-5
	小浜交番	0957-74-5785	小浜町北本町 14-10
	雲仙警察官駐在所	0957-73-3449	小浜町雲仙 320
	北串警察官駐在所	0957-75-0180	小浜町金浜 1466-2
	南串山警察官駐在所	0957-88-2110	南串山町丙 10537

第１２節　水防計画

水防法及び基本法の趣旨に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮（以下「洪水等」という。）による災害を警戒防御し、これによる被害を軽減するため実施する水防活動に関する計画とする。

１　水防の責任及び居住者等の義務

(1)　市の責任

市は、水防法第３条に基づき、水防管理団体として、管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない。

(2)　居住者等の義務

市長、消防団長又は消防本部長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第 24 条に基づき、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(3)　放送局、ＮＴＴ、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われよう協力しなければならない。

(4)　ため池管理者の責任

ため池管理者は、当該ため池のある地域の水害が予されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

２　水防組織

(1)　水防本部

①　設置基準

ア　水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等により洪水等のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで雲仙市水防本部を設置し、水防活動の実施体制を確立する。

イ　重大な災害のおそれがなくなったときは、水防本部を解散する。

ウ　水防に関して市の災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、当該災害対策本部の組織に包括される。

【図表：水防本部組織図】

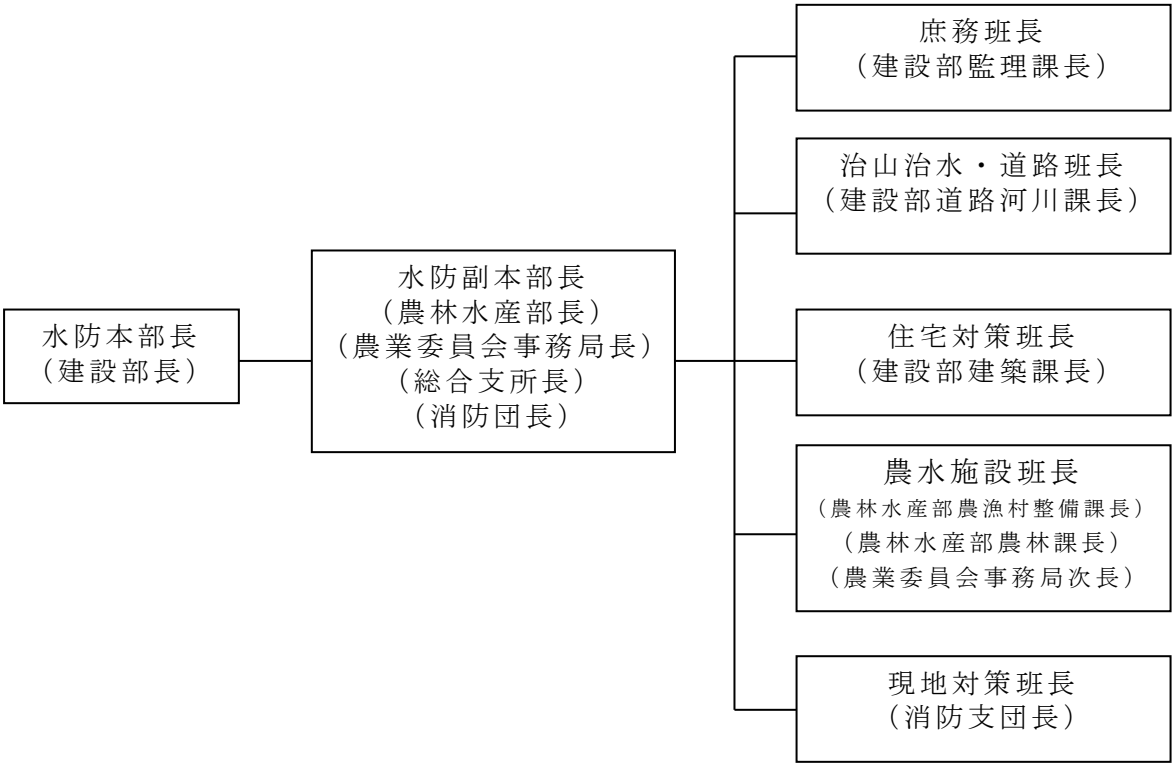

(2)　事務分掌

①　庶務班

ア　水防庶務全般に関すること。

イ　資器材の調達に関すること。

②　治山治水・道路班

ア　内水排除等の治水対策に関すること。

イ　河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関すること。

ウ　現地対策の指導及び調査に関すること。

エ　資材の輸送に関すること。

オ　情報収集、連絡及び調査に関すること。

カ　災害の応急工事に関すること。

③　住宅対策班

ア　家屋の浸水状況の把握

イ　情報収集、連絡及び調査に関すること。

ウ　市営住宅の応急工事に関すること。

④　農水施設班

ア　ため池、樋門等施設の巡視及び警戒に関すること。

イ　水利調査に関すること。

ウ　河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関すること。

エ　情報収集、連絡及び調査に関すること。
オ　災害の応急工事に関すること。
⑤　現地対策班
ア　道路等の浸水対策に関すること。
イ　河川、海岸、道路等の施設の巡視、警戒及び予防に関すること。
ウ　情報収集、連絡及び調査に関すること。
エ　災害の応急工事に関すること。

3　水防配備

関係機関等から気象警報等の通報を受けた場合、水防本部長は、水防非常配備態勢を敷き、出動を準備する。

なお、動員配備のための伝達については、本章第２節「動員配備計画」による。

4　資機材

水防用資機材については、資料編の保有資機材一覧に記載する。

資料編１８　「保有機材一覧表」

5　水防活動

(1)　警戒

水防本部長は、関係機関等から気象警報等の通報を受けた場合、消防団長を通じ、水防受持区域の消防団支団長に対し、直ちにその通報を通知し、管轄分団に水防受持区域の巡視及び観測等を行うよう指示する。

(2)　雨量、水位及び潮位の通報及び警戒の強化

水防本部長は、巡視及び観測等に基づく情報を得て、必要に応じ、雨量、水位及び潮位その他必要な情報を島原振興局に通報するとともに、地域住民等に周知する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに関係する消防団支団長に通知するとともに、さらに必要な消防団員を招集し、警戒を強化する。

(3)　水防工法

水防活動を行う者は、区域内の警戒に当たり、水防上危険があると認められる箇所がある場合、その付近で得られる材料を使用し、適切な工法に基づき水防を実施する。

(4)　決壊等の通報並びに決壊後の措置

市長は、堤防その他が決壊した場合、水防法第 25 条に基づき、直ちにその旨、警察、住民、島原振興局及び氾濫する方向の隣接市に通報する。

また、水防法第 26 条に基づき、県、他市町と協力し、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

６　避難のための立退き

市長は、洪水等により危険が切迫していると認めたときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。その場合、雲仙警察署長にその旨を通知する。

７　自衛隊の派遣要請

水防上自衛隊の派遣を必要と認めたときは、本章第３節「自衛隊派遣要請計画」により派遣を求める。

８　水防協力団体の指定促進

市長は、民間企業や自治会、女性団体、自主防災組織等の団体について、水防活動に協力する水防協力団体への指定を促進する。

９　知事が水位情報を通知または周知する河川

(1) 水位周知河川

水系	河川名	区間
本明川水系	山田川	左岸：吾妻町布江名 1255 地先～海 右岸：吾妻町布江名 1076 地先～海

(2) 水位周知河川の対象量水標及び指定水位

河川名	観測局名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
山田川	山田川	1.0m	1.6m	2.2m	2.8m

・　水防団待機水位：　水防団が準備する目安となる水位で、警戒レベル１相当

・　氾濫注意水位：　水防団が出動する目安となる水位で、警戒レベル２相当

・　避難判断水位：　避難所開設準備の目安となる水位で、警戒レベル３相当
・　氾濫危険水位：　避難行動の判断となる目安の推移で、警戒レベル４相当

１０　水位周知河川以外の河川

(1)その他河川

水系	河川名	区間
一級河川本明川水系	有明川	左岸：諫早市森山町杉谷 1598 地先～本明川 右岸：愛野町乙 7-1 地先～本明川
	今木場川	左岸:愛野町甲 3109-1 地先～有明川合流地点 右岸:愛野町甲 3105-1 地先～有明川合流地点
	千鳥川	左岸：愛野町甲 2745-12 地先～有明川 右岸：愛野町甲 2349-2 地先～有明川
	山田川	左岸:吾妻町川床名 1081 地先～吾妻町布江名 1255 地先 右岸：吾妻町川床名 873 地先～吾妻町布江名 1076 地先
	黒仁田川	左岸:吾妻町川床名 2439-2 地先～長谷川合流地点 右岸:吾妻町川床名 1999 地先～長谷川合流地点
	長谷川	左岸:吾妻町川床名 1718 地先～山田川合流地点 右岸:吾妻町川床名 1702-1 地先～山田川合流地点
	田川原川	左岸：吾妻町布江名 607 地先～本明川 右岸：吾妻町布江名 20 地先～本明川
	土井川	左岸：吾妻町田之平名 532 地先～本明川 右岸：吾妻町田之平名 542 地先～本明川
	本明川	諫早市
	仁反田川	諫早市
	長走川	諫早市
二級河川栗谷川水系	栗谷川	左岸：国見町多比良丁 1944 地先～海 右岸：島原市有明町湯江丁 3353 地先～海
二級河川多比良川水系	多比良川	左岸：国見町多比良戊 889 地先～海 右岸：国見町多比良戊 893 地先～海
二級河川土黒川水系	土黒川	左岸：国見町土黒庚 2197-3 地先～海 右岸：国見町多比良戊 1411-6 地先～海
	土黒西川	左岸：国見町土黒乙 1113 地先～土黒川 右岸：国見町土黒乙 1126 地先～土黒川
二級河川倉地	倉地川	左岸：国見町神代庚 1073-1 地先～海

川水系		右岸：国見町土黒戊 645-1 地先～海
	後牟田川	左岸：国見町神代庚 30-1 地先～倉地川 右岸：国見町神代庚 31 地先～倉地川
二級河川神代川水系	神代川	左岸：国見町神代辛 1029 地先～海 右岸：国見町神代辛 1049 地先～海
	みのつる川	左岸：国見町神代字中牟田～神代川 右岸：国見町神代字中尾～神代川
二級河川西郷川水系	西郷川	左岸：瑞穂町西郷丁 2122 地先～海 右岸：瑞穂町西郷丁 2176 地先～海
二級河川松江川水系	松江川	左岸：瑞穂町伊福乙 2273 地先～海 右岸：瑞穂町伊福乙 2275 地先～海
二級河川権現川水系	権現川	左岸：瑞穂町古部甲 1024 地先～海 右岸：瑞穂町古部甲 1024 地先～海
二級河川船津川水系	船津川	左岸：瑞穂町古部乙 2266 地先～海 右岸：瑞穂町古部甲 2056-4 地先～海
二級河川田内川水系	田内川	左岸：吾妻町平江名 1959 地先～海 右岸：吾妻町木場名 1164 地先～海
二級河川千々石川水系	千々石川	左岸：小浜町雲仙 114 地先～海 右岸：小浜町雲仙 115-2 地先～海
	上峯川	左岸：千々石町乙 808 地先～千々石川 右岸：千々石町丁 2908-2 地先～千々石川
	清水川	左岸：千々石町国有林地先～千々石川 右岸：千々石町庚 4564-2 地先～千々石川
二級河川境川水系	境川	左岸：小浜町山畑 3968-2 地先～海 右岸：小浜町山畑 3979 地先～海
二級河川川内川水系	川内川	左岸：南串山町乙 4486 地先～海 右岸：南串山町乙 4886 地先～海
二級河川小津波見川水系	小津波見川	左岸：南串山町丙 5012-6 地先～海 右岸：南串山町丙 5342 地先～海

(2)その他河川の河川基準水位（テレメーターあり）

河川名	観測局名	第 1 基準水位 (m)	第 2 基準水位 (m)	第 3 基準水位 (m)	備考
多比良川	多比良川	1.15	1.58	1.97	
土黒川	土黒川	1.54	2.06	2.57	
神代川	神代川	1.18	1.58	1.97	
西郷川	西郷川	1.06	1.42	1.77	
千々石川	千々石川	1.21	1.61	2.01	

凡例：その他河川（河川基準水位）
- 第 3 基準水位：満杯水位(護岸の高さ)を超過
- 第 2 基準水位：満杯水位(護岸の高さ)の 8 割を超過
- 第 1 基準水位：満杯水位(護岸の高さ)の 6 割を超過

※避難判断基準：「第 7 節気象情報の伝達計画」「1 予警報等」「■キキクル等の種類と概要」表中、「洪水キキクル」参照

（3）その他河川（テレメーターなし）

河川名	栗谷川、土黒西川、倉地川、後牟田川、みのつる川、松江川、権現川、船津川、田内川、上峯川、清水川、境川、川内川、小津波見川

※避難判断基準：「第 7 節気象情報の伝達計画」「1 予警報等」「■キキクル等の種類と概要」表中、「洪水キキクル」参照

１１　高潮浸水想定区域

(1)県指定高潮浸水想定区域

沿岸名	有明海沿岸

(2)高潮浸水想定区域図について

令和７年２月に指定された高潮浸水想定区域図は、水防法に基づき県知事が高潮による浸水が想定される範囲、浸水した場合に想定される浸水深等を表示した図面で、日本に接近した台風のうち既往最大規模の台風（昭和９年室戸台風中心気圧 900hPa）を基本とするだけではなく、台風経路も各市で潮位偏差が最大となるよう最悪の事態を想定し設定したものです。また、河川流量、潮位、堤防の決壊等の諸条件についても、最悪を想定し設定したものです。

(3)高潮浸水想定区域図

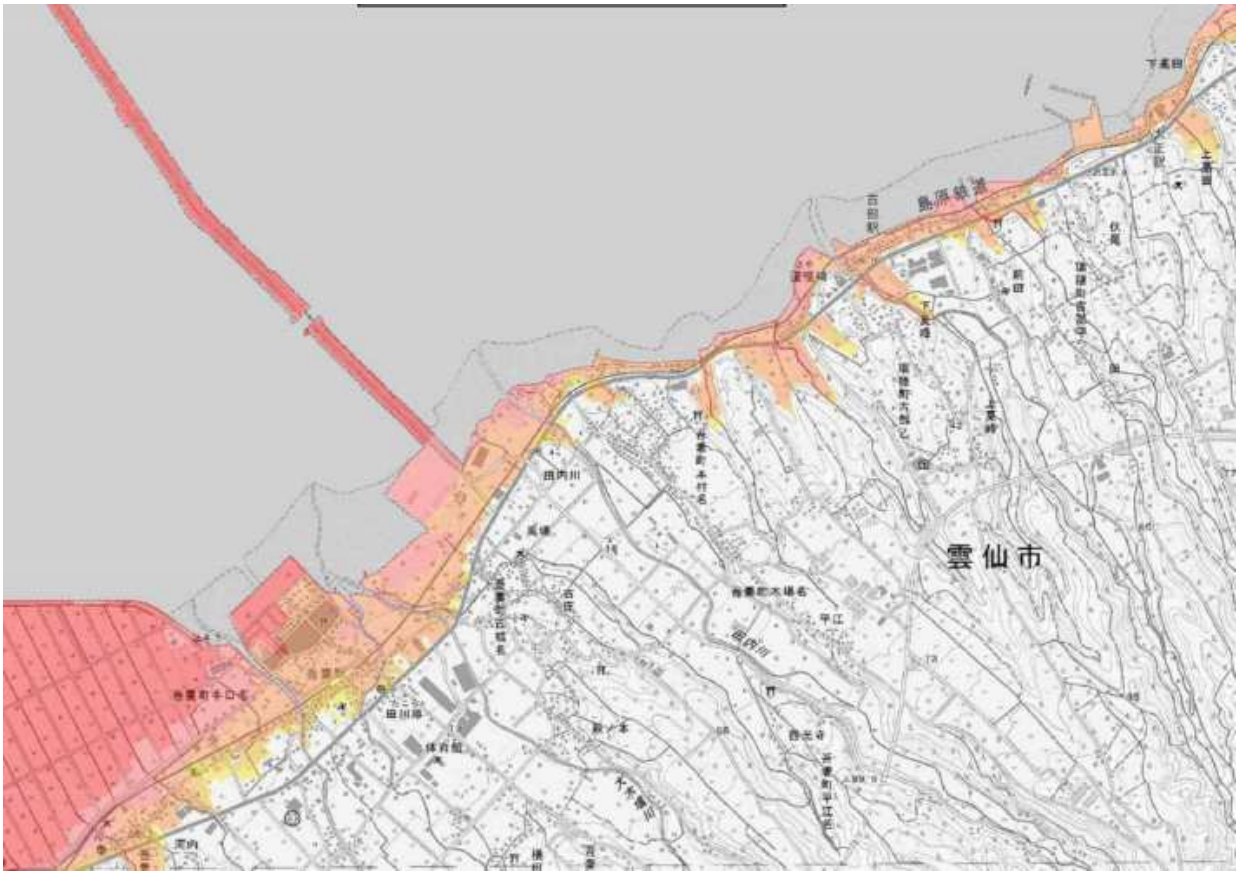

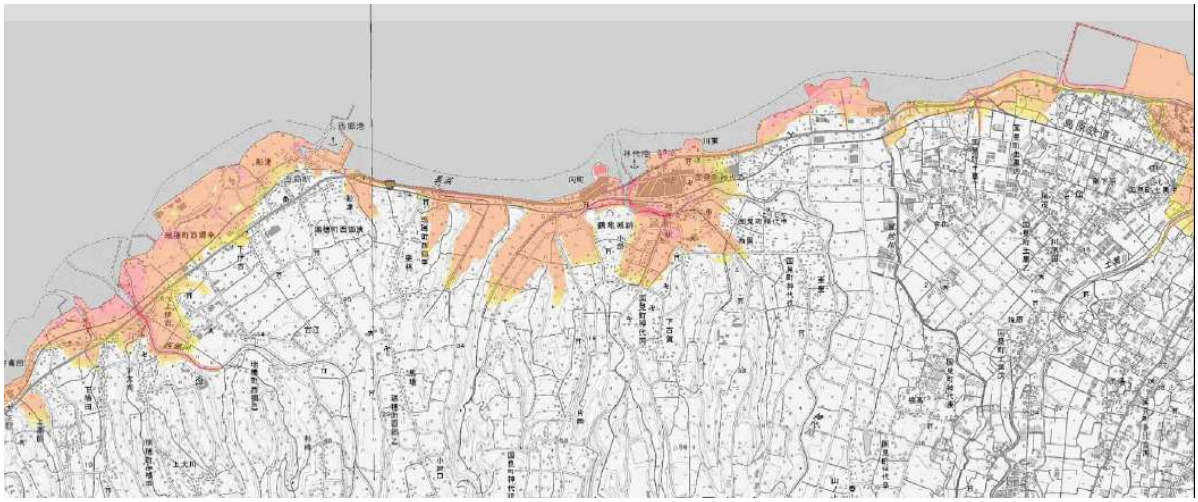

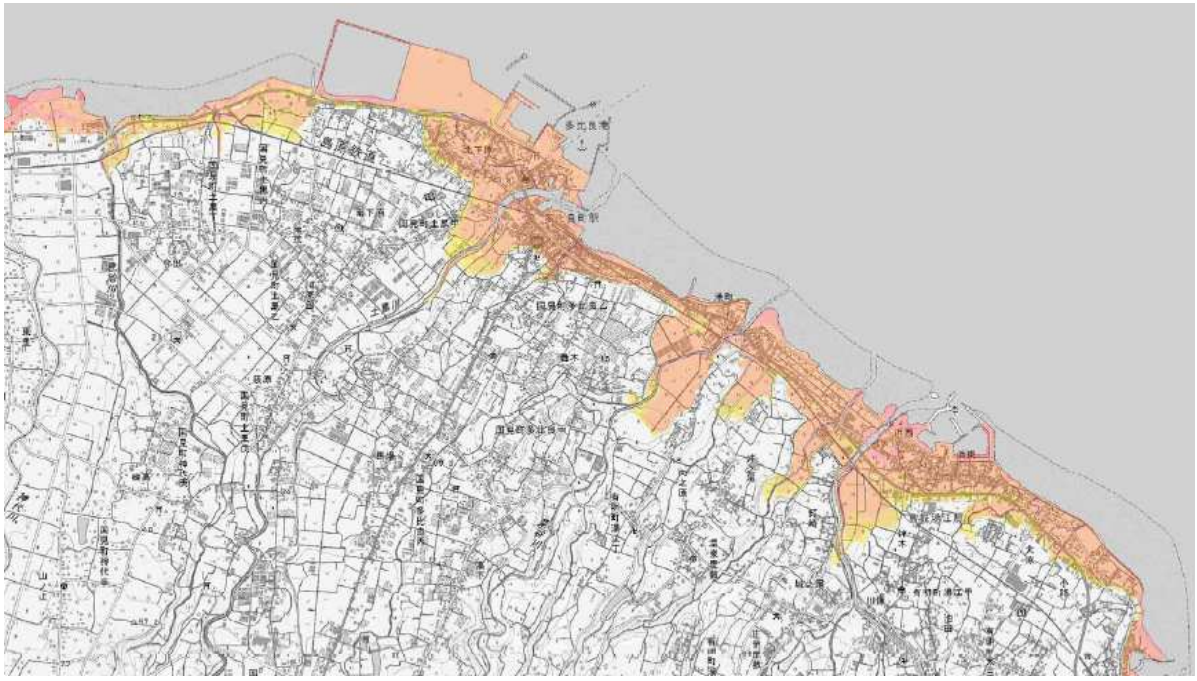

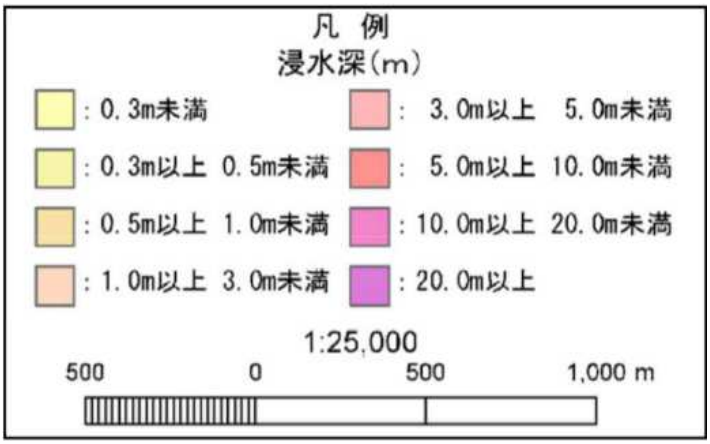
凡 例
浸水深(m)
: 0.3m未満
: 0.3m以上 0.5m未満
: 0.5m以上 1.0m未満
: 1.0m以上 3.0m未満
: 3.0m以上 5.0m未満
: 5.0m以上 10.0m未満
: 10.0m以上 20.0m未満
: 20.0m以上
1:25,000
500 0 500 1,000 m

高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）

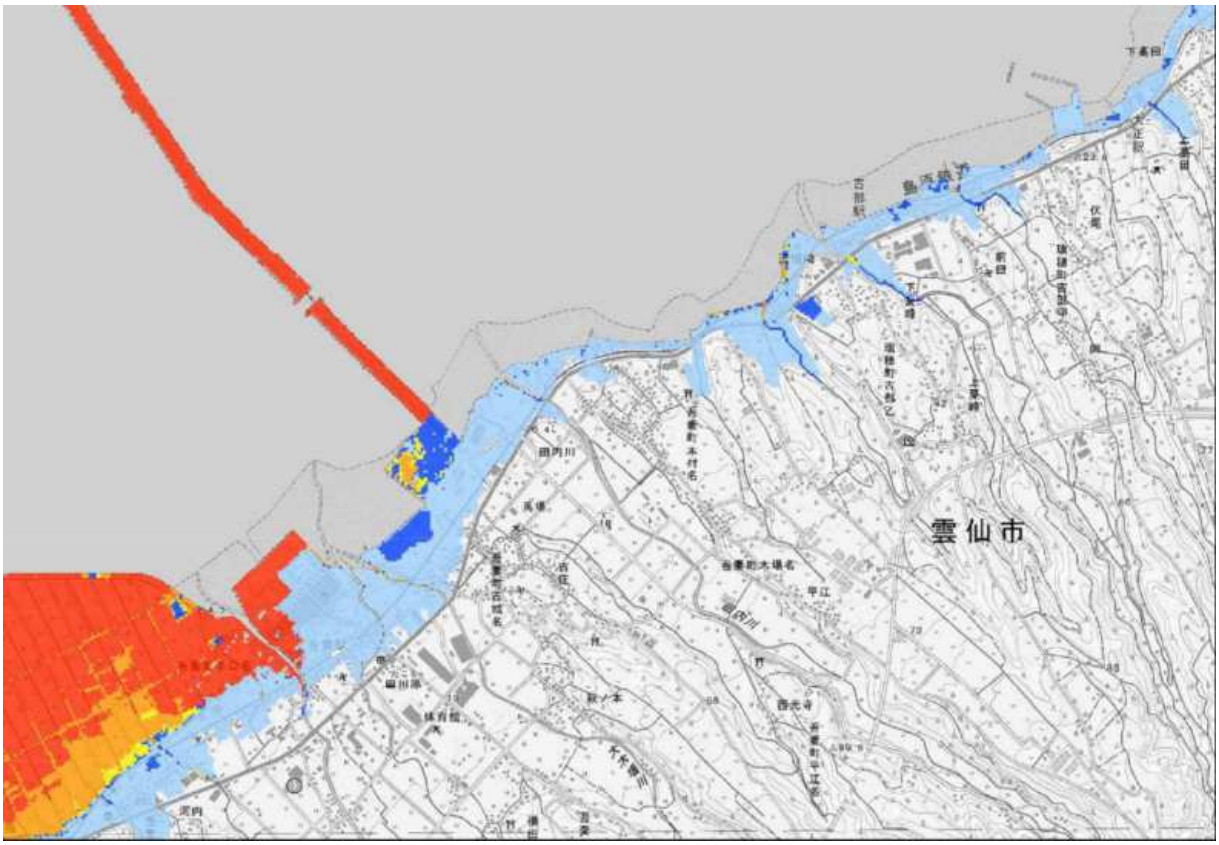

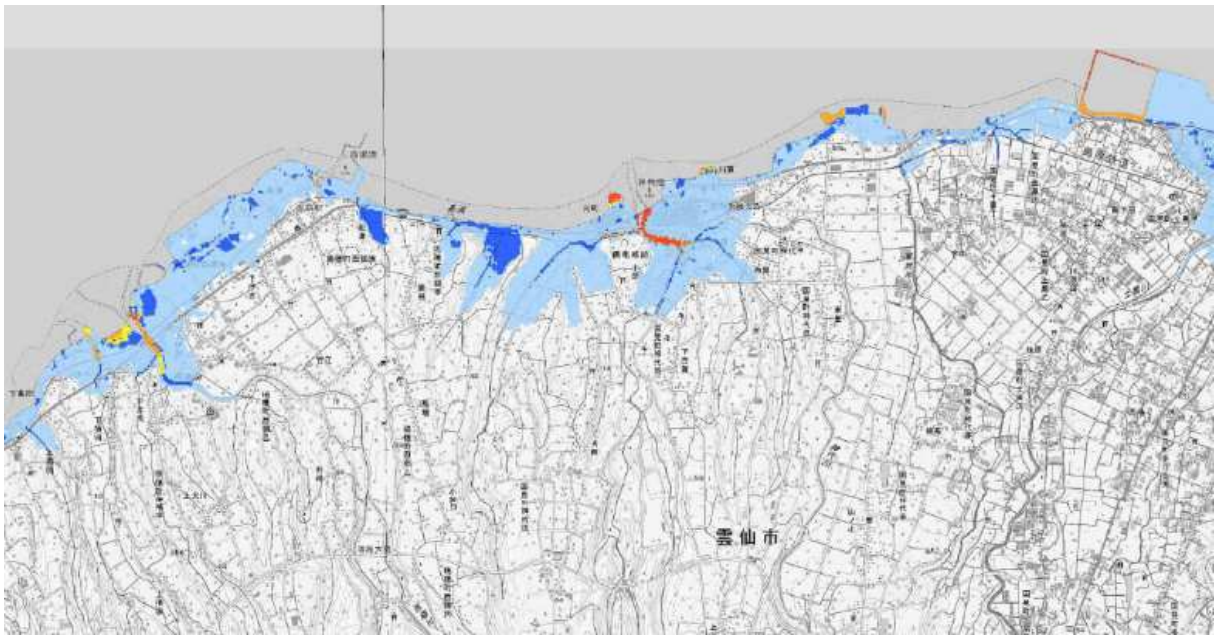

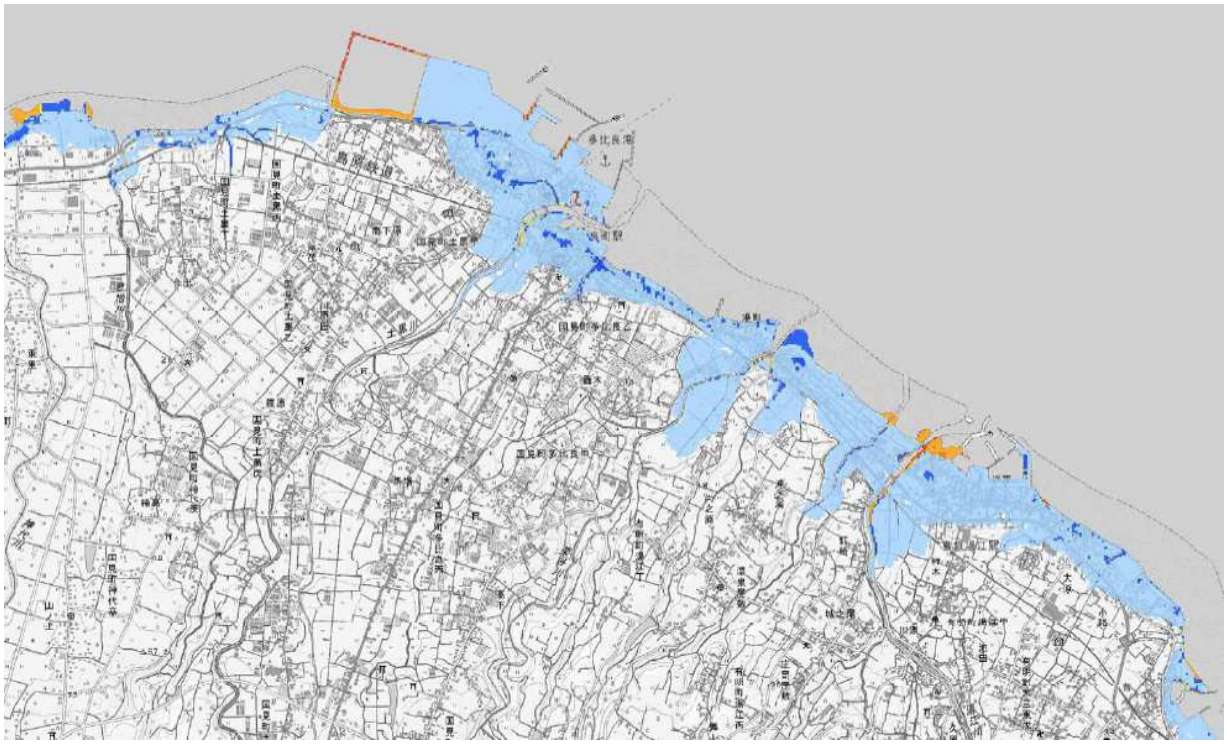

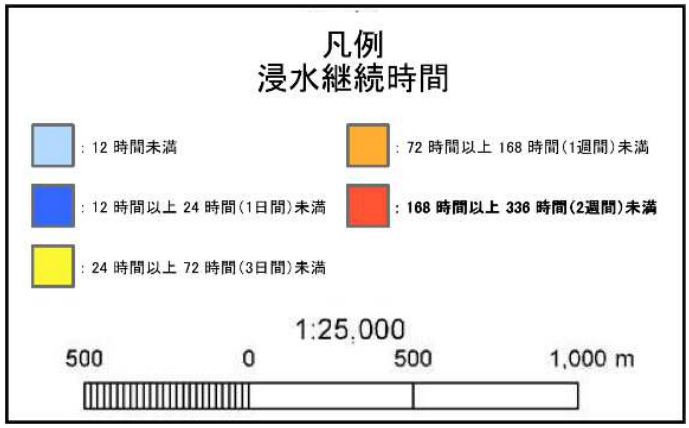
凡例
浸水継続時間
：12 時間未満
：12 時間以上 24 時間（1日間）未満
：24 時間以上 72 時間（3日間）未満
：72 時間以上 168 時間（1週間）未満
：168 時間以上 336 時間（2週間）未満
1:25,000
500
0
500
1,000 m

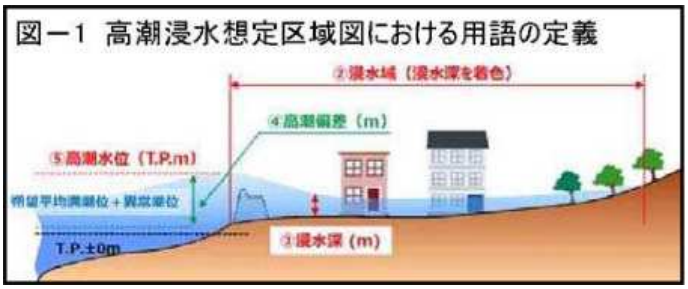
図－1　高潮浸水想定区域図における用語の定義
②浸水域（浸水深を着色）
④高潮偏差（m）
⑤高潮水位（T.P.m）
朔望平均満潮位＋異常潮位
T.P.±0m
③浸水深（m）

１２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があった場合には、水防法第８条の規定に基づき、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

①　洪水予報等の伝達方法

降雨により河川等において洪水等の災害が発生または発生するおそれがある場合は、防災行政無線、防災メール，ＳＮＳ、アプリ等多様なメディアを活用するとともに、消防団等による巡回等を実施して住民等へ迅速確実な情報伝達を行う。

また、この際、要配慮者利用施設及び在宅の要配慮者に対する早期な伝達を重視し、迅速な避難に資する。

②　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ア　避難施設その他の避難場所に関する事項

(ｱ)　山田川洪水浸水想定区域の避難施設及び避難場所

ａ　避難施設

施設名称	避難対象地区(自治会)	備　　考
鶴田小学校体育館	田川原	
大塚小学校体育館	牛口四	
吾妻中学校体育館	山田馬場、栗林、牛口三	
吾妻町ふるさと会館	柿田	

※　緊急の場合は、上記表に関係なく最寄りの避難施設を活用する。

ｂ　避難場所

施設名称	避難対象地区(自治会)	備　　考
鶴田小学校	田川原	
大塚小学校	牛口四	
吾妻中学校	山田馬場、栗林	
吾妻町ふるさと会館	柿田	
吾妻体育館	山田馬場、栗林、牛口三	
吾妻武道場	山田馬場、栗林	
吾妻農村広場	山田馬場、栗林	

※　緊急の場合は、上記表に関係なく最寄りの避難場所を活用する。

c　その他の避難施設

市は、避難施設への移動距離等が遠い住民等に対しては、避難者の安全を確保するために自治会等の公民館等を一時的な避難施設として積極的に活用する。

d　指定緊急避難場所等の名称及び位置等

指定緊急避難場所及び指定避難所については、「山田川洪水ハザードマップ」（雲仙市ホームページに公表）及び地域防災計画、資料編 16「地区別避難場所等一覧」を活用する。

イ　避難経路その他の避難経路に関する事項

（ｱ）　山田川洪水浸水想定区域の避難方向

洪水浸水区域における避難経路①

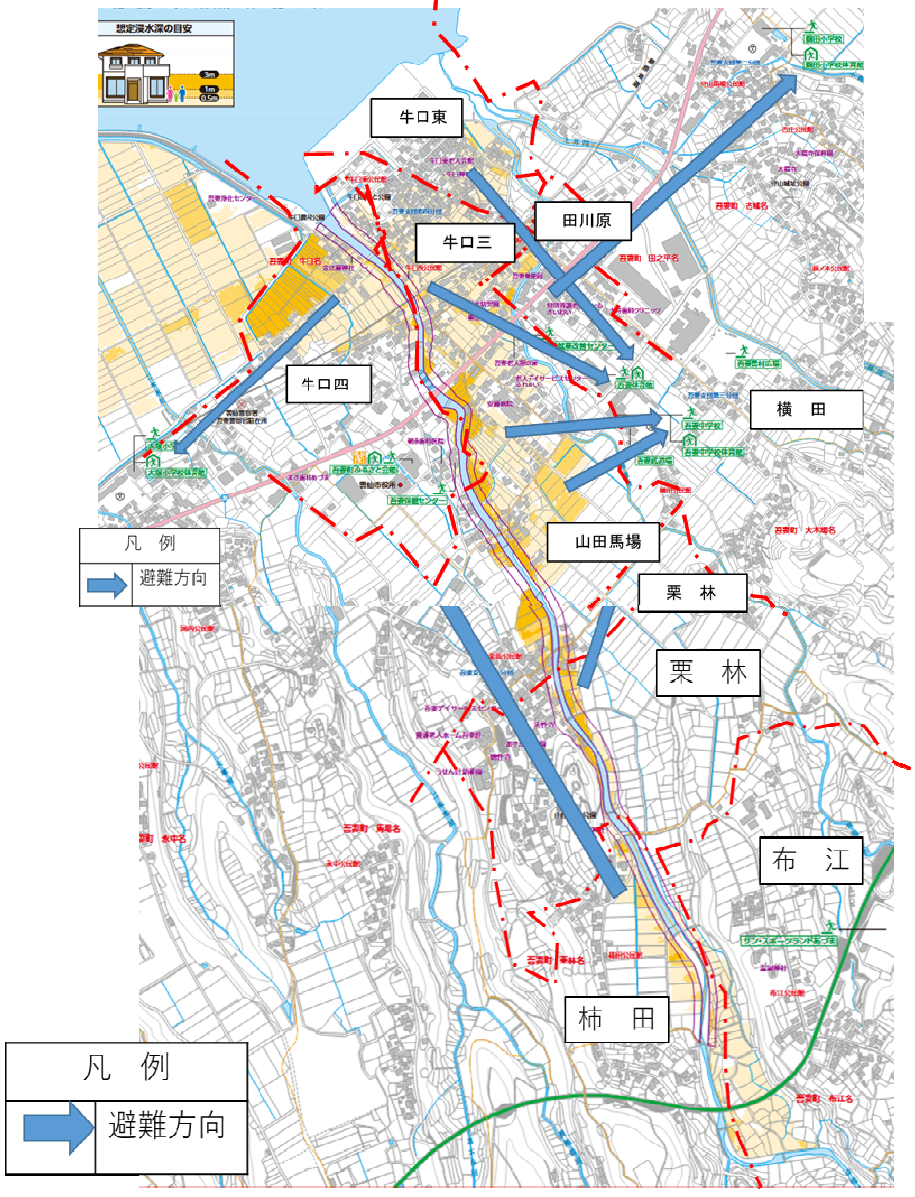

凡　例
避難方向

（ｲ）　避難における注意事項

ａ　避難は、第一に浸水想定区域外へ移動し、次に事前に決めた避難所へ避難する。

ｂ　避難の途中、河川の横断は努めて避ける。

ｃ　市は、避難経路上に危険な箇所がある場合には明確な表示を行い、あらかじめ関係住民に伝達する。

ｂ　特に危険な箇所や避難経路には、警察、消防職員、消防団等を事前に配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

③　防災訓練として洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項

ア　自治会または自主防災組織は、年１回以上の洪水を想定した避難訓練の実施に努める。また、避難訓練においては、要配慮者特に避難行動要支援者の避難を重視して実施する。

イ　防災訓練の実施に際しては、第１編第２章第２節「防災訓練計画」を参照する。

④　要配慮者利用施設

ア　要配慮者利用施設の指定

（ｱ）　市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設がある場合は、地域防災計画に施設の名称及び所在地を記載し、指定する。

資料編　３１「要配慮者利用施設」

（ｲ）　市は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難計画の作成及び訓練の実施について指導する。

イ　要配慮者利用施設の管理者等の責務

（ｱ）　管理者等は、利用者が迅速かつ円滑な避難が実施できるよう避難確保計画を作成し、定期的に見直すものとする。

（ｲ）　管理者等は、避難確保計画に基づき、年１回以上の避難訓練を実施する。

（ｳ）　管理者等は、施設利用者の避難に必要な人員、資機材等がある場合は、事前に関係機関と調整し、必要な措置を講じるものとする。

１３　河川管理者の協力

河川管理者（九州地方整備局長及び県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1)　市に対する河川に関する情報（河川水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

(2)　重要水防箇所の合同点検の実施

(3)　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4)　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

(5)　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣

(6)　水防活動の記録及び広報

１４　水防警報の種類、内容及び基準

(1)　洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種類	内　　容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合には、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は中止できない。	基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水のおそれがあるとき。
準備	水防に関する情報・連絡、水防機材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」を突破するおそれがあるとき。
出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「氾濫注意水位」に達し、なお、増水のおそれがあるとき。
警戒	出水状況及び河川状況を示し、警戒が	基準量水標において、すで

	必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	に「氾濫注意水位」を超え、水害が起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	基準量水標において、すでに「氾濫注意水位」以下に下降し、再び増水のおそれがないとき、または、水防作業を必要とする河川状況が解消したとき。

(2)　津波に関する水防警報発表基準

種類	内　　容	発表基準
待機	水防団員等水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨の警告をするもの。	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出動	水防団員等水防活動に従事する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通告するもの。	巡視等により、被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

１５　水防信号、標識、身分証標等

(1)　水防信号

次のとおりとする。

方法／区分	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約５秒　約15秒　約５秒　約15秒　約５秒 ○－　休止　○－　休止　○－
第２信号	○－○－○　○－○－○　○－○－○	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒 ○－　休止　○－　休止　○－
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒　約５秒　約10秒　約５秒　約10秒 ○－　休止　○－　休止　○－
第４信号	乱打	約１分　約５秒　約１分 ○－　休止　○－

①　第１信号は、氾濫注意（警戒水位）に達したとき。

②　第２信号は水防団及び消防機関の出動を知らせる。

③　第３信号は、水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。

④　第４信号は、必要と認められる区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
⑤　警鐘信号及びサイレンとの兼用を妨げない。
⑥　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 標　識

水防作業の正確、迅速かつ規則正しい行動を規制するために次の標識を定める。

①　水防要員の標識

左腕に腕章をつける。

②　緊急車馬優先通行標旗

緊急水防用として使用する車馬は、次の標旗を掲げる。

腕　章　　標　旗

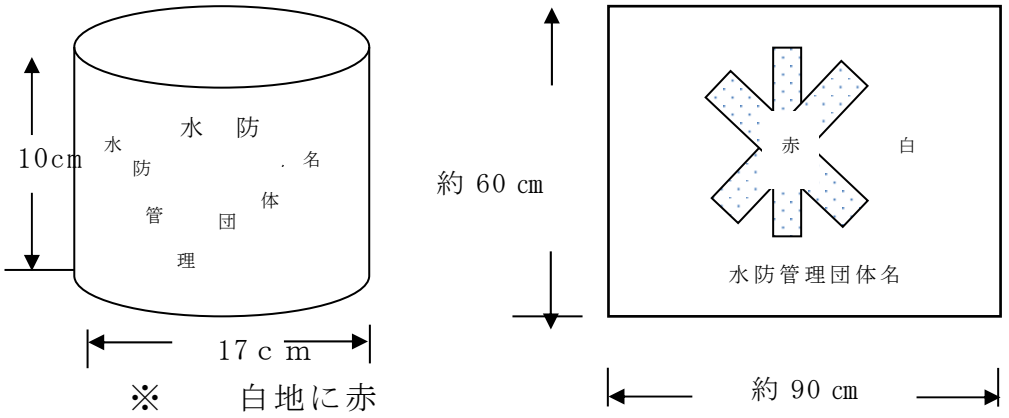

(3) 身分証標

水防法第 49 条第 2 項の身分証標は、次のとおりである。

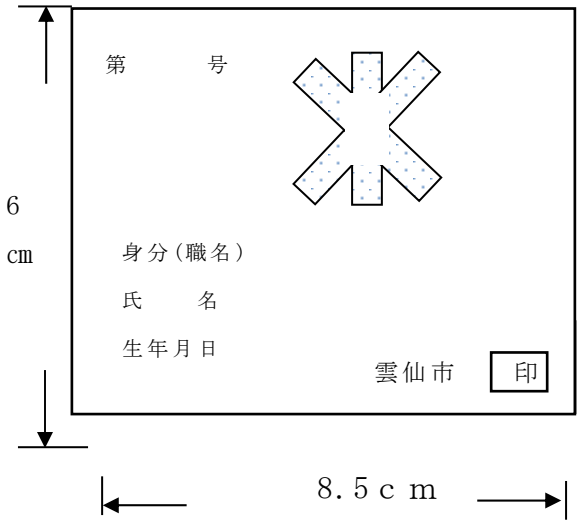

心　　得

1　記名以外の者の使用を禁ずる。
2　本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
3　本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還する。
4　本証は水防法第 49 条第 2 項による立入り証である。

第１３節　土砂災害防止計画

１　避難の対象となる土砂災害危険箇所等

(1)　立退き避難の対象となる土砂災害危険個所等は次のとおりである。

①　土砂災害警戒区域
②　土砂災害特別警戒区域
③　急傾斜地崩壊危険個所
④　山腹崩壊危険個所
⑤　土石流危険渓流区域
⑥　地すべり危険個所

細部は、資料編及び雲仙市ホームページ「土砂災害ハザードマップ」を参照

資料編　　28　「島原半島の災害危険区域」
資料編　　30　「山地災害危険地区」

(2) 地区別の土砂災害警戒区域等箇所数

区分＼地区名		国　見	瑞　穂	吾　妻	愛　野	千々石	小　浜	南串山	合計
土砂災害警戒区域	土石流	８ (6)	１２ (10)	２１ (18)	３ (0)	１８ (14)	２４ (18)	１５ (15)	１０１ (81)
	急傾斜地	１３８ (138)	８１ (79)	１７２ (172)	１２９ (123)	５９ (59)	１９５ (192)	８３ (80)	８５７ (843)
	地すべり	１０ (0)	５ (0)	２ (0)	１ (0)	１３ (0)	５ (0)	５ (0)	４１ (0)
合　計		１５６ (145)	９８ (89)	１９５ (190)	１３３ (123)	９０ (73)	２２４ (210)	１０３ (95)	９９９ (924)

※（　）数は、土砂災害特別警戒区域数

２　警戒・避難体制

土石流､がけ崩れなどの土砂災害によって被害を受けるおそれのある区域に居住する住民(以下この節において｢関係住民｣という。)に対して、土砂災害が発生することが懸念される場合に、速やかな情報提供と適切な避難方法を講じ、安全な避難場所へ誘導するための警戒避難体制の整備を図る。

(1)　警戒又は避難を行うべき基準

警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとし、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

また、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも、他の危険な兆候が認められた場合には、住民の自主的な判断によって避難するように関係住民を指導する。

○　立退き避難が必要な住民（危険区域等に居住する建物別）の避難行動

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
木造家屋に居住する住民	立退き避難	立退き避難
土砂災害に対し十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造り等の建物（崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも下段）に居住する住民	立退き避難	立退き避難
土砂災害に対し十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造り等の建物（崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも上段）に居住する住民	立退き避難または屋内安全確保	立退き避難または屋内安全確保

(2)　適切な避難方法の周知

①　関係住民が日常から準備しておくべき事項

ア　気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。

イ　自分の住んでいる周りの裏山、がけ、渓流等の危険箇所を把握しておく。

ウ　自宅に雨量が計測できる器具等を工夫して設置し、常に降雨状況の推移が判るよう準備しておくとともに、雨量観測値が理解できるようにする。

エ　避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で確認しておく。

②　観光者に対する配慮

市は、観光者等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館等の関係者に周知徹底を図る。

旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育を行う。

③　土砂災害からの円滑かつ安全な避難

住民は、市が提供する情報を日頃から十分に把握するとともに、土砂災害の特質、その前兆等に関する知識を得る必要がある。そして、生命及び身体を守るため、的確な判断及び行動により、適時・適切な警戒避難行動をとるものとする。特に、身近に要配慮者がいる場合は、共助による避難支援に努める。

ア　学校等の避難対策

引率者は、避難誘導の際、校長の指示を的確に把握して校舎配置または学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

イ　病院・社会福祉施設の避難対策

(ｱ)　病院・社会福祉施設の管理者は、避難誘導の際、あらかじめ患者及び入所者を搬送患者と独歩患者とに区別し重傷者、避難行動要支援者を優先的に避難させる。

また、独歩患者は適切な人数ごとに編成して誘導する。

(ｲ)　病院・社会福祉施設の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。施設職員等のみでは移送の実施が困難な場合には、あらかじめ自治会、自主防災組織や消防団等の協力を得られるように避難誘導体制を整備しておく。

④　避難に際しての留意事項

ア　避難の準備

市より避難の指示等が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

(ｱ)　火気、危険物等の始末を完全に行う。

(ｲ)　最小限の着替え、ラジオ、照明具、食料、水等を携行する。

(ｳ)　安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外する。

イ　避難者の誘導

避難誘導に当たる者（以下この節において「誘導員」という。）は、次の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

(ｱ)　避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際してあらかじめ関係住民に伝達する。

(ｲ)　特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止す

る。
(ｳ)　夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
(ｴ)　必要に応じ、誘導ロープにより安全を確保する。
(ｵ)　出発、到着の際に人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
(ｶ)　避難場所が遠いなどの場合、必要に応じ車両にて避難者を輸送する。この場合、輸送中の安全については、十分に配慮する。
(ｷ)　要配慮者の安全には特に配慮する。
(ｸ)　住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市が、あらかじめ消防機関、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

ウ　その他の留意事項
(ｱ)　避難は、明るいうちに行われることが望ましい。
(ｲ)　避難は、降雨量や地区の状況等に留意し、なるべく早く行われることが望ましい。
(ｳ)　安全な避難場所へ避難して、誘導員の指示に従う。
(ｴ)　市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

エ　避難後の措置
(ｱ)　誘導員は、市長より避難指示の解除が発令されるまで、避難者を避難場所にとどめるよう努める。
(ｲ)　市は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立入りを防ぐなど、必要な措置を講ずる。
(ｳ)　市は、一般の避難所に避難した要配慮者を速やかに把握し、必要により福祉避難所に移送する。

⑤　自主判断による避難

市は、停電、機器の故障のため、市と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、次のような状況又は兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
イ　渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等がまざりはじめた場合
ウ　降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少し

はじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）

エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ　渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

⑥　避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

ア　周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。

イ　他の危険箇所への避難は避ける（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等）。

ウ　渓流を渡って対岸に避難することは避ける。

エ　渓流に直角方向に、できる限り渓流から離れる。

(3)　適切な避難場所及び避難路の選定及び周知

①　適切な避難場所の選定及び周知

市は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所としてあらかじめ指定する。

ア　避難場所の選定

市が選定する土砂災害に対する指定緊急避難場所は、次の条件を満足している必要がある。

(ｱ) 土砂災害を受けるおそれのない場所であること。

(ｲ) 洪水、氾濫等の水害を受けるおそれのない場所であること。

(ｳ) 土砂災害危険箇所周辺の保全対象の人家等から、できる限り近距離にあること。

(ｴ)　土石流危険渓流周辺の関係住民が、避難に際し、危険渓流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。

(ｵ)　収容人員が十分にあること。

(ｶ)　可能ならば、鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、２階建て以上であること。

イ　指定緊急避難場所の周知

市は、選定した指定緊急避難場所を市防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

②　避難路の選定及び周知

ア　避難路の選定

市は、避難場所までの避難路を選定するに当たり、次の様な危

険区域及び危険箇所の通過を避ける。

(ｱ)　急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所（がけ高５ｍ以上、傾斜角度 30°以上の傾斜を持つ斜面）

(ｲ)　土石流の発生により災害を受けるおそれのある区域

(ｳ)　地すべり防止区域及び地すべり危険箇所

(ｴ)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(ｵ)　河川の氾濫等による浸水が想定される区域

(ｶ)　高潮等の被害を受けるおそれのある区域

イ　避難路の周知

市は、関係住民に対し、選定した避難路の周知徹底を図る。

ウ　避難路の維持

市は、選定した避難路に誘導標識、誘導灯等を設け、その維持に努める。

(4)　情報の収集・伝達

①　情報の収集

市は、過去の災害事例等をもとに、平常時からどの程度の雨量で崩壊及び土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、県や市の雨量観測値、関係機関からの災害情報及び住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるよう努める。

②　情報の種類と収集方法

土砂災害に関する情報を分類すると、降雨に関する情報及び地震噴火等の情報と土砂災害の発生場所、規模、被害状況、復旧状況等の災害に関する情報とに大別できる。

降雨に関する情報は、長崎県河川砂防情報システム（ナックス）等を利用して、災害に関する情報は、巡視員との連絡、防災行政無線等を活用し、その収集に努める。

③　情報の伝達

市は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を関係住民等に円滑に伝達できるようその施設の整備を図るとともに、特に土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域周辺における雨量計等の観測者による情報及び防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。

④　情報の伝達方法

市は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線、有線放送、

広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また、緊急情報については携帯無線を使用し、迅速かつ正確に情報伝達を行うものとする。

⑤　避難指示等の判断・伝達

ア　避難指示等を判断する情報

避難指示等発令には、土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

また、市は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることができる。

イ　避難指示等の発令判断基準設定の考え方

「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

(5)　防災知識の普及及び防災活動の実施

市は、日頃から住民に対する防災知識の普及に努める。特に土砂災害危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及を、出水期前（梅雨期前、台風期前）や防災週間等を考慮して実施する。

また、防災関係職員を対象とする研修等を実施し、土砂災害警戒区域等及び避難方法等並びに土砂災害に関する防災知識について、周知徹底に努める。

①　防災知識の普及

ア　一般住民を対象とした防災知識の普及

市は、概ね次の媒体等の利用により、住民の防災知識の普及を図る。

(ｱ) 市が発行する広報紙や印刷物（ハザードマップ、チラシ、パンフレット)、インターネット等の利用

(ｲ) 講演会、講習会等の開催

(ｳ) 土石流危険渓流である旨の現地表示の実施

(ｴ) 広報車の巡回

イ　土砂災害防止に功労のあった人の表彰等の意識高揚施策の実施

②　防災訓練

市は、ハザードマップを活用するなど、実践的な防災訓練、防災教育を実施し、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努める。防災訓練については、土砂災害を想定して、地域の状況に即した実践的なものとなるよう配慮して、次の内容について行うものとする。

ア　土砂災害の発生を予想する訓練

イ　土砂災害危険区域に対する巡視訓練
ウ　情報伝達訓練
エ　災害対策本部の設置訓練
オ　避難訓練

２　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害（地すべり、火山噴火に起因する土石流、河道閉塞に伴う土砂災害）が急迫している状況において、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が、それぞれ緊急調査を行い、被害の想定される区域及び時期の情報（土砂災害緊急情報）を提供する。

第１４節　消防活動計画

この計画は、消防法及び関係法令に基づき、住民の生命、財産を保護するための消防団の消防活動について必要な事項を定めるものとする。

１　消防団の組織

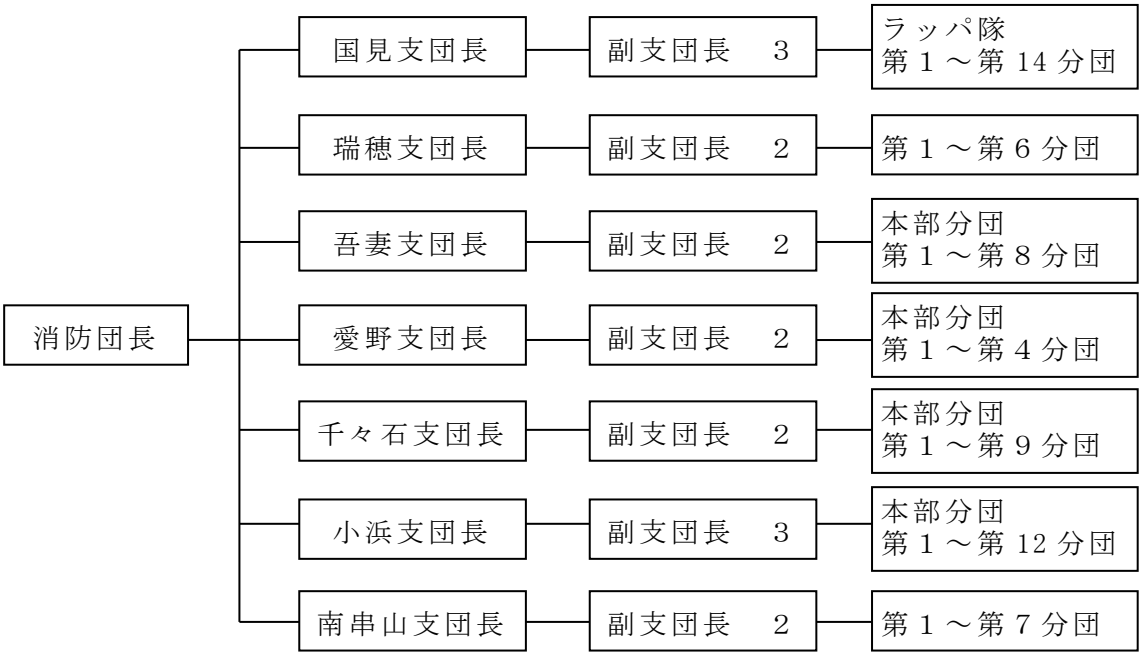

２　出動計画

(1)　通報連絡

火災の通報があったときは、消防本部の指令センターから防災行政無線にて、消防関係者及び関係機関へ連絡する。

(2)　出動配備

消防団は、災害の規模や状況に応じ、次の４段階の出動配備を行う。

災害対策本部の構成員である市の職員が消防団員を兼ねる場合、所属分団の指揮命令系統又は消防活動に支障がないときは、災害対策本部での職務を優先することとする。

【図表：消防団の出動配備区分】

区分	配備時期	配備体制
第１次 出動配備	平時の警備体制では危険と認めるとき	火災気象警報発令時の体制
第２次 出動配備	市が災害警戒本部を設置したとき	消防団召集配置
第３次 出動配備	気象状況が悪化し被害が予測されるとき又は市災害対策本部が設置されたとき	全消防団員配備
第４次 出動配備	市全域にわたる災害の発生が予測されるとき又は発生したとき	全消防団員配備

(3)　消防活動

消防団は、地域防災の中核的存在として、自主防災組織等と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、消防本部に協力し、各種消防活動を行う。

3　火災気象通報の取扱い

県は、長崎地方気象台から火災気象通報（第２章第９節「火災予防計画」参照）を受けた場合、消防法第 22 条第２項に基づき、県内市町に通報するが、この場合、市町だけでなく、各消防局及び各消防本部へも一斉ＦＡＸにて通報する。

消防団は、火災気象通報を受けた場合、警戒体制を敷き、防災行政無線による広報又は支団における火災警報信号の打鐘にて、住民に対し、火災予防の注意を喚起する。

また、機械器具の点検を実施するとともに、即時出動できる体制を整える。

第１５節　危険物災害応急対策計画

１　危険物等の対象と対応方針

(1)　対　象

本計画において危険物等とは、「石油類」、「高圧ガス」及び「火薬類」を指す。

(2)　方　針

危険物等により災害が発生したときは、消防本部が中心となり、施設管理者、警察、県等と連携をとり、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模地震等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

２　災害対策本部の設置

市は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な対策部を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

３　情報の収集、連絡

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に順次連絡する。

また、市及び関係機関でこれに対応できない場合は、県に応援を要請する。

４　応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するため、次のとおり消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

①　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報

②　被災者の救出救護（搬送・収容）

③　事故拡大防止のための消火その他消防活動

④　警戒区域の設定、立入制限及び現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告及び指示

⑤　死傷病者の身元確認
⑥　県又は他の市町に対する応援要請
⑦　関係防災機関との調整
⑧　危険物等に関する規制

5　各種危険物の対策措置

(1)　石油類対策

①　施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備える。
②　施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し、訓練すること。
③　常日頃消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備する。
④　火災・爆発に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知すること。
⑤　その他、必要な措置をとること。

(2)　高圧ガス対策

①　製造業者の措置

ア　製造施設または消費施設が危険な状態になったときは、製造または消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、または大気中に放出するなど応急措置を行うとともに、作業に必要な最小限の要員を残し、ほかの作業員を退避させる安全措置を講ずる。

イ　販売施設、貯蔵所または充填容器等が危険な状態になったときは、容器を安全な場所へ移動させる等、応急措置を早急に講ずる。

ウ　万一、応急措置を講ずるいとまがない場合は機を失することなく従業員または付近の住民に退避するよう警告するとともに、関係機関へ通報し、協力を要請すること。

エ　充填容器が損傷し、または火災を受けたときは充填されている高圧ガスを廃棄処分し、または容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずる。

②　警察官等の措置

ア　災害の発生を防止するため必要な応急措置の命令を発すること。

イ　市長等から要求があった場合は設備又は物件の所有者、占有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するための必要な限度において、当該物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

ウ　市長等から要求があった場合、または市長等が現場にいないとき、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると

認められた時は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずること。

(3)　火薬類対策

①　所有者等の措置

ア　時間的余裕がある場合には、火薬類を早期に安全な地帯へ移動させる。

なお、このような場合には、監視員をして盗難事故防止に努める。

イ　時間的余裕がない場合には、火薬類を川、井戸等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずる。

ウ　火薬庫等の入口、窓等は完全に閉鎖し、本体に対しては注水、泥土の塗布等防火措置を講じ、必要によっては付近住民に避難の警告行うこと。

エ　吸湿、変質、不発、半爆等により著しく現性能若しくは原形を失いまたは著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄すること。

②　警察官の措置

高圧ガスの応急対策に準じて措置する。

第１６節　災害救助法の適用に関する計画

１　災害救助法の本質

災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む罹災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。[災害救助法第１条]

２　実施機関

災害救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に県知事に委任されている。[災害救助法第２条、災害救助法第 17 条]

さらに、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。[災害救助法第 13 条第１項、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 17 条]

３　救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

①　避難所及び応急仮設住宅の供与
②　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④　医療及び助産
⑤　被災者の救出
⑥　被災した住宅の応急修理
⑦　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑧　学用品の給与
⑨　埋葬
⑩　死体の捜索及び処理
⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

４　適用基準

災害救助法に基づく応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるものであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

【図表：雲仙市の災害救助法適用基準】

適用基準Ⅰ	市の区域内で、60 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準Ⅱ	県内において住家が滅失した世帯の数が 1,500 世帯以上であって、市の区域内で、30 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準Ⅲ	県内において住家が滅失した世帯の数が 7,000 世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市の区域内で多数の世帯の住家が滅失したこと。
適用基準Ⅳ	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

５　適用の手続

(1)　市長は、災害による被害の程度が災害救助法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は、被害状況を速やかに県知事に報告する。

(2)　県知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、災害救助法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、市に対し、災害救助法適用期間、救助の種類等を通知するものとする。

(3)　県知事は、災害救助法第 13 条第１項の規定に基づき、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市長が行うこととするときは、市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知する。

(4)　(3)において、市長が行うこととする事務が災害救助法第７条から第 10 条までに規定する事務の場合は、直ちにその旨を公示するものとする。

第１７節　避難計画

１　避難指示等

(1)　避難指示における実施責任者等

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	市長	基本法第 60 条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命保護等のため特に必要があり、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。（市は県に報告）
	県知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	基本法第 61 条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命保護等のため特に必要があり、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示。（市に通知）
	県知事、その命を受けた県職員、水防管理者	水防法第 29 条	洪水、雨水出水、津波又は高潮	氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。（水防管理者は、当該区域を管轄する警察署に報告）
	県知事又はその命を受けた県職員	地すべり等防止法第 25 条	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示。（当該区域を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職務執行法第４条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。（防衛大臣の指定する者に報告）

(2)　警戒レベルの区分と居住者等がとるべき行動

【水害・土砂災害】

区　　分	居住者等がとるべき行動
「警戒レベル３」 高齢者等避難	◎　発令される状況：災害のおそれあり ◎　居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・　高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保） ・　避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者 ・　高齢者以外の人も必要に応じ、至急な外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
「警戒レベル４」 避難指示	◎　発令される状況：　災害のおそれが高い ◎　居住者等がとるべき行動： ・　危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。
「警戒レベル５」 緊急安全確保	◎ 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ◎　居住者がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保 ・　指定緊急避難場所等へ立退き避難することが、かえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし災害発生、切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 警戒レベルと気象情報の関係

警戒レベルと気象情報の関係は、次の表のとおりとする。

警戒レベル	状　況	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる気象情報			
			避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合	水位情報がない場合		
5	災害発生または切迫	命の危険，直ちに安全確保 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状態 ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保（必ず発令されるものではない。）	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル:「災害切迫」（黒）	・大雨特別警報（浸水害） ・洪水キキクル:「災害切迫」（黒）	・大雨特別警報 ・土砂キキクル：「災害切迫」（黒）	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生に匹敵　しうる状況 ・この状態までに避難を完了しておく ・台風などによる暴風が予想される場合、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	・避難指示	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル：「危険」（紫）	・洪水キキクル：「危険」（紫）	・土砂災害警戒情報 ・洪水キキクル：「危険」（紫）	・高潮特別警報 ・高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル：「警戒」（赤）	・洪水警報 ・洪水キキクル：「警戒」（赤）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル：「警戒」（赤）	・高潮注意報（警報に切り替わる可能性が高い旨に言及されているもの）

2	気象状況変化	自らの避難行動を確認する。 ・ハザードマップにより自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報把握手段を再確認する。	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル：「注意」（黄）	・洪水キキクル：「注意」（黄）	・土砂キキクル：「注意」（黄）	
1	今後の気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）				

(4)　警戒区域等

①　警戒区域の設定

市長は、人の生命・身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

②　警戒区域設定権等

実施責任者	災害の種類	実施の基準	設定権	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命保護等のため特に必要があると認めるとき。	・立入り制限 ・立入り禁止 ・退去命令	基本法第 63 条第１項
警察官又は海上保安官	災害全般	上記の場合において、市長又は委任された職員がいないとき又はこれらの者から要求があったとき。		基本法第 63 条第２項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	火災等の災害が発生した場合		消防法第 28 条第１項消防法第 36 条第８項

警察官	水災を除く災害全般	上記の場合において、実施責任者が現場にいないとき又は要求があったとき。		消防法第 28 条第２項消防法第 36 条第８項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、雨水出水、津波又は高潮	水防上緊急の必要がある場合		水防法第 21 条第１項
警察官	洪水、雨水出水、津波又は高潮	上記の場合において、実施責任者が現場にいないとき又は要求があったとき。		水防法第 21 条第２項

２　高齢者等避難

市は、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及びその避難を支援する者に対し、避難を開始しなければならない段階とし、高齢者等避難を発令するものとする。

高齢者等避難の発令基準については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

その他の住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかに避難するものとする。

３　避難指示の基準

避難指示の基準については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

災害時に、適切に避難指示等を発令するため、長崎地方気象台及び県等から必要な情報を取得するとともに、自ら収集する情報等をもとに、避難指示等の発令基準について、できる限り客観的な数値を定める。

また、判断基準については、想定外の事態にも対応できるように総合的に判断するとともに、避難対象区域の選定に当たっては、指定避難所の位置、避難経路の状況、自主防災組織の状況等を考慮して実施する。

なお、市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等についての助言を求める。

４　避難指示の伝達

避難警報は、雲仙市防災行政無線、雲仙市ホームページ、携帯電話の緊急速報メール、サイレン、半鐘、ラジオ、テレビ等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して住民に周知徹底させる。この場合、在宅の要配慮者にも円滑に情報を伝達するため、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報を周知できる体制と環境の整備に努める。

５　緊急安全確保措置の伝達

市長は、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認められる場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

６　避難誘導

(1)　避難誘導

①　大規模災害時における避難者の避難誘導は、自治会・自主防災組織、消防団員が中心となり、警察等と密接な連絡体制のもとに安全かつ迅速に行うものとする。

また、各自治会のリーダーは、地区住民の統率に努める。

②　避難誘導は、避難誘導の安全を図るため、要所に誘導員を配置するとともに、危険箇所には、標示、なわ張り等を行い、事故の防止に努めるものとする。特に夜間の場合は、避難者の安全を確保するため照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。

③　避難の順位は、いかなる場合においても乳幼児、一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、病人、身体障がい者等の避難行動要支援者を優先して行うものとする。

④　学校、病院及び社会福祉施設等要配慮者利用施設の管理者等は、児童生徒及び施設利用者等を迅速・安全に避難誘導するものとする。

(2)　移送

避難に当たっては、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が、自力による避難が不可能な場合においては、車両等により移送する。

7　避難場所及び避難所

(1)　指定緊急避難場所の指定及び周知

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市内の地域別に、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、予想される災害の種類ごとに、あらかじめ指定緊急避難場所として定めておき、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

資料編―16　「地区別避難場所一覧」

(2)　指定避難所の指定及び周知

①　市は、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る避難所について、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、指定避難所としてあらかじめ定めておき、住民への周知徹底を図る。

なお、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得なければならない。

また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、ペットの受け入れ方法等の周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

②　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設を対象に、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、ホームページやアプリケーション等により災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知する。

(3)　指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知

市は、指定緊急避難場所と指定避難所の整備に当たり、両者の違いについて間違わないよう、住民への周知徹底を図る。

また、対象となる施設が指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合には、両者を兼ねることができる。

(4)　避難場所及び避難所に収容する者の範囲

①　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

②　現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

③　災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(5)　避難の事前準備と留意事項

①　事前準備

ア　平常時から火気の取扱いに注意し、避難に際しては、必ず電気、ガス等危険物の始末を完全に行う。

イ　台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止、雨戸・門等の完備）を行い、浸水の予想される場合には家財を高所に移動させる。

ウ　会社、工場等にあっては、平常時から綿密な防災計画を策定し、これに基づく万端の準備を行う。

エ　病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあっては、平常時から綿密な避難計画を策定し、これに基づく避難訓練等を実施するとともに、警察、消防機関と連絡を密にする。

②　避難時の留意事項

ア　服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等を被り、露出部分を少なくする。

イ　がけ下、壊れそうな塀際、川縁などはできるだけ避ける。

ウ　切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に触れない。

エ　高齢者、幼児、病人、障がい者等のいる家庭では、早目に避難する。

(6)　避難場所及び避難所の開設

①　市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮するとともに、「高齢者等避難」の発令に合わせて、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、避難所の開設に当たっては、要配慮者に配慮して、必要により、福祉避難所を開設するとともに被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、トレーラーハウスの活用など、多様な避難所の確保に努めるものとする。

②　市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる

場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

③　市は、市外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては、県に対し、当該他県との協議を求めるものとする。

なお、県内の他の市町への受入れについて、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることができる。

④　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉部局が連携して必要な措置を講じるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

⑤　市は指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

⑥　市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

⑦　市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(7) 避難所の運営管理等

① 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯやボランティアなどの外部支援者等の協力が得られるよう

努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。

また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

② 市は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

③ 市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所の状況に応じて、避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置等を検討するとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

④ 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、自己処理型水洗トイレ等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避

難所の運営に努める。

⑥　性暴力やＤＶの発生を予防するため、女性用と男性用トイレを離れた場所に設置する等避難所のトイレ、更衣室、浴場と各部屋を安心して使用できる場所に設置する。

⑦　市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、　食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

⑧　市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

⑨　市及び県は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

⑩　市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

⑪　飼い主はできる限り犬・猫等のペットと同行避難することとし、被災者支援の観点から、市は県と連携して、ペットと同行避難できる場所を確保し適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。そのため、防災訓練において、実効性のあるペット同行避難訓練の実施に努めるものとする。

⑫　市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県及び獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(8)　避難所における感染症対策

市は避難所において衛生状態を良好な状態に維持し、感染症の発症・拡大を抑えることに努め、その対応については、「避難所開設運営における新型コロナウィルス感染症対策チェックリスト」（令和２

年６月：長崎県)に基づき実施する。

(9) 連絡員の配置

① 避難所には連絡員（本部より配置された職員若しくは登庁の途を絶たれた職員又は消防団員等）を置く。連絡員は、本部との連絡、避難所の運営、施設の管理等に当たる。

② 連絡員は、避難指示等が発せられたとき、又は上司の命令があった場合は直ちに配置につく。

③ 連絡員は、自治会、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営に当たる。

④ 連絡員は、避難所への収容人員を把握するとともに、傷病人が発生した場合は、速やかに総務班に報告し、適切な措置を講ずる。

⑤ 連絡員は、避難所の安全管理のため必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに避難所運営の救援対策部避難所対策班に連絡し、適切な措置を講ずる。

⑥ 連絡員は、常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に伝え、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。

⑦ 連絡員は、給食、給水その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、総務班と連絡をとる。災害対策本部においては、物資班に迅速かつ適切な措置をとらせ、収容者の不平不満がないように努める。

⑧ 連絡員は、避難所の安全管理において必要と認められるその他の事項に関し、災害対策本部と連絡を密にとり合い、措置を講ずる。

⑨ 災害対策本部は、新たな災害等によって、避難所に危険が迫った場合の再避難に備えて、避難経路、避難所等について常に情報収集し、把握に努める。

(10) 一時的な避難所の開設

指定避難所への避難に要する時間が長くなる等、安全な避難が困難な場合は、自治会等の公民館を一時的な避難所として使用する。

この際、公民館等の災害リスクを考慮して運用するものとする。

８　福祉避難所の指定等

(1) 市長は、障がい者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための福祉避難所の予定施設をあらかじめ指定する。

(2)　福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。

(3)　市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(4)　市は、一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、福祉避難所に移送する。

9　災害救助法による避難所の設置

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

①　災害救助法第 13 条第 1 項の規定により、市長が行う。

②　上記以外の場合、県知事が行い、市長がこれを補助する。

(2)　避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

(3)　避難所に収容する者の範囲

①　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

②　現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

③　災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(4)　避難所開設期間

災害発生の日から 7 日以内

10　物資の調達・供給活動

(1) ニーズに応じた支援

①　被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県と市は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求

められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資やペットの飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷暖房器具、冬季には暖房機器、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

② 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災地への供給を行うものとする。

③ 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 物資輸送拠点

市は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

(3) 国への要請

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、県を通じて国に対し、物資の調達を要請するものとする。

11　学校等の避難対策

(1)　避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

(2)　移送

町又は集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

12　病院・社会福祉施設の避難対策

(1)　避難誘導

病院・社会福祉施設の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区分し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者を優先し、要配慮者に配慮して誘導する。

(2)　移送

病院・社会福祉施設の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

施設職員のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会、自主防災組織、ＮＰＯ等の協力を得た避難誘導体制を整備しておく。

(3)　避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

13　観光客の避難対策

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客等に対し避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も、付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

市は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行えるよう、啓発、指導を行う。

避難後は、帰宅又は離れた別の場所への移動を勧める。市は、交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客等に対して、観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、地域の避難所等への誘導、宿泊場所のあっせん等の支援を行うよう努める。

14　帰宅困難者の避難対策

市及び県は、交通機関の途絶等による帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して、次のような対策を講ずる。

①　交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報の提供

②　事業所に対して従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食料や飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援を指導

③　協定の締結等により店舗等の施設に対して徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

15　避難行動要支援者の避難対策

(1)　避難情報の伝達

市、関係機関及び自主防災組織等は、避難指示等の避難情報の伝達に対し、雲仙市防災行政無線、雲仙市ホームページ、緊急速報メール、サイレン、半鐘、ラジオ、テレビ等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し円滑に情報を伝達する。

(2)　避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別避難計画により定められた避難支援者や地域の自主防災組織の支援をもって安全かつ迅速に避難所等に到達できるよう配慮する。

(3)　避難所における支援

生活環境の変化に伴い、心身の健康に不調をきたす可能性があるため特別の配慮をするものとする。

16　外国人の避難対策

外国人観光客に対して、必要とする情報の入手手段等を平常時から準備するとともに、さまざまな情報伝達手段を使って積極的に提供する。

17　愛玩動物対策

市は、獣医師会等と協力し、飼い主と同行避難した愛玩動物の適正管理及び衛生管理について必要な指導・助言を行うとともに、飼い主に対し、指定避難所における適正飼養について周知する。

また、飼い主は、避難生活が長期化する場合等に備えて、必要に応じて、あらかじめ愛玩動物の疎開先を検討しておく等の対応に努めるものとする。

第１８節　救出計画

１　実施責任者

(1)　原則として、市長、消防機関、警察機関及び海上保安部が実施する。

(2)　基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。

(3)　災害対策本部内等に実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、捜索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。

２　救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別又は住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施する。

(1)　災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合とする。

①　火災の際に火中に取り残されたような場合

②　地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

③　水害の際に流失家屋とともに流されるなど、孤立した地域等に取り残されたような場合

④　山津波により生き埋めになったような場合

⑤　登山者が多数遭難したような場合

⑥　災害により海上若しくは沿岸において遭難した人命、船舶、航空機又は陸上災害により海上に流失したような場合

(2)　災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者とする。

３　救出活動

(1)　救出活動の実施

市では、災害の状況に応じ救出班、搬送班、医療救護班を編成し救出救護作業を実施するが、自主防災組織も救出作業を実施する。救出

班等の編成は、次によるものとし災害の状況に応じ必要な班を編成するものとする。

①　救出班は、概ね班長１名、班員４名として、消防団員、職員をもって編成する。救出班は担架その他の器材を活用して安全な場所へ救出するものとする（救出班の主担当は消防団とする。）。

②　搬送班は、概ね班長１名、班員３名として、職員をもって編成する。搬送班は、担架、車両等を活用して負傷者を救護所へ搬送する。

③　負傷者の応急手当を必要とする場合には、南高医師会の協力を得て、医療救護班を編成し、必要な手当を施すものとする。

④　消防機関は、平素より救出機材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておくものとする。

(2)　救出の方法

①　概要

ア　消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業

イ　協力者の動員

ウ　舟艇、ロープ等器材の借上げ使用

②　具体例

ア　火災の際に火中に取り残された者の救出

放水部隊の強烈な援護放水のもと、被災建物の状況に応じ、消防機関の有する人員、施設及び救出用資機材を活用して救出を行う。

イ　倒壊家屋等の下敷きとなった者の救出

倒壊家屋、がけ崩れ等による埋没事故が発生した場合についても、市及び消防機関の有する人員、施設及び救出用資機材を活用して迅速に救出する。

なお、災害の規模、状況に応じて警察署、自衛隊、建設業者、自主防災組織等の応援を要請するものとする。

４　災害救助法に基づく救出

(1)　実施責任者

災害救助法が適用された場合

①　災害救助法第 13 条第１項の規定により、市長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出に当たる。

②　上記以外の場合、県知事が行い、市長がこれを補助する。

(2)　救出対象者

①　災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

②　災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

(3)　救出の期間

災害発生の日から３日以内とする。

第１９節　死体捜索及び収容埋葬計画

本計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、諸般の事情からしてすでに死亡していると推定される者を、捜索し、死亡者の遺体処理を行い民心の安定を図るものである。

１　死体の捜索

(1)　実施責任者

①　市長が関係機関の協力を得て行う。

②　災害救助法が適用された場合は、原則として県知事が行い、市長がこれを補助する（迅速に行うため必要と認めるときは法第 13 条第１項の規定により市長が行う。）。

(2)　捜索の方法

①　災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、直ちに死体捜索に切り替える。

②　行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては、第 18 節「救出計画」により救出を行う。

③　死体の捜索は、消防団等関係機関の協力を得て捜索に必要な舟艇その他の機械器具等を借り上げて行う。

④　流失などにより他市町村に遺体が漂着していると予想される場合は、漂着が予想される市町村に対し捜索を要請するものとする。

⑤　資材、器具等については、建設業協会に要請し、建設業者の応援をあおぐものとする。

２　死体の処理

(1)　実施責任者

①　市長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市において、救護班その他関係機関の協力を得て行う。

②　災害救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社長崎県支部は、災害救助法第 16 条の規定による県知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

(2)　処理の内容

①　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のための処置

②　死体の一時保存

ア　災害の際、死亡した者で身元不明又は遺族のない者若しくは遺族があっても処理の能力に欠けている場合に実施する。

イ　身元識別のための相当の時間を要し、また、多数の死体を短期間の間に埋葬することが困難な場合に死体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地にバラックを設け、または天幕を張り雨露を凌げる場所）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ　遺体の収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対する礼が失われることのないよう注意しなければならない。

③　死体の調査

死因その他につき医師の立会を求めて必要な調査を行う。

(3)　漂流死体の処理

①　死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、原則として漂着した地域の市長は、警察官又は海上保安官の調査を受けた後直ちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地の市長に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に災害救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、県知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

②　死体の身元が判明していない場合

ア　死体の身元が判明しない場合であって災害救助法を適用された被災地の市町から漂着したものと推定される場合は、①「死体の身元が判明している場合」と同様に取り扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

イ　死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は漂着地域の市町長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。

３　死体の埋葬

(1)　実施責任者

①　市長が実施する。

②　災害救助法が適用された場合

原則として、県知事が行い、市長がこれを補助する（迅速に行うため必要と認めるときは法第 13 条第１項の規定により、市長が行う。）。

③　被害が甚大で市の火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、県へ要請する。

(2)　埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(3)　埋葬の方法

①　原則としては火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。

②　棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

③　火葬については、市内火葬場（瑞穂斎苑及び丸尾斎苑）を使用するものとし、遺体が多く処理できないときは、島原市、南島原市又は諫早市に依頼するものとする。

４　災害救助法による実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第２０節　食糧供給計画

１　食品給与の実施基準

災害のため食品給与を必要とする罹災者が生じた場合で、災害救助法が適用された場合は、同法の実施基準により実施するものとする。

なお、災害救助法が適用されない小災害の場合は、同法の実施基準に準じて、市の責任において実施する。

２　災害における罹災者及び災害応急対策要員等への食糧供給

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）によるものとする。

(1)　食糧等の供給責任体制（市・県）

被災地域の罹災者等に対する食糧品等の供給は、市が実施する。

(2)　主食の応急供給（市・県・農林水産省）

①　供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
罹災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合	米穀	市長が希望する数量
災害により販売機能が混乱し、通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

②　市長の手続

ア　応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市長は、県知事に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づき、災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、罹災者等に対する供給又は給食を実施する。

イ　市長は、災害救助法により、罹災者等に対し、炊き出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を県知事に報告し、必要な指示を受けるものとする。

ウ　市長が県知事の補助機関として炊き出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊き出し等の現

場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿を備え、必要な事項について記録するものとする。

(ｱ)　食品給与物品受払簿

(ｲ)　炊出し給与状況

(ｳ)　その他関係証拠書類

(3)　応急食糧緊急引渡

①　交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続によっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、市長は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領により実施するものとする。

(4)　災害救助法による食糧供給

①　実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア　災害救助法第 13 条第１項の規定により市長が行う。

イ　上記以外の場合、県知事が行い、市長がこれを補助する。

②　食品の給与対象者

ア　避難所に避難している者

イ　住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事ができないもの

③　食品の給与の方法

炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする

④　食品の給与の期間

災害発生の日から７日以内とする。

資料編―26　「食糧供給計画」

３　市による応急食糧調達給与

(1)　応急食糧給与の実施者

応急食糧の調達配分は、財務対策部が担当する。

(2)　応急食糧の調達方法

①　応急食糧の調達は、状況に応じ措置する。ただし、災害のため調達又は送達が不可能な場合は、それぞれの地域において確保するものとする。

②　副食等については、その都度、小売業者から購入するものとする。
③　調達した応急食糧の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できない場合は、財務対策部において公益社団法人長崎県トラック協会などの輸送事業者の応援を要請するなど必要な措置を講ずるものとする。

(3)　応急食糧給与の実施計画の作成

財務対策部長は、次の事項を調査把握し、応急食料給与の実施計画を策定するとともに、食料調達計画を作成する。

①　給食を必要とする地域（避難所数）
②　給食を必要とする人員（避難所責任者より報告）
③　搬送方法、搬送要員の有無（市有車両及び民間輸送業者）
④　炊き出し施設、容器等の有無
⑤　今後の見通し

(4)　応急食糧給与の方法

①　応急食糧の給与については、実施期間、罹災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出し、パンの配給等適当な方法により実施する。
②　配給品目は、米穀、パン又は麦製品（乾ウドン等）等のいずれか１又は２以上とする。

(5)　炊き出し実施方法

①　財務対策部長は、応急食糧給与の実施計画に基づき主食副食の調達を行い、炊き出し場所に送達する。
②　炊き出し等食品の給与は物資班を主体として自主防災組織の協力を得て実施する。
③　炊き出しは、小学校・中学校及び宿舎の給食施設を主とし、それ以外では各自主防災組織単位で実施する。

(6)　応急食糧の調達あっせん

①　災害のため孤立し、食糧の確保が困難な地域に対し、必要に応じ応急食糧の調達あっせんを行う。
②　調達あっせんする食糧は、原則として炊き出し等による応急食品と同程度とする。
③　市内での応急食糧の輸送は、自主防災組織又は自衛隊に協力要請するものとする。

④　応急食糧の調達あっせんは、財務対策部物資班が担当する。

４　県への要請

市において応急食糧の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにしたうえで、県に調達あっせんを要請するものとする。

(1)　調達あっせんを必要とする理由

(2)　必要食糧品目

(3)　必要数量

(4)　引渡しを受ける場所及び引受責任者

(5)　連絡課及び連絡責任者

(6)　荷役作業員の有無

(7)　その他参考となる事項

第２１節　衣料品及び生活必需品供給計画

１　実施責任者

(1)　災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、市が行う。

(2)　災害救助法が適用された場合
①　災害救助法第 13 条第１項の規定により市長が行う。[罹災者に対する配分]
②　上記以外の場合、県知事が行い、市長がこれを補助する。[物資の購入及び輸送]

(3)　市のみで処理できないときは、隣接市町、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

２　給与の方法

(1)　救助物資は､備蓄物資の放出によるものとするが､不足する場合は、一括購入する。

(2)　世帯構成別被害状況等に基づき､備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、救助物資の購入計画及び配分計画を作成する。

(3)　配分については、配分計画に基づき、各罹災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分する。

３　給与する品目

(1)　寝具（毛布、タオルケット、布団等）

(2)　衣料（作業衣、学童服、スカート、下着類）

(3)　炊事用具（鍋、釜、バケツ、湯沸等）

４　給与対象者

災害により住家が全壊（焼)、半壊（焼)、流失又は床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

５　期　間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第２２節　給水計画

１　実施責任者

災害救助法が適用された場合

①　災害救助法第 13 条第 1 項の規定により市長が行う。

②　上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

２　対象者

災害のため現に飲用水を得ることができない者

３　給水量及び給水期間

(1)　給水量

応急給水に必要な水量は、災害発生から３日間は１人１日当たり３リットル、その後は 20 リットルを目標とする。

(2)　給水期間

飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

４　給水方法

(1)　給水実施計画

①　環境衛生対策部長は、被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、当該地区の給水人口等をもとに、給水実施計画を作成する。

②　給水実施計画の作成に当たって、市内及び近隣自治体の上水道、簡易水道等の所在及び給水能力を確認しておく。

③　応急給水に当たって、給水車又は給水用容器及び運搬用トラック等の機材や燃料及び浄水剤その他必要な資材をあらかじめ確保する。

④　応急給水は、給水実施計画に基づき実施するが、緊急を要する地域から実施するものとする。

(2)　広報

給水に際しては、広報車や防災行政無線等を利用し、給水時間、給水場所等を事前に周知する。

(3)　給水の実施

①　応急給水は、給水車及び給水用容器等による運搬給水を行う。ただし、道路災害等により搬送が困難な場合には、災害の状況に応じた適切な方法により実施するものとする。

②　広範囲な地域に給水が必要となる場合は、拠点給水箇所に貯水用容器等を配置し、給水の迅速化を図る。その際は、指定避難所や医療機関等へ貯水用容器等を配置するなど、住民の利便性を考慮するものとする。

③　自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意事項を広報する。

(4)　水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、重要度、緊急度及び修理の可能性などを勘案し、迅速かつ効果的な応急復旧に努める。復旧に当たっては、必要に応じ、水道工事事業者等の応援を求めるものとする。

５　県及び日本水道協会への要請

市は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県及び日本水道協会に調達又はあっせんを要請する。

①　給水を必要とする人員
②　給水を必要とする期間及び給水量
③　給水する場所
④　給水用器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量
⑤　給水車のみ借上げの場合、その必要台数
⑥　その他必要事項

第２３節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

１　実施責任者

(1)　災害救助法が適用された場合、原則として県知事が行う。ただし、災害救助法第 13 条第１項の規定により市長が行うこととした場合は、市長が行う。

(2)　災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、必要に応じ、災害救助法の基準に準じて市が行う。

２　応急仮設住宅の設置

(1)　入居対象者

①　住宅が全焼、全壊または流失し、居住する住宅がない場合

②　自らの力では住宅を得ることができないもの

(2)　建設地の選定

応急仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮して、あらかじめ選定しておくものとする。市有地に適地がなく、私有地に建設する場合は、所有地と雲仙市との賃貸契約締結後工事に着手するものとする。

(3)　供与の方法

応急仮設住宅は、建築し供与する建築型応急住宅、民間賃貸住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅、またはその他適切な方法により供与するものとする。

①　建築型応急住宅

ア　建築の実施

(ｱ)　建築及び設置戸数

１戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(ｲ)　着工

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置

(ｳ)　供与期間

建設完了の日から建築基準法第 85 条第３項又は第４項による期限内とする。

② 賃貸型応急住宅

ア 規模

世帯の人数に応じてアの(ｱ)に定める規模に準じる。

イ 借上げ

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ提供する。

ウ 貸与期間

建築基準法第85条第3項または第4項に規定する期間とする。

3 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

① 災害のため住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 修理の実施

① 修理の範囲

市内の被害状況に応じ、必要最小限とする。

② 修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分

③ 期間

災害発生の日から３月以内(災害対策基本法第 23 条の３第 1 項の特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項の非常災害対策本部または同法第 28 条の２第 1 項の緊急対策本部が設置された災害にあっては、6 月以内)に完了

4 市の実施事項

(1) 対象者の選定

① 選考委員会

市は、応急仮設住宅の入居者及び住宅の応急修理の対象者の選定に当たって、選考事務の公正を期するため、選考委員会を設置することができる。

② 選考基準

対象者の選定に当たっては、罹災者の資力その他生活条件を十分調査するものとし、必要に応じて民生委員の意見を聴取するなど、公平な選考に努める。

(2)　建設及び修理の実施

市において応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を実施する場合、市長は、住宅対策班の班長を責任者に指定するとともに、各現場に現場責任者を設置し、実施する。

建設業者及び建設資機材については、建設業協会の協力を依頼することになるため、住宅対策班は、建設業協会と事前協議し、供給可能な建築業者及び建築資機材等をあらかじめ把握しておく。

(3)　住宅のあっせん

市は、災害のため住家を喪失した者であって、自らの力では住宅を確保することができない者については、必要に応じ住宅のあっせんを行うものとする。

(4)　建築相談窓口の設置

市は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。この事務について、職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

5　県への要請

市は、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に必要な建設業者が不足し、又は建設資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県にあっせん又は調達を要請する。

また、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

(1)　応急仮設住宅の設置

①　被害戸数（全焼、全壊、流失）
②　設置を必要とする住宅の戸数
③　調達を必要とする資機材の品目及び数量
④　派遣を必要とする建築業者数
⑤　連絡責任者
⑥　その他参考となる事項

(2)　住宅の応急修理

①　被害戸数（半焼、半壊）
②　修理を必要とする住宅の戸数
③　調達を必要とする資機材の品目及び数量
④　派遣を必要とする建築業者数
⑤　連絡責任者
⑥　その他参考となる事項

第２４節　障害物の除去計画

１　集積場所の確保

土砂及び立木等の障害物の一時集積場所として、交通及び市民生活に支障のない市有地をあてることを原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合、私有地であっても所有者と協議のうえ、一時集積場所とすることができる。

２　道路関係障害物の除去

(1)　実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則として道路管理者が行い、市以外の道路管理者に対しては、土木対策部が通報、連絡する。

(2)　障害物の除去方法

①　土砂量等を調査し、これに基づいて具体的対策を定めて実施する。

②　優先的に障害物を除去すべき道路は、次の順位とする。

ア　地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

イ　災害の拡大防止上重要な道路

ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路

エ　その他応急対策活動上重要な道路

(3)　応援協力体制

①　県島原振興局その他関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じて協力を求める。

②　必要な資機材、人員に不足が生じる場合を考慮して、建設業協会との連携を十分にとる。

③　災害の状況に応じて、自衛隊の協力を求める。

３　河川関係障害物の除去

(1)　実施責任者

土木対策部が、実施責任者として、河川管理者、道路管理者、警察等関係機関と協議して、流木等障害物の除去を行うものとする。

４　住居に運び込まれた障害物の除去

(1)　実施責任者

①　災害救助法が適用された場合、原則として県知事が行う。ただし、

災害救助法第 13 条第１項の規定により市長が行うこととした場合は、市長が行う

②　災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、市が行う。

(2)　障害物除去の対象

①　居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあること

②　自らの資力で障害物を除去できない者であること。

(3)　除去の実施

民間業者等への委託または、関係機関、団体、ボランテイア等の応援により、応急的に最低限必要な場所を確保する。（居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所を対象とし物置や倉庫等は対象としない。）

(4)　障害物除去の実施期間

災害発生の日から 10 日以内に完了

(5)　県への要請

市のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

①　除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

②　除去に必要な人員

③　除去に必要な期間

④　除去に必要な機械器具の品目別数量

⑤　除去した障害物の集積場所の有無

第２５節　義援金品募集配分計画

１　義援金の配分

(1)　実施機関

市、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、県社協

(2)　募　集

各実施機関を構成団体とする義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について、周知を図るものとする。

(3)　保　管

個人、法人及び各種団体等から送付された罹災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管するものとする。

(4)　配　分

各実施機関で受領した義援金は、義援金募集（配分）委員会において一括し、配分方法を決定して、市を通じて被災者に配付する。

２　義援物資の受入れ

(1)　市及び県は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受入れを希望するもの、受入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

(2)　市は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

第２６節　医療救護計画

１　実施責任者

(1)　災害救助法が適用された場合は、県知事の要請を受けて救護班が医療にあたるものとする。

２　医療の対象者

災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者

３　医療の範囲

(1)　診療
(2)　薬剤又は治療材料の支給
(3)　処置、手術その他の治療及び施術
(4)　病院又は診療所への収容
(5)　看護

４　医療の期間

災害発生の日から 14 日以内

５　市の実施事項

(1)　医療関係団体との連携

災害が発生した場合は、南高医師会等医療関係団体と緊密な連携をとり、医療救護の万全を期するものとする。

(2)　医療救護活動

①　医療救護班の編成

市は、医療活動を必要とする事態が発生した場合、南高医師会等医療関係団体の協力により、医療救護班を編成し、医療救護を行うものとする。医療救護班は、概ね医師１名、看護師２名その他２名をもって編成するものとし、医師、看護師については南高医師会に出動を要請するものとする。

②　救護所の設置

医療救護班による医療救護を実施する場合は、被災住民の最も利用しやすい学校、公民館等に救護所を開設するものとする。

③　救護班による調整

医療救護班による医療救護活動の実施については、救護班が担当することとし、医療活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ず

るとともに、救護活動の状況等を記録し本部に報告するものとする。

(3)　救急患者の搬送

医療救護班による救護が適当でない救急患者については、消防本部と連携して、救護所から災害拠点病院等へ搬送する。

必要に応じ、県、警察、自衛隊等緊急輸送関係機関に協力を要請する。

(4)　医療品及び医療資機材等の確保

救護班は、医療品及び医療資機材等を確保する。医療品及び医療資機材等が十分に確保できない場合、県に対し供給要請を行う。

(5)　保健師・管理栄養士等による健康管理

市は、保健師・管理栄養士等による健康相談及び栄養相談を実施し、被災者及び救護活動従事者等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

※状況に応じ、救援対策部内の保健師・管理栄養士は、救護班として活動する。健康づくり課作成の「災害時の保健活動マニュアル」に準じて活動する。

第２７節　防疫計画

１　実施機関

市が実施する。ただし、代執行により実施する場合もある。

２　防疫班の編成

市は、災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合、防疫班を編成し、必要な防疫活動を行うものとする。防疫班は、災害の規模等に応じて数班を編成する。

３　予防

市は、被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。

４　防疫活動

市長は、被災地の伝染病の予防を図るため、次の防疫活動を行うものとする。

(1)　感染場所等の消毒

①　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）第27条に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所の消毒を行う。

②　浸水地域に対しては、被災の直後に、床下等の乾燥剤としての消石灰及び消毒薬剤としてのクレゾール液を配布して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒を指導するものとする。

消石灰、クレゾール液等については自主防災組織又は自治会へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。

(2)　ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条に基づき、県が地域を定めて消毒を実施するため、併せて実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下、本節において「施行規則」という。）第15条に定めるところによる。

(3)　物件及び建物に係る措置

法第 29 条及び法第 32 条の規定により、感染症の発生を予防し、若しくはまん延を防止するために必要な措置を講ずるものとする。法第 29 条に基づく実施に当たっては、施行規則第 16 条に定めるところによる。

(4)　生活用水（井戸水等）の使用制限

法第 31 条の規定により、県知事が、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、期間を定めてその使用又は給水の制限・禁止を命じた場合、市は、規定する期間中、知事の指示に従い、生活用水の使用者に対し、生活用水を供給するものとする。

(5)　避難所の衛生管理及び防疫指導

避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

(6)　臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

市は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第６条の規定により、県の指示に基づき、臨時予防接種による予防措置を講ずる。

５　防疫用薬品及び資器材の調達

市は、必要に応じ、県に対し、防疫用薬品及び資器材調達のあっせんを依頼することができる。

第２８節　災害廃棄物処理計画

１　廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1)　一般廃棄物処理施設の耐震化

①　市は一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。

②　市は一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するため地下水や河川水の確保に努める。

(2)　災害時応急体制の整備

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次に掲げる措置を行うよう努める。

①　県、近隣の市町及び廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制を図る。

②　仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

③　生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場を確保し、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制の整備を図る。

２　災害廃棄物の処理

(1)　被災地の状況把握

災害の発生直後、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。

(2)　災害による廃棄物の処理

①　市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生状況に応じて仮置場、最終処分地を確保し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

②　廃棄物の収集・処理に必要な施設・人員及び収集運搬車両が不足する場合には、近隣の市町との相互協力体制を図るとともに、県に対して支援を要請する。

(3)　し尿の収集処理

①　し尿の収集処理に当たっては、被災地の状況を勘案し、緊急処理

を要する地域から実施する。

②　広範囲な地域にわたる浸水があった場合には、汲取り処理能力等を勘案してとりあえず便槽の 30%～50%を汲取り、全戸が早期に使用できるよう考慮する。

③　し尿の処理については、市内の処理施設で行うことを原則とするが、施設が被災した場合は、近隣の市町に処理委託するものとする。また処理委託が困難な場合は、処理施設復旧までの間、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置するなどして対処する。

④　収集・運搬体制については、市の許可業者が対応できるよう市長が要請するとともに、被害地域の実情に応じ収集車を動員し収集運搬業務に当たる。

⑤　仮設便所等のし尿処理

ア　被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了し、環境衛生の確保に努める。仮設便所の設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。

イ　水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

資料編―21　「雲仙市し尿及び浄化槽清掃運搬許可業者」

(4)　生活ごみの処理

災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

①　生活ごみ等の収集に当たっては、被災地の状況を勘案し、緊急処理を要する地域から実施する。

②　生活ごみ等の集積については、交通及び住民生活の支障のない場所に一時的に集積するよう措置する。

③　集積されたごみ等については、市有車両等により収集処理する。

④　これらの処理は、県央県南広域環境組合又は県央地域広域市町村圏組合で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、近隣の市町に処理を委託するものとする。処理委託が困難な場合は、処理施設復旧までの間、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置するなどして対処する。

(5)　がれきの処理

①　危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
　また、選別・保管・焼却できる仮置場の十分な確保を図る。
②　応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

(6)　その他の災害廃棄物の処理

市は発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破砕・選別等の処理を行い、廃棄物処理施設において焼却処理等適正な処理を行う。なお、災害廃棄物の性状に応じて、できる限り資源化処理に努める。

第２９節　輸送計画

１　実施機関

災害時における輸送は、災害応急対策を実施する市、県又はその他の防災関係機関が実施するが、罹災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、市が第１次的に実施するものとし、他の防災関係機関は、市が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

２　輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行うものとする。

(1)　車両による輸送（道路によるもの）
(2)　鉄道による輸送（鉄軌道によるもの）
(3)　船舶による輸送（海上、河川によるもの）
(4)　航空機による輸送（空路によるもの）
(5)　人力による輸送

３　輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

(1)　罹災者の避難輸送
市長、警察官等避難指示者の指示に基づく罹災者の長距離避難のための輸送

(2)　医療及び助産のための移送
重傷患者等又は医療班関係者等の移送

(3)　罹災者救出のための輸送等
救出に必要な人員及び資材等の輸送又は救出した被災者の移送

(4)　飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のために必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送

(5)　救済用物資の輸送
罹災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、

学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送

(6)　死体捜索のための輸送
死体捜索のため必要な人員、資材等の輸送

(7)　死体処理のための輸送
死体処理のための医療関係者並びに衛生材料等の輸送及び死体並びに死体を移動させるため必要な人員等の移送

(8)　その他災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

４　車両、船舶等の確保

車両、船舶等の確保については、次の方法で行うものとする。

(1) 車両の確保（乗用車、バス、貨物自動車、特殊自動車等）
①　市有及び公共団体の車両
②　営業用の車両
③　自家用の車両

(2) 船舶の確保
①　公共団体の船舶
②　営業用の船舶
③　漁船及び遊漁船

(3) 県及び隣接市町への応急要請
市で車両、船舶等の確保が困難な場合は、県及び隣接市町への応急要請をするものとする。

５　鉄道機関への協力要請

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送について、鉄道輸送が適当なときは、鉄道事業者に対して協力を要請する。

6　航空機の要請

災害応急対策の実施に当たり、陸上による緊急輸送が困難であるときは、県に対し、県防災ヘリコプター又は自衛隊の航空機による輸送を求める。

7　応援協力要請の手続

市は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

8　費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送又は車両等の借上げは､地域における慣行料金(国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお、自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付き等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね８割程度以内）で、各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費又は借上料の請求に当たって、債権者は輸送明細書（別記様式）を請求書に添付して提出するものとする。

9　災害救助法が適用された場合の緊急輸送

県（福祉保健部）が、他の部局及び関係機関の協力を求めて、これを実施する。

ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別の事情があるときは、次の基準により、市長が知事の補助機関として緊急輸送を実施する。

(1)　輸送の範囲とその期間

輸送の範囲	輸送実施の認められる期間
罹災者の避難輸送	災害が発生し、又は災害が発生しようとする１両日
医療に関する輸送	災害発生の日から　14日以内
助産に関する輸送	〃　13日以内
罹災者の救出に関する輸送	〃　３日以内

飲料水供給のための輸送		〃　　７日以内
救済用物資輸送	炊き出し用食糧調味料及び燃料の輸送	〃　　７日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃　　14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃　　10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から１か月以内、その他は15日以内
死体捜索のための輸送		災害発生の日から　　10日以内
死体処理のための輸送（埋葬を除く）		〃　　10日以内

（注）　輸送の範囲については、上記以外について特に必要な場合には、事前に県を通じて内閣総理大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

(2)　費用の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

①　運送費（運賃）
②　借上料
③　燃料費
④　消耗器材費
⑤　修繕費

(3)　輸送実施市町長の措置

災害救助法に基づく輸送の実施について必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

第３０節　交通応急対策計画

１　実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

実施機関	範　　囲
道路管理者	（道路法第46条） 1　道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 （雲仙警察署）	（基本法第76条第１項、第76条の３第１項） 1　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合
	（道路交通法第４条第１項、第５条第１項、第６条第４項） 1　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき　（公安委員会又は警察署長） 2　道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合　（警察官の行う一時的なもの）
港湾管理者	（港湾法第12条第１項第４号の２） 1　水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し、必要な規制
漁港管理者	漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両等の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合には、漁港管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。
海上保安部 （長崎海上保安部）	（港則法第37条） 1　船舶交通の安全のため必要があると認めるとき 2　異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は混雑を生じるおそれがある場合、危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるとき
	（海上保安庁法第18条） 1　海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

２　支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

３　交通規制の実施要領

(1)　道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したとき若しくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領により、速やかに必要な交通規制を行う。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2)　公安委員会（雲仙警察署）

①　交通安全のための規制

公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行う。

②　緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

公安委員会は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（資料編）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

(3)　港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行又は航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限

区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

(4)　海上保安部（長崎海上保安部）

①　必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

②　航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとるとともに、所有者は占有者に対し除去を指示する。

③　航路標識に異常を認めたときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

④　水深の異常を認めた時は、応急測量航行警報の放送等必要な措置をとる。

4　緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1)　緊急通行車両

①　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に定める緊急自動車

②　その他災害応急対策に使用される車両

次のア及びイの条件のいずれにも該当する車両

ア　大規模災害発生時において、基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であり、次の事項のいずれかに該当する車両

(ｱ)　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(ｲ)　消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ｳ)　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ｴ)　災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

(ｵ)　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ｶ)　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ｷ)　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ｸ)　緊急輸送の確保に関する事項

(ｹ)　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　市が保有し、若しくは契約等により常時市の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 緊急通行車両の確認の申請

① 災害応急対策に使用される車両について、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認を受けるため、県知事又は公安委員会に申請し、標章（資料編）及び確認証明書（資料編）の交付を受けるものとする。

② 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存する。

③ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

④ 緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、直ちに確認標章及び確認証明書を返納する。

⑤ 緊急通行車両については、事前届出を行い、確認を受けることができる。

(3) 規制除外車両の確認に係る事前届出

① 公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 交付を受けた確認標章は、使用する当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

資料編―20　「災害緊急通行車両標章及び証明書等」

5　相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。ただし、緊急を要する場合で、通知するいとまがないときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

6　発見者等通報（基本法第 54 条）

災害時に、道路、橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混

乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては市長へ、市長にあってはその路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

７　迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともにその旨を必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないように努める。

第３１節　文教応急対策計画

１　文教施設の応急対策

(1)　災害が発生した場合、その被災程度の大小にかかわらず、校長は教育長に遅滞なく被害の状況及び応急措置の概要を報告しなければならない。

この報告は、書類報告の事前に電話等により最も速やかに到着する方法により実施しなければならない。

(2)　教育長は、被災した学校に職員を派遣し、被害状況を収集し、関係機関に報告するとともに、直ちに授業ができるよう措置するものとする。

(3)　教育長は、消防団等の関係機関に応援、協力を求める必要があるときは、市長に連絡し、その調整指導を行うものとする。

(4)　休日、休業中等に被害が発生した場合は、被災した学校の校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めるものとする。

(5)　校長は、災害の状況に応じ、直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握及び応急対策に当たらせるものとする。

２　応急教育対策

(1)　休校措置

①　登下校に長時間を要する場合には、状況に応じて始終業時間を変更し、児童、生徒の安全を図る。

②　半数近い児童生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置を講ずる。登校できない児童生徒については、別に考慮する。

③　半数以上の児童生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を開設して授業を行うなど適宜の措置を講ずる。

④　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

⑤　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

⑥　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意

事項を十分徹底させ、必要に応じて地区担任教師が各地区の安全な場所まで誘導して帰宅させる。

(2) 学校施設の確保

① 施設の応急復旧

ア 軽微な校舎の被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合には、特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置などの必要な措置を講ずる。

イ 運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

ウ 備品が流失、破損等により滅失又は使用不能となった場合には、余剰備品又は隣接の学校備品を一時借用し、授業に支障のないよう措置する。

② 校舎が利用できない場合

ア 校舎の一部が利用できない場合、特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

イ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合、公民館、寺院等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用するとともに、応急仮校舎の建設を検討する。

ウ その他市内全域が被害を受けるなど市内での施設の確保が困難なときは、県教育委員会に施設のあっせんを要請する。

エ 各学校別の応急教育の予定場所は別に定める。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、通常の授業に支障を生じた場合は、県教育委員会に連絡して代替教員を確保するものとする。

(4) 児童、生徒の登下校対策

① 通学路の安全確保

校長は、道路災害等により児童生徒の通学に危険があるときは、保護者、教員及び関係団体等の協力を得て、児童生徒の通学の安全を確保するものとする。

② 通学バス等の確保

道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、児童生徒の通学に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

３　災害救助法による学用品の給与

(1)　実施責任者

①　災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、市が行う。

②　災害救助法が適用された場合、原則として県知事が行う（災害救助法第 13 条第１項の規定により市長が行うこととした場合、市が行う。）

(2)　対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた小中高等学校等の児童生徒

(3)　学用品の品目

①　教科書及び教材

②　文房具

③　通学用品

(4)　給与の期間

災害発生の日から教科書については１か月以内、文房具及び通学用品については 15 日以内に完了

(5)　調達及び給与の方法

①　給与の対象となる児童生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別・学年別に正確に把握すること。

②　小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。

③　教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。

④　通学用品、文房具は被害状況別、小中学校別に学用品購入配分計画表を作成し、これにより購入配分する。

⑤　調達業者は、通常、教材を納入している業者とする。

⑥　給与品目は、各人の被災状況程度等実情に応じ、特定の品目に重点を置くことも差し支えない。

⑦　教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

４　給食等の措置

(1)　災害が発生した場合は、食中毒等が発生しないよう衛生管理を徹底する。

(2)　災害の発生により給食施設が破損し､ガス等の使用が不能となった場合は、関係機関と協議して、一時休止の措置をとるものとする。

5　社会教育施設の対策

公民館等の施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

6　文化財の応急対策

文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じて災害に対処する措置を講ずるものとし、市は、管理又は復旧のため多額の費用を要する場合は、協議のうえで援助の範囲を決め、文化財の保全に努める。

第３２節　電力施設災害応急対策計画

１　異常発見時の通報

市内において異常を発見したときは、速やかに九州電力送配電株式会社島原配電事業所へ連絡をとる。

連絡先　九州電力送配電㈱島原配電事業所　TEL0800-77-9423

２　九州電力送配電株式会社による非常災害応急復旧対策

電力施設の非常災害応急復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限度にとどめることはもちろんであるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える影響は大きく、したがって、復旧資材と労働力とをもって短期間に復旧する必要がある。

そのためには、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強靭な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援による必要がある。

(1)　応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより電力施設に非常災害の発生するおそれがある場合、各事業所においては、定められた非常災害対策措置細則に基づいて、災害予防準備体勢の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期している。

すなわち、災害が予測される場合は、直ちに本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、配電事業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡又は対策に対する指令が行われる。

連絡に必要な通信設備としては、電力線搬送、マイクロ無線、移動無線等があり、ほとんど通信不能となるような事態は起こらない。

電力供給は生活に直結し、災害対策のうえからも緊急復旧が望ましく、短時日にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので、社外社内の動員人員、機動力の活用等総力をあげて復旧に努める。

(2)　復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておくことが必要であり、各事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材が保管されている。

(3)　応急復旧作業の実施に当たっての留意点

①　人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、自治体の長に応援を求める。

②　塩害により広範囲に停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響が予想される場合は、自治体の長に水洗の実施について応援を求める。

③　復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所として公共施設等を利用する以外方法がない場合、同施設の所在の自治体の長に応援を求める。

④　交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達する。

⑤　道路損壊箇所の補修

道路損壊による電力復旧の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達する。

⑥　電柱・電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国及び地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し、電力復旧の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、国又は地方公共団体に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達する。

⑦　自治体の災害対策本部との連絡体制の強化

自治体の災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部との連絡を密に行い、停電情報等を提供するとともに復旧作業の円滑な実施のための情報収集に努める。

第３３節　ガス施設災害応急対策計画

災害の発生に際し、住民の安全を図るためのガス災害応急対策について定めるものとする。

１　非常態勢組織の確立

(1)　緊急出動に関する相互協力

消防機関、警察、ガス事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

(2)　ガス事業者の緊急体制の整備

①　ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常態勢組織を整備する。

②　非常態勢組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

２　応急対策

詳細な事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。

(1)　保護保安対策

①　ガス事業者は、ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した場合、直ちにガス事業者に通報するよう住民に周知し、協力を依頼する。

②　ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合、関係機関と連携し、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

③　ガス事業者は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

④　ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じたうえで、遮断後のガス供給再開を行うものとする。

⑤　ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2)　危険防止対策

①　災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガス事業者は、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、消毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意する。
②　災害の規模により、周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
③　ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置を講ずる。

(3)　応急復旧対策
①　ガス事業者は、ガス施設の応急復旧について、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。
②　ガス事業者は、応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。
③　ガス事業者は、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。

３　市、関係機関との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

第３４節　上下水道施設災害応急対策計画

１　水道施設

(1)　実施機関

市長（環境水道部水道課）

(2)　応急対策要員の確保

水道事業管理者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、平常時から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、水道工事事業者等に協力を求めて確保する。

(3)　応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するために必要な最小限の資機材を確保しておく。災害の状況により実施機関のみの資機材で不足する場合は、水道工事事業者等から緊急に調達する。

(4)　応急措置

①　施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

②　災害発生に際しては、取水、導水、浄水及び配水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

③　取水、導水、浄水及び配水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

④　各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町から給水を受けるための給水車を派遣要請するなど、飲料用の最低量の確保に努めるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげる。

⑤　配水管の幹線が破壊したときは、広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させるなどの方法により給水を確保する。

⑥　配水管の幹線が各所で破壊し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は配水池からの配水を停止し、漏水箇所の応急修理を行う。

２　下水道施設

(1)　被害調査

下水道施設については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行い、緊急時の対応を行うものとする。

(2)　二次災害の防止対策

下水道施設については、汚水溢水等の二次災害を防止するため、主要な幹線管渠の被災状況を調査し、破損等が生じた箇所については、バイパス工事等必要な措置を講ずるものとする。

(3)　応急復旧

下水道施設の応急復旧に関しては、必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

第３５節　公衆電気通信災害応急対策計画

１　実施機関

公衆電気通信設備の応急復旧は、西日本電信電話株式会社が実施する。

２　応急措置

電話は、災害時における情報の収集・伝達方法として、住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって、防災活動すべてにわたって必要不可欠のものであるため、ＮＴＴ西日本長崎支店は、通信施設の速やかな復旧対策を講ずる。

(1)　災害対策長崎本部の設置

①　早期復旧体制の確立として、人的・物的確保に努める。

ア　全国的な支援員の要請（被災状況調査班、復旧班）

イ　資機材等の確保

②　市、県及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況収集、情報交換

③　復旧担当者との緊密な連絡の徹底

(2)　応急復旧

①　移動電源車の確保（停電対策）

②　故障交換機等復旧

③　故障回線等復旧

④　中継伝送路の確保（迂回ルートへの切替）

⑤　可搬形衛星地球局の確保

⑥　通話輻輳規制

(3)　重要通信の確保（災害時優先電話）

①　第１次

ア　市防災機関（災害対策本部、応急救護所等）

イ　県、国の防災関係機関

ウ　消防、警察、自衛隊、防災協力医療機関

エ　輸送、通信、電力復旧に直接関係する機関

②　第２次

ア　ガス・水道を供給する機関

イ　金融機関

ウ　新聞、通信、報道事業者

(4)　通信サービスの確立

①　特設公衆電話・公衆ＦＡＸの設置

ア　第１次

指定避難所

イ　第２次

(ｱ)　第１次に該当しない住民が避難生活を余儀なくされている場所

(ｲ)　私設の避難所

②　災害用伝言ダイヤルの提供

３　住民への周知事項

市は、住民が、公衆電気通信設備について異常を発見した場合、ＮＴＴ西日本長崎支店（災害対策室 095-893-8059、095-825-4502）に通報するよう周知徹底を図るよう努める。

第３６節　鉄道施設災害応急対策計画

１　実施機関

鉄道事業者は、線路、構造物、信号保安装置等に対して、災害を未然に防止するとともに、一旦災害が発生したときは、列車の停止手配を行って列車運転の安全を確保し、さらに、早期開通を図るため、次のとおり対処する。

２　災害警備

気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで、災害の発生が予測される場合、関係各長は関係社員に対し、風、雨、雷、地震その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予測される箇所は、重点警備箇所に指定し、重点警備箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

３　災害応急

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、列車の早期開通に務める。

第３７節　海上災害応急対策計画

１　実施機関

長崎海上保安部が実施する。

２　非常体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

(1)　非常配備

①　職員を非常呼集し、非常配備につける。

②　通信配置を強化し、関係内部通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。

③　各種情報の収集、交換、分析に努め、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。

④　県本部及び防災関係機関との連絡を緊密にして、相互協力を図る。

⑤　巡視船艇、航空機等の緊急出動態勢を整え、状況に応じた移動集中を行う。

⑥　一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難勧告、航路の変更、出入港の制限等の措置をとる。

(2)　対策本部

緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

３　情報の収集・伝達

災害に関する情報の収集・伝達を次により実施する。

(1)　県本部及び防災関係機関との連携を緊密に保持して、災害に関する情報の収集、交換を行う。

(2)　巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害地に派遣して、情報を収集し、関係機関に伝達する。

(3)　民間からの災害情報は、県本部、市長その他関係機関に連絡する。

４　警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

(1)　気象業務法による警報（地方海上警報、津波警報）
①　航行警報の放送
②　巡視船艇により巡回通報
③　災害伝達網により通報

(2)　航路障害物の発生、航路標識の異常等
①　航行警報の放送
②　水路通報により周知

５　避難の勧告等

船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、避難勧告又は所要の指示を行い、適当な港又は避泊地に避難させる。

６　広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

(1)　海事関係者に対しては、警報の伝達方法に準じて、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置の周知徹底図る。

(2)　一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法等について、報道機関等を通じて行う。

７　船舶、人命の救助

海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。

また、遺体の収容、検視、引渡しを併せて行う。

８　海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

(1)　漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は港の境界付近の時は、その物件の所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあっては、除去の勧告を行う。

(2)　水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の測量及び警戒を行う。

(3)　水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

(4)　航路標識が破損又は流失した場合は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識を設置する。

9　緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

10　危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置をとる。

(1)　海面に油、放射性物資等の危険物が流失した場合は、その付近の警戒を厳重にするとともに、油の拡散防止、火災の発生防止、避難勧告に努め、港内における船舶交通の制限又は禁止を行い、その他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。

(2)　港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(3)　特定港においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止を行う。

11　治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

12　通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めるとともに、関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

(1)　市長、県知事から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、速やかに伝送する。

(2)　防災活動を実施する場合において必要があるときは､職員を派遣し、又は携帯無線機を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

13　法に基づく応急諸業務の実施

基本法に基づき、発見者からの通報と処理（第 54 条)、物件等に対する応急措置（第 59 条)、居住者等の立退きの指示（第 61 条)、警戒区域の設定及び立入制限・禁止・退去（第 63 条)、物件等の応急使用・収用・除去（第 64 条)、応急業務への従事命令（第 65 条)、地元機関に対する応急措置実施の要請又は指示（第 77 条)、応急物資の保管収用（第 78 条）に関する業務を実施する。

第３８節　福祉に係る対策

１　要配慮者・避難行動要支援者に係る対策

(1)　要配慮者・避難行動要支援者情報の把握・共有

市は、要配慮者についてあらかじめ民生委員等の協力を得て自治会や自主防災組織等の範囲ごとに、その実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿を作成して災害時の救助活動等に活用する。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報の保護に関する法律との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

(2)　非常災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、市は、次の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

①　在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし老人、障がい者、難病患者、乳幼児等について、避難行動要支援者名簿を利用するなどにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

②　要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。

ア　避難所へ移動する。

イ　社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。

③　要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災１週間後を目途に組織的、継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。

(3)　県は、市が実施する上記の措置に関し、他県、他市町村への協力要請等を行う。

２　社会福祉施設等に係る対策

(1)　被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

(2)　被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

(3)　被災社会福祉施設等は、水、食糧品等の日常生活用品、マンパワーの不足数及び施設の被災等により転所が必要な入所者数等について把握し、近隣施設、市、県等に支援要請する。

(4)　市及び県は、次の点に重点を置いて、社会福祉施設等の支援を行う。

①　ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。

②　復旧までの間、水、食糧品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。

③　ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

④　施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設のあっせん等の支援を行う。

(5)　県は、必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請するとともに、措置決定の弾力的運用等について国へ要請する。

３　障がい者及び高齢者に係る対策

(1)　市及び県は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意し、障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

①　被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

②　掲示板、広報紙、パソコン、ＦＡＸ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

③　避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。

④　被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用

携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。

⑤　関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。

⑥　社会福祉施設等を活用して、補助や介護を要し、一般の避難所での生活が困難な障がい者及び高齢者等を受け入れることができる施設や体制を整えた福祉避難所を分散設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講ずる。

⑦　避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、食糧品、生活物資の提供に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

(2)　県は、上に掲げる措置に関し、近隣県及び他市町への協力要請、関係団体等との調整を行う。

４　児童に係る対策

(1)　市及び県は、次の方法等により、被災による児童福祉施設からの避難所への避難児童及び保護者の負傷等により保護が必要な児童（以下「要保護児童」という。）の発見、把握及び援護を行う。

①　避難所の責任者等を通じ、要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。

②　住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、要保護児童を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

③　要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。要保護児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、父母のない児童については、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営むうえでの経済的支援を行う。

(2)　県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

(3)　市及び県は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の力、パソコンネットワークサービスの活用により、要保護児童を発

見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第３９節　公共土木施設災害応急対策計画

１　公共土木施設災害応急対策の体制

(1)　実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体が応急工事に必要な要員及び資材、機械を確保して施工する。

(2)　応急工事施工の体制

①　要員及び資材の確保

実施機関は、災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

ア　技術者の現況把握及び動員

応急工事の施工に必要な技術者技能者の現況を把握し、地域別人員、技術知識又は経験の程度、技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき、緊急時において適切な動員措置を講ずるものとする。

イ　建設業者の現況把握及び動員

地元建設業者の施工能力を平常時から把握しておき、災害時においては、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ　資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、あらかじめ応急用資機材の調達先を把握しておき、災害時においては緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先、輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

②　関係機関に対する応援要請

県は、基本法第 29 条、第 74 条及び自衛隊法第 83 条に基づく派遣要請や、九州地方整備局との災害時の応援に関する協定に基づく応援要請等を行い、他の機関より応援を求める。

２　応急工事の施工

(1)　河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

(2)　道路

①　応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。

ア　排土作業又は盛土作業

イ　仮舗装作業

ウ　障害物の除去

エ　仮道、さん道、仮橋等の設置

②　応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

(3)　漁 港

①　後背地に対する防護

高潮、波浪による防潮壁の破堤または欠壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤または欠壊した場合には、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

②　航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

③　係留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、被害拡大を防止する。

(4)　その他

上下水道、電気ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。

なお、緊急時においてそのいとまがないときは、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

第４０節　漂流油による沿岸汚染対策計画

１　基本事項

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、市、県が一体となって、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策として措置しなければならない。

２　漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等について

汚染発見者の通報及び各関係機関相互の指示、通報、連絡等は、次のとおり行う。

【図表：漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図】

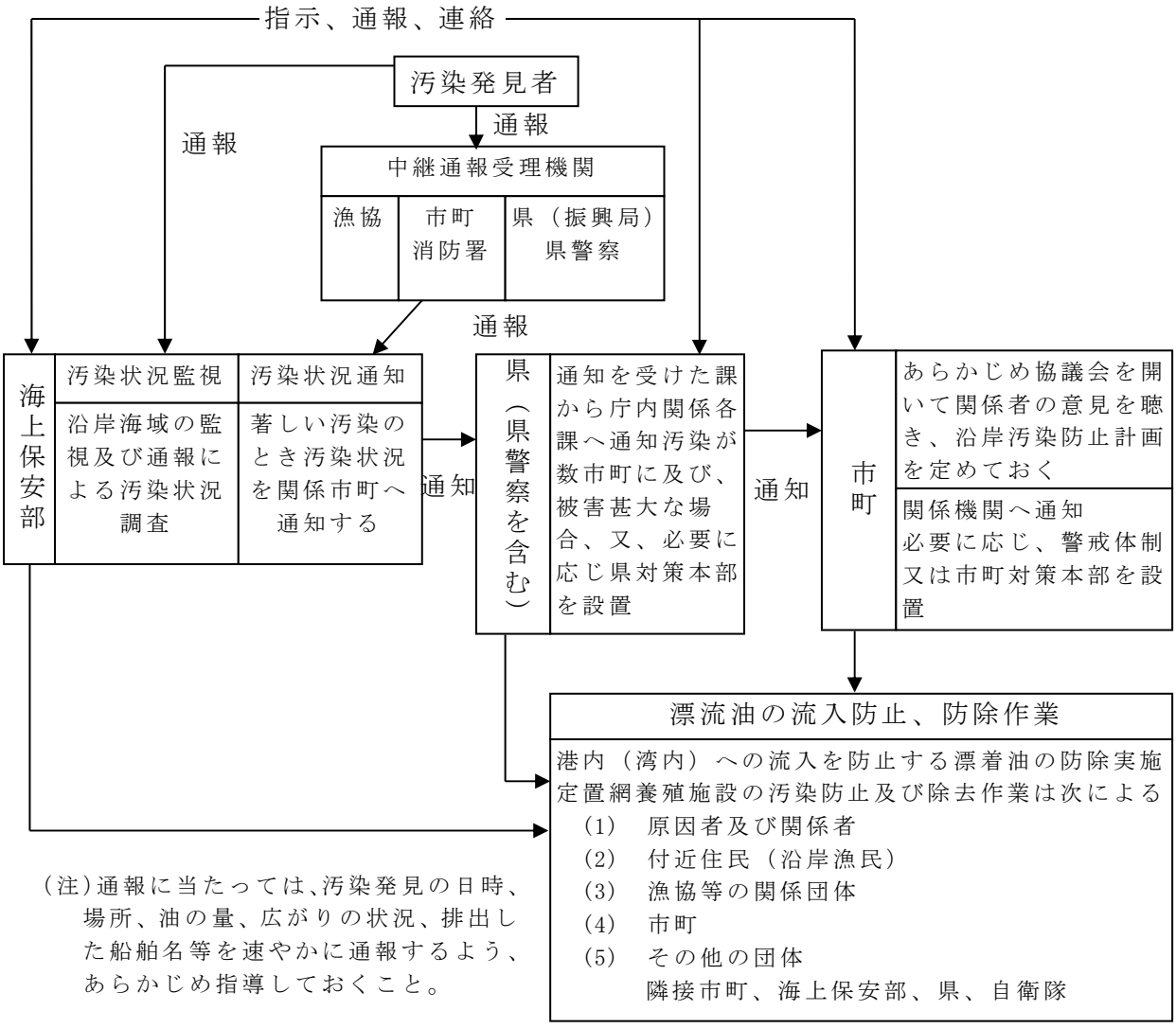

３　市における漂流油等の沿岸汚染対策

漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱に準じて、市における漂流油等の沿岸汚染対策を行うよう努める。

市の対策として検討すべき事項は、次のとおりである。

(1)　沿岸住民に対する汚染関係情報の周知及び広報

(2)　資器材の整備、保管

(3)　漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

(4)　漂流油の港内等への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施

(5)　関係機関への応援及び協力

(6)　県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼

(7)　漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導

(8)　その他必要な事項

４　漂流油等の流入防止及び防除

(1) 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ対策本部を設置するものとする。

(2)　漂流油等の防除

港内等への流入を防止することができない場合又は防止のいとまがなく港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過又は気温の上昇により汚染範囲が拡大し、作業が困難となるため、直ちに拡散防止に努めるとともに、防除作業を行うものとする。

①　定置網等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。
②　部分的な少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
③　関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市が実施する。漂流油等が大量で、対処が遅れると二次汚染のおそれがあるため、市単独では対処が困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求めるものとする。

第４１節　県防災ヘリコプター派遣要請計画

１　支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市長は知事に対して支援要請を行う。

(1)　林野火災、建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防御が困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき。

(2)　救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、ほかに手段がないと判断したとき。

２　県知事への要請手続

県防災ヘリコプターの派遣要請手続については、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱及び長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領に定めるところにより行うものとする。

資料編　２３　「長崎県防災ヘリコプター運行管理要綱」
資料編　２４　「長崎県防災ヘリコプター緊急運行要領」

第４２節　自発的支援の受入れ

１　ボランティア受入体制の整備等

(1)　市社協は、災害時のボランティア活動の拠点として、市災害ボランティアセンターを設置する。

(2)　市は、市社協による市災害ボランティアセンターの設置を支援する。

(3)　市災害ボランティアセンターは、主に次の業務を行う。

①　被災者のニーズ把握及びその支援
②　ボランティアの受入れ、調整、安全衛生管理（ボランティア活動保険の加入手続）
③　支援を必要とする地域住民と災害ボランティアとのマッチング
④　被災者のニーズに応じたボランティア活動プログラムの作成
⑤　災害対策本部、県災害ボランティア本部、その他関係機関・団体等との連携連絡調整
⑥　情報の収集と発信
⑦　ボランティア活動の記録
⑧　その他被災状況、時期により必要と認められるもの

(4)　災害発生後、各地からの市に対するボランティアの問合せに対しては、受付窓口となる市社協に回付するとともに、市社協と連絡調整を行う市民生活班に連絡する。

(5)　市は、専門知識や技術を有するボランティアについて、市社協、県、関係機関・団体と連携して確保に努める。

２　ボランティア活動の内容

(1)　災害時に行う主なボランティア活動の内容は、次のとおりである。

①　出火防止、消火活動
②　避難誘導
③　行政機関との連絡調整等
④　炊出し
⑤　募金活動
⑥　安否確認(要配慮者等)

⑦　情報の収集提供
⑧　救援物資の集積
⑨　土砂、瓦礫の片づけ、清掃

(2)　危険が伴う救助、医療行為については、専門ボランティアが行う。

(3)　ボランティアの食事や宿泊場所等については､ボランティア自身の自己調達を基本とする。

３　ボランティア活動の支援

災害時のボランティア活動支援については、長崎県災害救援ボランティア活動マニュアルに基づくものとする。

(1)　市は､市災害ボランティアセンターと連携して､ボランティアによる支援活動を行う。

(2)　市は､相談窓口や避難所等において把握した被災者のニーズについて、市災害ボランティアセンターに情報提供を行う。

(3)　市民生活班は､ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう､公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等を市災害ボランティアセンターに提供するほか、市災害ボランティアセンターに対して、物品やボランティア活動拠点の提供・あっせん等ボランティア活動の状況に応じた支援に努める。

４　ＮＰＯ，ＮＧＯ、ボランティア団体等との協議

市は、市社会福祉協議会、公益財団法人県民ボランティア振興基金、地元や外部から被災地入りしたＮＰＯ・ＮＧ０等とのボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなど、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮する。

第４３節　動物対策

１　犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市及び県は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、又は負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、次のような対策を行うよう努める。

なお、飼い主は、避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、市は、県と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。

①　放置された犬・猫等への給餌
②　放置された犬・猫等の保護収容
③　保護収容施設の設置
④　保護管理動物の疾病予防及び治療
⑤　保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整

２　家畜の保護・管理対策

市は、被災した家畜の保護収容、適正な飼育管理等について、県及び関係機関と連携し対策を行う。

①　市は、災害により畜舎の倒壊のおそれがあるなど、適正な飼育が困難であると判断するときは、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるように指導するとともに、必要に応じて家畜の避難先を確保するよう努める。
②　市は、原則として死亡獣畜を化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を県知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと、所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。